

第六十一回 参議院内閣委員会會議録第九号

(一七二)

昭和四十四年四月八日(火曜日) 午前十時四十分開会

委員の異動

四月三日

辞任

峯山 昭範君

補欠選任

浅井 亨君

四月五日

辞任

浅井 亨君

補欠選任

峯山 昭範君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

八田 一朗君

石原幹市郎君

柴田 栄君

北村 暢君

佐藤 隆君

玉置 猛夫君

長屋 茂君

安田 隆明君

山本茂一郎君

前川 旦君

山本伊三郎君

中尾 辰義君

片山 武夫君

岩間 正男君

國務大臣

農林大臣

通商産業大臣

建設大臣

政府委員

長谷川四郎君

大平 正芳君

原田 憲君

坪川 信三君

行政管理庁行政

管理局長

河合 三良君

農林水産技術会  
議事務局長

林野庁長官

通商産業政務次  
官

通商産業大臣官  
房長

通商産業省通商  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

通商産業省企業  
局長

横尾 正之君

片山 正英君

植木 光教君

両角 良彦君

宮沢 鉄蔵君

大慈彌嘉久君

矢島 嗣郎君

荒玉 義人君

鈴木 珊吉君

渡辺 栄一君

志村 清一君

川島 博君

坂野 重信君

相原 桂次君

井上 保君

長尾 満君

山本 成美君

本日の会議に付した案件

○運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農林省設置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○通商産業省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

出、衆議院送付)

○委員長(八田一朗君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨説明を聴取いたします。原田運輸大臣。

○國務大臣(原田憲君) ただいま議題となりました運輸省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

最近におけるわが国経済の発展は著しく、その動脈ともいえるべき運輸の経済、社会における役割りはますます重要性を高めております。これに伴い、運輸省といたしましても、経済、社会の発展に先行して、運輸の進むべき道を明らかにする必要があり、その前提として運輸省の政策立案機能の一その強化をはからなければなりません。

このため、運輸省におきましては、行政改革三カ年計画の一環として、可能な限り運輸省の行政事務の整理と機構の整理統廃合を行なった上、本省及び地方支分部局の企画部門の充実強化と審議会の再編成を行なうことといたしました。

改正の第一点は、本省の企画部門の充実をはかるため、官房に政策の立案及び調整を行なう計画官八名を置くこととし、このうち一名を法律職である海運局船舶整備公団監理官をもって充てるものでございます。なお、他の七名は課長クラスの政令職をもって振りかえることとしております。

改正の第二点は、本省の付属機関として運輸政策審議会と運輸技術審議会とを設置することとにも、その他の審議会の整理統合を行なうこととあります。

運輸政策審議会は、海運、陸運、航空の各輸送分野にまたがる総合的輸送体系を樹立すること等、運輸省の所管行政に関する基本的な政策及び

計画の策定について調査審議することを目的とし、また、運輸技術審議会は、運輸省の所管行政に関する技術の開発、改良及び普及について調査審議することを目的としております。他方、現在置かれております中央、地方の船員職業安定審議会を、それぞれ中央、地方の船員労働委員会に、造船技術審議会を運輸技術審議会に統合し、また、海上安全審議会と海技審議会とを統合するほか、都市交通審議会にその存置する期限を付する等、各種審議会の整理統廃合を行なうこととしております。その結果、現在三十あります審議会が、昭和四十七年度には十七に減少し、委員数も大幅に減少する予定でございます。

改正の第三点は、現在地方における道路運送に関する重要事項を調査審議する機関として陸運局に置かれております自動車運送協議会を発展的に解消し、鉄道をも含めた地方における陸上交通に関する諸問題を調査審議する機関として地方陸上交通審議会を設置することとでございます。

改正の第四点は、行政の近代化、能率化の要請にこたえるため、職員等に対する研修を統一的かつ効果的に実施する機関として、本省に運輸研究所を設置することといたしてあります。

このほか、先に述べました審議会の整理統合に關連いたしまして、船員職業安定法及び道路運送法の一部を改正することといたしました。

以上がこの法律案を提案する理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(八田一朗君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(八田一朗君) 農林省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。長谷川農林大臣。趣旨説明を聴取いたします。

○国務大臣(長谷川四郎君) たいだいま議題となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の提案理由と改正の内容を御説明申し上げます。

第一は、農林省本省の付属機関として熱帯農業研究センターを新設することであり、

熱帯農業に関する試験研究は、アジアの農業先進国であるわが国の立場より見て、熱帯、亜熱帯の開発途上にある国々の農業の発展を助けるため、より一そう推進するよう、内外から強く求められております。このことは、また、稲作をはじめとして、多くの面でこれら地域の農業と共通の問題をかかえているわが国農業の研究分野の拡大、研究水準の向上に役立つものと考えられるのであります。政府は、従来からこれら地域への研究者の派遣などの方法により、研究の推進をはかってまいりました。このたび、さらにこれを一そう充実するため、熱帯農業に関する試験研究を効果的に進めるための中心的な組織として、熱帯農業研究センターを設置することにしたのであります。

なお、熱帯農業研究センターは、沖縄に支所を置くこととしております。

第二は、同じく農林省本省の付属機関として農業者大学校を新設することであり、

わが国の農業及び農村を近代化していくためには、次代の農業をになう優秀な農業後継者を育成し、確保することが重要であります。政府は、従来から農業に関する教育研修の施策を充実するようつとめてまいりました。しかしながら、若い農村青少年の流出は依然として続いており、農業後継者対策は今後一そう強化する必要があると考えられます。このため、農林省みずから、専門的教育機関として農業者大学校を設け、現在農業に従事している青年に対し、将来自立経営のいな手として、地域農業の振興に役立つことができるような、程度の高い教育を施すこととしたのであります。

第三は、農林省本省の地方支分部局である地方農政局を地方農林局に改組するとともに、あわせて統計調査事務所の機構を整備することであり、

最近の民有林行政には、林業構造改善事業、入会林野整備促進などの施策に見られますように、地域的なきめこまかい林野行政と総合的な地域農林行政の推進が強く求められております。このため、従来、もっぱら林野本庁で処理してきました民有林野に関する事務を大幅に地方農政局に移すこととし、これに伴い、地方農政局の名称を地方農林局に改めることといたしました。

また、統計調査事務所は、その作成する統計を今後より一そう総合的な地域農林行政に活用できるようにその機構を整備することといたしました。すなわち、地方農林局のある都府県にあり、統計調査事務所は、その地方農林局に統合し、その他の府県にあり、統計調査事務所は、その府県を管轄する地方農林局に所属させることとしたのであります。

以上の措置に伴って、北海道にあり、統計調査事務所は、これを独立の地方支分部局とします。また、営林局などの機構及び所掌事務の一部を改めることといたしております。

このほか、この法律案におきましては、効率的な業務運営を行なうため、種畜牧場整備の一環として高知種畜牧場を廃止することとしております。また、輸出品検査所の事務に日本農林規格に関する事務を追加すること、神戸肥料検査所の大阪市への移転により名称などを変更すること、南西海区水産研究所の位置を変更することなどのため、必要な改正をすることといたしております。なお、この法律案の内容のうち、熱帯農業研究センターと高知種畜牧場に関する部分のほかに、昨年の第五十八回通常国会に提出し、参議院において審議未了となりました農林省設置法の一部を改正する法律案の内容と同じものであります。以上がこの法律案の提案の理由とその主要な内容であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決くださいますようお願いいたします。

○委員長(八田一朗君) 本案の審査は後日に譲りたいと存じます。

○委員長(八田一朗君) 通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

なお、本案は衆議院において修正議決されておりますが、その修正点は、お手元にお配りいたしてありますように、附則の施行期日の、「昭和四十四年四月一日から施行する」を「公布の日から施行する」と修正されております。

それでは、これより質疑を行ないます。

○山本伊三郎君 ひとつ通産省設置法について若干大臣並びに皆さんにお聞きしたいと思っておりますが、現在も通商産業省設置法というのがあると思っておりますが、それはどういふことで法律上の設置とされたのか。その理由をここに書いておられますが、簡単にひとつその趣旨を御説明願いたいと思っております。

○政府委員(両角良彦君) 現在まで通産省におきます研修は、新規採用職員あるいは管理職の職員に対する研修並びに各種の専門研修、たとえば外国語あるいは技術、経済といったようなことを行なっておりますが、これは事実上の研修といたしまして、当省の研修施設におきまして施行いたしておる次第でございます。

○山本伊三郎君 訓令設置というのはどういうことなんでしょうか、どういう形になるのですか。訓令というのは、大臣の訓令で適宜やっておるといふことですか。

○政府委員(両角良彦君) 御指摘のとおり、大臣の訓令をもって処置しております。

○山本伊三郎君 その場合の予算措置はどうなるんですか。

○政府委員(両角良彦君) 予算につきましては、四十三年度並びに四十二年度、それぞれ所定の予算を経まして計上をいたしております。すなわち、金額は、四十三年度は二億一千万円、四十二年度は約一億円というものを予算計上していただいております。それに基づいて研修施設の研修はいたした次第でございます。

○山本伊三郎君 そういふ金額もそうであります。その場合訓令設置ですから、そういう予算はどういふ局から出ているのですか。訓令研修所として予算をとりますね。そういう訓令設置の場合の予算措置はどういふ形ですか。

○政府委員(両角良彦君) 四十二年度並びに四十三年度におきます予算は、研修施設の設置に対する予算でございます。研修所という法的な組織に対する予算ということにはなっておりません。

○山本伊三郎君 それから次に、この機会にちょっと聞いておきたいのですが、いよいよ万国博覧会もあと一年足らずに迫ったのですが、私もこの前モンテリオールの万博を建設中にちょっと視察をした経験があるのですが、第一に問題になるのは、万博による収支関係ですね。モンテリオールの場合も相当赤字を生じた。それをいわずに地元のモンテリオール市その他の州で持たれたと聞いているのですが、日本の場合は、これは終わってみぬとわからねことですが、どういふ収支見通しで現在おられるのか、この点ひとつ。

○国務大臣(大平正芳君) 万博の予算は、建設予算と運営予算とに大別されますが、建設関係の予算の総額は五百二十四億円でございます。これは土地の整地費、基幹施設費、管理サービス施設費等に充てられるものでございます。

これを財源別に御説明申し上げますと、記念切手、たばこの広告、公営競技等の特別事業収入として二十九億円を期待いたしております。それから民間側からの寄付、これは施設の参加でございますが、六十八億円。それから施設の残存価値見返りの融資分として五十億円を予定しております。それだけを除いた残額三百七十六億円を国と地方公共団体が分担するというようにいたしております。国はそのうち二百五十億円を自担して、残金は大阪府、市を中心とする近畿二府六県、三指定市が負担することになっております。

それから運営の予算でございますが、総額が二百八十九億円でございます。これは協会の独立採算制をとっております。おもしろなる収入源は、入場料が約百六十八億円。催しもの、遊園地収入が三十七億円でございます。なお、昨年八月

に決定を見ました入場料引き下げに伴いまして、競艇等の公営競技からの協賛金二十五億円を予定いたしております。ただし、これはどれだけの入場者があるかということもございまして、仰せのようにやってみなければわからぬわけでございますが、一応三千万人ぐらゐの入場者を予定いたしております。いまいろいろの推定を行なっておりますが、三千万人をこえることはほぼ確実ではないかという見通しが支配的になっております。

○山本伊三郎君 ます施設費ですが、政府が二百五十億、そうすると百二十六億ですか、これがいわゆる各地方団体、三府県、何市かの負担になっておりますが、これは何ですか、もうすでに負担の割り当ては各県にされておるのですか。

○説明員(井上保君) 残りの分は各地方公共団体に割り当てになっておまして、そのうち九〇〇が大阪府、市でございまして、それから、兵庫県と神戸市が大体四・七、それからあと京都府と京都市が二・五割ぐらゐ、あとはそれぞれ一割以下でございまして、そういうことで奈良、和歌山、福井というところに割り当ててございまして。

○山本伊三郎君 自治省から見えておられますね。この百二十六億の各地方団体の負担は、どういふところで落とすおるのですか。地方公共団体としての経理は、いわゆる何か基準財政需要額をもって支出しているのですか。地方団体の負担の費用はどこで落とすおるか。

○説明員(山本成美君) ただいま御質問の点でございますが、ただいま通産省のほうからお話になりまして、地方団体の負担分というものは大阪府、市で九〇〇、あとは関係の府県市で負担をいたしておるのですが、その負担割合につきましては、大体各地方公共団体における住民税均等割りの収入、あるいは関連公共事業の事業費の量と申しますか、そういうふうなものを勘案いたしまして配分をいたしておるわけでありまして、これについての財源措置をいたしましては、一部は特別交付税で措置をいたしておりますが、残余の額につきましては、関係地方公共団体の財

政状況を考えまして、直接、負担金に対する起債というものは起債の性格上できませんので、これに肩がわりできるような適債事業を拾いまして、ほぼ残余の額が目一ぱい充当されるように起債措置をやっておるわけでございます。

○山本伊三郎君 地方特別交付税で見た分はどれだけですか。

○説明員(山本成美君) 昭和四十二年度におきまして特別交付税措置は二億一千三百万円でございます。それから四十三年度は四億四千四百万円、約倍になっております。

○山本伊三郎君 そうすると、百二十六億という額から見ると、ほかの府県は少ないのですが、大阪府、市は相当大きい負担になっておるようですが、特別交付税を合わせますと約六億五千万円程度でありますが、そのほかは全部地方債で大体見ておるのですか。

○説明員(山本成美君) さようでございまして。○山本伊三郎君 地方債とすれば、これはもちろん借金ですから、あとに残っていくわけですが、こういう点については、地方財政上から見ると、相当大きい負担になってくると思うのですが、その地方債には特別な利子補給とか、そういうものを見ておるのですか。

○説明員(山本成美君) 先ほど申し上げましたように、特別交付税の額というものは、いま御指摘のように、六億五千万円程度に四十三年度末でなっておりますわけですが、その残余の額については、おおよそ肩がわり分として目一ぱいいけるように起債措置をしておると申し上げたのであります。この起債の適債事業というものが、必ずしも単一のものではございません。たとえば国庫補助事業の裏負担についての起債事業でございますれば、これは全額政府資金でやるというたてまえで費しておりまして、また単独事業になりまして、政府資金が無理なものもございまして、したがって、こまかい数字はちょっと手元にもございませんが、両方であるし、またいづれでもないといったようなことになるかと

思います。

○山本伊三郎君 これは、先に聞いておきますけれども、会場の設備費に対する負担であつて、関連事業とは別でしょうか。

○説明員(山本成美君) 別でございまして。○山本伊三郎君 これは万博という国家的大事業を引き受けた地元ですから、ある程度の犠牲というものはこれはやむを得ないと思ひますけれども、これは結局地方住民にかかってくる負担ですから、したがって、この点については政府としてももう少し考えなくちゃならぬと思うのです。これは通産大臣にお尋ねするのですが、そういう特別交付税を除いても約百二十六億程度の負担になるのです。関連事業はあと地方住民の福祉に残るし、道路、その他交通関係も残るが、会場設備費については、あと地の処理の問題についてはあつて聞きまされども、相当の重い負担になっておる。これに対して政府としては、今後何か考へるといふような意図はございませんか。

○國務大臣(大平正芳君) 仰せのように、あと地の処分利用問題というのは現在検討中でございます。で、いま提起された問題も、それとあわせまして検討を要する問題であると思ひますが、いまだどうするといふ結論はまだ持っておりません。

○山本伊三郎君 まあ一応そういうことでひとつ大臣も、地方財政で、大阪府は不交付団体で若干いといわれれておりますが、やがて、単年度は赤字だとも聞いております。特に大阪府の場合は全くの赤字でできり舞ひをしておる状態ですか、その点はひとつ十分御配慮願ひたいと思ひます。

それから次にこの運営費ですが、いま通産省の政府委員の方からお答え願ひましたが、二百八十九億の運営費の見込みで、入場料その他を合わせまして二百二十億ぐらゐにしかならない。六十億ほど赤字になると、もうすでに当初から、いまの数字を私信じましてです、なると思ふのです。この始末はどうされるのですか。

は、いま申しましたように、二百八十九億七千五百万円、これで収支のバランスは一応予算的にはとつてあります。しかしこのとおりまいりますかどうか、これは一にかかつて、先ほど申しましたように、入場者の見込みにかかるとは、私どもとしては、先ほど申しましたように、私どもとしては、まず、だいたいよういけるのじやないかという見当はつけておるつもりでございまして。

○山本伊三郎君 そうすると、ほかの聞きそこないかもしませんが、入場料収入は百六十八億と聞いたのです、百六十八億。それから三十七億は催しもの等における使用料といひますか、そういうものが三十七億。それからそのほか二十五億ということも聞いたんですが、これでいくと二百三十億ですね。ほかに何か収入の見込みがあるのですか。二百三十億ですから二百八十九億から引くと五十九億ほど足りない。

○説明員(井上保君) 先ほど大臣から申し上げましたのは、収入支出の主要項目だけを申し上げました。それ以外の収入支出がございまして、ちょっと申し上げると、収入のほうは、そこにございまして入場料が約百六十八億でございます。それから出展の敷地料、これは政府関係でないところから敷地一平方メートル当たり五千円もらうというふうな敷地料、それから営業権金であるとか、これが十一億ほど。それから駐車場の収入、これは普通の乗用車一台五百円とか、そういうものが一ぱいあるわけでございます。

○山本伊三郎君 まあ一応そういうこまかいやつも見積もられておるのですが、問題はやっぱりこの入場者、三千万人以上だということですが、モントリオールの場合も、最初二千万人すだらうというのが実際は三千万人になったようですね。それでして赤字が出たというのですが、私はやはりこの赤字は必ず出るのじやないかと思ひますね。おそらくそういう状態がある場合に、これはその結果を見ないとわかりませんが、赤字が出たときには、これの負担はどこでやることになりま

○説明員(井上保君) 現在のたてまは、協会が独立採算でやるというたてまになっております。ただ、さつき大臣からお答え申し上げましたように、その三千万の入場者という数字が非常に大きな収入源になっておりまして、これが現在のいろいろな調査によりまして、もう少し多いのじやなかろうかという感じがございまして。それで大体一千万人ふえますと、経費率等がございませうけれども、大体四十億から四十五億くらいふえるのじやなかろうかという勘定であります。いまの三千万が相当ふえるのじやなかろうかという要素もございまして、現在のところでは、一応収支相償うし、なおかつ経理は協会が独立採算制でやる、こういうこととございまして。

○山本伊三郎君 そのいうぐあいに入場者が多くなって、黒字は別に期待する必要はない。もうける必要ないからいいんですが、赤字になったら協会がそれを受けて持つと、協会というのは、そういう協会自体は別に資産を持っておるわけじやない。そういう場合には、結局あと地の利用なんかによってそういうものを捻出すとか、そういうことを考えるかどうか。協会に全部持つてくれといったって、協会自体は別に事業しているわけじやない、万博のための協会ですから。そういう場合にはどういう処理をされるのですか、それだけ聞いておけばいいんです。

○国務大臣(大平正芳君) いま申しましたように、一応協会は独立採算でやらしてございまして、これでもし赤字が出たら云々ということをやいま申しますと、運営がだらしなくなつちや困りますから、とにかく私どもとしては、これで足りつぱにやっていると、独立採算の主体的な責任を強調しておるわけとございまして。で、おそれるはこれだけいけると、見当はつけておるすけれども、万一これが赤字が出るというような事態があれば、その時点でまた配慮をしなければならぬと思ひますけれども、いまの段階は、これで済みますよという責任だぞということ強調いたしておるわけとす。

○山本伊三郎君 モントリオールの場合の赤字を生じた場合の負担は、モントリオールの県と州に負担しておるのですか。そういうことのないように私はしていただきたいと思う。もちろん、大臣言われるように、先ほど説明あったように、これは独立採算でいければ、これはもうたいへんけつこうですが、いままでも何回かの万博の状態を見て、あまり黒字というものの報告を私聞いておらない。また、万博というものは、もうけるためにやるのじやないのですから、赤字を覚悟でやるという趣旨ですから、そういう点について、地元、先ほど申したように設備において相当負担があるの、欠損を生じたからと、モントリオールのような形にしないように、これだけ政府にお願したいのですが、どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) その点十分戒めてかかるつもりです。

○山本伊三郎君 それで次は建設省が見えておるらしいのですが、関連事業を、相当膨大な関連事業、設備に関しては五百二十四億程度であります。関連事業では六千億以上費やされておるようでありまして。おもだつた関連事業の、もちろん道路路がおもだと思ひますが、ちよつと概略、建設省のほうの方。

○説明員(長尾満君) 万博関連公共施設の設備の中で、建設省所管分は約四千億とございまして。その中で一番大きいのは、道路整備の約三千三百四十億、それからあと河川が三百二十億、下水道が三百十七億、公園が三十三億、計約四千億ということになっております。

○山本伊三郎君 あとの千数百億というのは、これは地方公共団体が負担することになっておるんですか。

○説明員(井上保君) 建設省以外に、それから運輸省関係とございまして。それから農林省、それから厚生省その他がございまして、総計が六千五百億とございまして。

○山本伊三郎君 その運輸省、農林省の負担……。○説明員(井上保君) 運輸省は、全体計画といた

しましては二千三百六十億程度とございまして。国鉄、それから高速鉄道、私鉄、空港、港湾、観光施設等とございまして。それから農林省はもう四千三百億、これは非常に少のうとございまして。それから厚生省も一億三千万とございまして。それから大体運輸省と建設省が大部分だということとございまして。

○山本伊三郎君 そうすると、地方公共団体の負担はこれと別ですか。地方公共団体が地下鉄とか、そういう、やっていますが、それは別なんでしょうか。これは自治省御存じないですか、関連事業の地方公共団体分。

○説明員(山本成美君) いまの数字の中には地方団体分も含めた数字だと考えております。

○山本伊三郎君 そうすると、運輸省所管としていわゆる交通各種機関についての中に地方公共団体、また、建設省関係の道路、河川、下水とか、そういうものの中に地方公共団体の費用も含まれておるという事とすか。

○説明員(井上保君) いま申し上げましたのはトータル数字とございまして、それぞれの補助率に従ひまして地方公共団体の負担分は入つておるといふこととございまして。それぞれのところに入つておるわけとございまして。

○山本伊三郎君 その地方公共団体の負担分はわからぬんですか、建設省でも。

○説明員(長尾満君) まだ四十四年度の分はこまかくはじいてございせんので……。

○山本伊三郎君 大体でいい。

○説明員(長尾満君) 大体約一千億くらいではないかと思ひます。

○山本伊三郎君 運輸省関係——農林省関係はほとんど私、地方公共団体ないと思うんですが、運輸省関係ではどうなつていまして。どれくらい、地方公共団体分。

○説明員(井上保君) いま資料を持っておりまして、後ほど御提出いたします。

○山本伊三郎君 それじゃあ建設省に聞きますが、この一千億程度の地方公共団体、これに対し

ては相当政府は高率の補助といひますか、出したと聞いておるんですが、この一千億円の地方公共団体支出費用が、地方公共団体自体の持ち出しの費用というの、どれくらいになっておるんですか。

○説明員(長尾満君) これは公共事業につきましては、それぞれ事業の負担率がございましておる。その率によりまして一応公共団体が持つべき額が、事業費がございまして自動的にわかつてまいります。それが約一千億ではなかろうかというふうに申し上げたわけとございまして。

○山本伊三郎君 各道路とか河川、そういうものの修築、建設には補助金はあります。一定の補助率がありますが、特に万博については特別の補助率で出したら、菅野経済企画庁長官——万博の大臣ですか、から聞いたんですが、そういうことと通常の補助率以外に出してない、こういうこととすか。自治省の関係どうですか。自治省そういうこと御存じないですか、関連事業に対する国の補助。

○説明員(山本成美君) これは通常のほうでございまして、通産からお話し願ひたいと思ひます。

○説明員(井上保君) 大体原則的には通常の補助率だと思ひますが、特別の補助率で出したものがあるという事は、ちよつとよく知りませぬので、よく検討したいと思ひますが、大体通常の補助率で出しておると思ひます。特別の補助率というの、ちよつと聞いておると思ひますので、検討いたしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 普通の補助率であれば、道路の場合にはケース・バイ・ケースで違ひますが、原則として三分の一ないし三分の二ということになっておるのですね。そうすると一千億の支出で、それだけの補助率では相当地元負担が高まつておるといふことになりまして。この認識はどうか。相当関連事業で地元が負担しておる。

○説明員(長尾満君) 特に万博関連で負担が増加するということではございせんので、一種の先行投資とございまして、通常の事業の補助率へ

スで計算をいたしております。

○山本伊三郎君 これは大臣に言うのですがね。なるほど先行投資です。オリンピックの場合、東京の道路が相当改修されて、都民には相当便宜を与えていることは事実ですがね。実際、地元住民全部から見ると、そんなに万博があつたからといって、大きい道路ができたからといって日常の——大阪府・市民については、そんなに大きな利益はこうむっておりません。またこうむらない。その点はあくは菅野さんにも相当言つたのですが、菅野さんは、ほとんど国が負担しておられることですから、私はいつか機会があればこまかにと思つてきよう尋ねたのですが、これは予算委員会でも菅野さん、胸をたいたようなことを言つていましたね。相当私は地元の財政に対して大きい影響を与えているという事は、地元の知事、市長からも聞いておるのですがね。これは時間もないし、いづれまた詳しいことはひとつ資料をいただきまして、お話を聞きたいと思つています。この関連事業について、で、一十億といふことが、地元の負担は一十億程度ではないといふことも聞いておるので、もう少し、通産省の關係か建設省の關係か、運輸省か知りませんが、政府でこの点ひとつ数字を明らかにして、後ほどいただきたいと思つています。

それで次に移ります。関連事業はそういうことですが、あと地について、これは予算委員会でもちよつと聞きましたが、菅野大臣は、早急にきめるといふことですが、大体どの万博でも、パリにおいては相当——三回ほどやってありますが、あと地をどうするかというところが、万博を主催する一つの大きな表面に出せない——そんなこと表面に出したら問題になりますから出しませんが、いわゆるあと地をどうするかという事は、大きい目標の一つになつていくことですが、日本政府については、まだその点はきまつておらないといふことですが、これは地元としては相当大きな問題もありますし、この点について大臣、どうなんですか。いつごろ決定されるのですか、あ

と地の使用について。  
○国務大臣(大平正芳君) 私が連絡を受けておる万博大臣からの御意向としては、ことし八月ごろ大綱をきめます。細目につきましては、来年度の予算と一緒にきめたいというふうなことを聞いておりますが……

○山本伊三郎君 主管大臣でないから、あまりこれ以上尋ねてもどうかと思つておられますが、ぼくは、すでに万博を計画したときにそういうものを、すてらなくちやならぬというのが私の趣旨なんです。万博をここでやるといふときに、これはもうパリがいまあれほど、市内がいわゆる近代化した都市計画をやつたというの、万博を二回か三回やつておられますね、パリで、やはりそういう考え方でやつておる。そういう権限を持つて私はやるべきだと思つて、行き当たりばつたり、これは万博、この土地でいいんだというふうなやり方には、きつめて私不満を持つておるのですがね。もし、それであれば、この考え方について大臣どうですか。主管大臣でないから、閣僚の一人として所感ぐらゐ聞かしてほしい。

○国務大臣(大平正芳君) 全然見当がついていないわけでもなくて、中央の百二十九ヘクタールでございますか、これは都市計画事業として割愛しよう、あとの部分はとにかく一応は見当つておるわけでございますが、仰せのとおり、全体のあつた地の配分というの、きめてからかかるといふのは、おっしゃるとおりだと思つておられますが、土地に対する異常に関心が強い、いろいろ公害問題がごのようにホットになつてきておる段階でございまして、政府として、そういう問題を整理ときめたいと、万博の誘致に踏み切るといふ時間的余裕がなかつたことと思つておられます。しかし、いままきごとを言つてもいけませんので、有意義な利用計画を、できるだけ関係方面の意見を周到に聞きまして、なるべく早くきめて、御報告できるようにいたしたいと思つておられます。

○山本伊三郎君 現在あれは大阪府が一応敷地を買収して、名目上も実質上も大阪府の所有地だと

聞いておるんですが、その点はどうですか。  
○国務大臣(大平正芳君) そう聞いております。○山本伊三郎君 大阪府の所有地であると、これはやはり国の指示でやらなければ、万博は国の事業ですからね。国は相当費用出しているんですから、地方団体の意思であつた地を処分される、非常に目的が変わつてくると思つておられます。財政難だから切り売りするとか、一部は公園に残したりやるけれども、一部は切り売りするとか、こういうことになる、実はせつかく万博をやつたあとに、住民が非常に迷惑する場合があります。こういう点は私は非常に問題があるというので、まあその点を強調しているわけなんです。大阪府といへども、相当の金を借りて実はあれを買収したんですから、したがつてやはり財政的には、何とかこれを財政的に有効に処分したいという気持ちには私はあると思つておるんです。したがつて、その点をこのほうで十分指示をし、地方団体に迷惑をかけないような形で処理しなければ、あとそれは相当問題が——万博は済んだ、しかしあとは何だという批判が、これは私はおそろしいと思つておるんです。これは大阪府だけの住民じゃなくて、相当国が補助して関連事業も相当やつておるんですから、これは日本のものだからね、言へば、たまたま大阪の千里丘付近にやつたけれども、これは日本の一つの私は設備だと思つておる。だからそういう観点から、あと地の利用については十分政府が指示をし、また、負担といふことも、考へてやつてもらいたいと思つておるんですが、これはひとつその点通産大臣も十分考へ願つて、ぜひそういう方向で指導してもらいたいと思つておるんですが、この点どうですか。

○国務大臣(大平正芳君) 大阪府として巨額の資金を前もつて調達されて、あれだけの土地を確保していただいて、知事さんと府会との間にもいろいろなお約束があつたかに聞いておられますので、いま仰せのように、この問題の処理につきまして、大阪府側に不当な損失をかけない、しかもこのあと地の利用計画が、局地的な利害で左右されるようなものでないようになつておることを配慮しながら、有意義な利用計画を立てたいと思つておる。各省の意見はもとよりでございますが、府、市の意見、それから国民各層の意見、それからさらには万博関係の閣僚協議会にかけまして、仰せのように、利用計画を最終的にきめる段階では、粗漏のないようになつておると思つておられます。○山本伊三郎君 それでは、もう一べん全般の問題でお尋ねしますが、大体三千万以上という入場者を予定されておるんですが、そのホテル関係、その三千万以上の入場者の外国からのお客、これはどれくらい見積もつておられますか。  
○説明員(井上保君) 三千万人のうち、約百万人が外国からの入場者であると思つておられます。百万人と申しますのは延べでございますが、それには、毎年いま四、五十万の外人が来ておられますから、そういう人が入ると思つておられます。万博のために、特にそのために来るという外人は、まあ野村総合経済研究所に頼みまして十分研究してもらつたんですが、一番多くて五万九千人、そういう人が何回も入るといふことで、百万人といふことではございませぬ。

○山本伊三郎君 モントリオールの場合、外人はどれくらい入つたんでしようかね。  
○説明員(井上保君) モントリオールは、全体で入つたのが五千万と聞いておられますが、そのうち約半分が外国人だと、あそこはアメリカ人が相当入つておられます、そういうことではございませぬ。

○山本伊三郎君 五千万も入つたんですかね。五千万で、半分が二千五百万、しかし向こうはアメリカという大國が隣にあるから外国人が入つた、こういうことではございませぬ。

そこで、そういうホテル関係、宿泊関係は、大体この万博開催日までに、それを収容し得る見通しといふんですか、設備の見通しがあるんですか。  
○説明員(井上保君) ホテルの關係でございませぬが、これはピーク時の平均の万博の入場者といふものを対象にいたしまして、それからそれを国内と国外に分けて、国内につきましては、主と

して寺社の民宿、そういうところの開発というようになことで検討いたしております。現在すでに集まっております数字で、そのピークの数字を十分にカバーするということがございます。これは非常に余裕があるという数字になっております。それから外人の関係でございますが、これはホテルであるとか、それから国際観光の旅館でございますけれども、ホテルとか、それに類する旅館でございますが、そういうもののおき室を大体七〇〇の程度を外人に優先的に確保して、あるいはホテルの新造、改築をやりたいというようなことで計画が出ておりました。これにつきましてカバール得るといふ数字になっております。検討した数字の結果は、大体いまのところ問題がないということになっております。

○山本伊三郎君 万博といひながら、三千万以上予定しておいて百万人という外国人の入場者、きわめて私さびしいと思ふんですね。アジアで初めての万博だからやむを得ないといひますが、その点はやはり政府としても、万国博覧会ですから、日本人の博覧会じゃないんですからね。もう少しその点の見通しというものを、最初から百万くらい程度で計画したんですか、初めから。

○説明員(井上保君) これは計画と申しますか、従来の博覧会に各国から来ている実績であるとか、そういういろいろなデータを野村経済研究所が広く調べまして、それをいろいろなところをいろいろこまかい計算をしたようにございますが、その結果一応そういう数字になったと思ひますが、たとえていいますと、これは国内の場合を例にあげますと、年齢別、所得別、距離とか、いろいろなものをあげまして、それから国につきましては、過去の博覧会の実例、各国から行つてい実例とか、そういうものをいろいろ勘案いたしまして、一応の予想でございますけれども、相当こまかい計算をした結果、大体そういう数字になつていと思ひます。で、実は幅がございまして、三千万人と申しますけれども、最低二千八百万、最高三千七百万人という数字になつております。大体シニアな数字

字が三千万というよう計算になつております。○山本伊三郎君 その百万のうちに東南アジア、いわゆるアジアから来るというような人、どれくらい見積もつておりますか。

○説明員(井上保君) 正確に記憶いたしておりませんが、大体半分よりは相当少ない。アメリカ、カナダ、あの辺が多いだろうと、ヨーロッパ、それから東南アジアは半分以下であるというような感じでありまして、正確にはまだ資料を調べましてから御連絡いたしたいと思ひます。

○山本伊三郎君 ばくは大体その計画、まあこれは社会党も賛成して、問題を受けて賛成した法律ですから、いまさらけちをつけるわけじゃないんです。が、ぼくらが考えておつた、最初から大体万博をやるといふことになれば、これは欧米先進国という先進国といふことばは私あまり好かないんですが、欧米各国からというよりも、アジアの人々を招致をして、アジアの文化の状態といふものを示すといふことが、私は大きいテーマである。進歩と調和といふテーマを持っておりますが、特にアジアで開くといふ意味はそこにあるんじゃないか。これは党というよりも私個人が相当主張してきたわけですが、いわゆる三十分の一くらい

の外人、そのうちの半分くらいは外国人が万博に来たといふ、実際ほんとうに万博の意義があるかどうかといふことを私疑うんです。よ、実際問題。しかしアジアといふ、特殊な日本という地理的条件もありませんから、それはモントリオールほどはいかないと思ひますが、そういうものを考えて、相当のこれは費用をかけていますからね。一億円以上の実費費用をかけているんですね。日本人に見るといふなら、もう各団体、いや、何と

いいますか、国体のような、各地持ち回りで展覧会をやつてもいいんですからね、日本人に見せるなら、高い費用をかけてつくるより、だから私は、万博といふことをアジアでやるという意義は、アジアの人がもうござつて来て、そしてアジアの文化をささげて、今後アジアの発展をどうするかといふことの参考にすることが趣旨で

なかつたか。それがいま聞くと、百万くらい寄せて万博だといふことは、これはもう準万博であつて、万博という価値はないと思ふんですがね。どうですか、率直な意見を言つておられますか。

○国務大臣(大平正芳君) これどれくらい見積もるかといふことは、予算を立てる場合のベースになりますので、政府でも非常に關心をもちまして、いまお話しがございました野村経済研究所に委託をいたしました。野村さんのほうはアメリカのリサーチ機関と連携をいたしまして、相当経費を使ひまして、いろいろなデータを記憶させてはじき出したつまり数字なんです。これは予算ベースという意味で検討を持たねばいけませんので取り上げた数字でございます。非常に客観的な冷静な山本さんが言われるような政策的な意図を織り込んだとか、そういう数字ではないと思ひます。したが、いま仰せのように日本で万博をやる、しかも東洋で初めてであるといふことですから、アジアの諸国民に關心を持つていただき、できれば広く見ていただくといふようなぐあい

いたしたいといふことは当然なことでございます。それは外務省その他があらゆるチャンスに、あなたがいま言われたような趣旨で、PRにつとめまして、できるだけ誘致に努力をすべきだと思ひます。現に国際会議等の機会には、外務省のほうも非常に気を配つております。また六十五万の参加といふことが、いま約束を取りつづけるまでもPRをかねてつとめてきておるわけでございます。私どももいたしましては、一応予算のベース案としてとりました数字にどうして

もプラスアルファを、そういう意味でかせぎ取らなければいけないんじゃないかと思つております。精一はいやつてみたいと思ひます。

○山本伊三郎君 大臣、私の言う趣旨は、参加国が六十五万でも七十万でも、これは史上初めでだといわれておりますが、もちろん参加国の数も、これは一つの万博の要するに価値評価にもないりますが、やはり全世界の人が集まつてくるとい

う、これが私は万博の価値じゃないかと思ふ。特にアジアにおいて、私主張するのは、これは意図して言うわけじゃないんです。が、やはりアジアで一番大國の中国はこういうような状態、したがってそれは中国が国交回復しておつたら参加してくるといふ意味でもないかわかりませんが、そういう条件の中で開くんですから、国交を回復しておらなくても、予算のときにちよつと言ひましたように、やはり中国からも参加をさすといふ点から私は必要があるといふことは、そういう問題を離れて、万博の趣旨からいって、そういう必要があるといふことを主張したんですが、やはりそういう点も考えて、万博をやるときには、単に採算ベースといふのでは、これはもう見本市と同じですから、収支償うといふのであれば、万博の価値がない。政府がこれほど力を入れてやる万博ですから、いわゆる全人類の進歩と調和といふこのテーマに合うようなものを考えるべきであらうと思ひます。が、まあこの点は一応私の意見として、今後大いにアジア諸國に対して、こちらに入場といひますか、參觀にくるといふ宣伝をまたやるべきじゃないか、それだけ言つておきます。

時間をおきたので、もう一つだけこの機会に聞いておきたいと思ひます。ごく最近に、これは問題全然然るなんですから、万博についてはこれで終りです。もう一つだけ、通産関係についておきた

その前に、もう一つ、外国から来る、設備をする外国に対する関税はどうなつておりますか。

○説明員(井上保君) 関税上の取り扱いは、実は博覧会条約というのがあります。それに大きな根本の方針が書いてございます。それからそれに従ひまして、一般規則等もございまして、それを受けまして、国内では関税定率法、それから関税法によつております。それで、関税定率法によりまして、参加国が発行しておる公式のカタログとかパンフレットみたいなものは、無条件に免税ということになつており



ます。それから参加国が会場で記念品をやるとか  
試食をさせるというようなことがございます。これ  
も一定の基準に従いまして無税とする。それか  
ら会場自身が関税法の保税地域に指定されてお  
りまして、そこへ入ってくるものは無税でありま  
す。そこから出る場合には、通常の手続を経て、  
国内の場合には税金をかけるというようなかっ  
て規定をいたしております。

○山本伊三郎君 それじゃ最後にもう一問だけ、  
一問で一度だけこの機会にお尋ねしたいのです  
が、ごく最近に覚え書き貿易、いわゆるL.T貿易  
が調印されたと聞いておるのです。この内容は新  
聞紙上を通じて、昨年より若干金額も落ちてお  
るのですが、内容についておわかりの点をひとつ  
の機会にお知らせ願いたい。

○国務大臣(大平正芳君) 日中の覚え書き貿易  
は、二月二十二日から始まりまして約一カ月、長  
い折衝でございましたが、四月四日調印を見た  
聞いております。貿易規模は、日本の国内の需給  
事情、それから中国側の供給余力等の関係から、  
大体七千万ドル程度に縮小せざるを得なかつた  
様でございます。しかしながら、これは覚え書き  
貿易の性格に伴うものでございまして、長期大量  
のまとまった取引を窓口一本でやろうという方式  
にかみ合う商品を対象といたしております関係  
で、このように縮小を見たのでございます。しか  
しながら、これが延長されたことは、貿易振興の  
見地から私どもは歓迎いたしております。で、現  
在、覚え書き関係者からまだ報告を受けておりま  
せんから、協定の内容と交渉の経緯、詳細につ  
いては、私のほうは承知してないものでございま  
して、近くお帰りになりました上で十分聴取して  
みたいと思っております。

○山本伊三郎君 七千万ドルで、去年は一億ドル  
以上だと記憶しておるのですが、去年はどうなん  
でしようか。

○国務大臣(大平正芳君) 去年は約一億一千万  
でございます。

○山本伊三郎君 それ、四千万ドルほど落ちたと

いう主たる原因はどこにあるのですか。

○国務大臣(大平正芳君) 内容についてはまだ報  
告を聞いておりませんので、何とも言えませんが  
れども、主たる原因は、やはり米の需給の関係  
で、中国米を全然輸入できないというような事情  
が最大の原因だと思っております。

○山本伊三郎君 米の輸入が減ったというので  
か、米の輸出じゃなかったのですか。

○国務大臣(大平正芳君) 中国からの輸入が、  
○山本伊三郎君 それは中国の国内事情によるも  
のですか。

○国務大臣(大平正芳君) 日本国内の需給事情  
です。

○山本伊三郎君 そうすると、これは総括的にあ  
なたの答弁から聞くと、四千万ドルのこの減った  
というのは、特に日本の事情によって減ったとい  
う理解をしておりますか。

○国務大臣(大平正芳君) 全部が全部そうでなく  
て、たとえば石炭とか、あるいはトウモロコシ、  
そうといったものはわが国としてほしいわけでござ  
いますけれども、これは中国側の需給事情等がご  
ざいましたと思うのでございますが、商談が成立  
しなかつたという事情もあると思っております。

○山本伊三郎君 これは新聞の報ずるところで、田  
川さん帰られてから一べん事情を聞きたいとい  
うような私も希望を持っておるのですが、そういう  
商業ベースにおける、大臣が言われる商業ベース  
における取引上の問題から四千万ドルも額が減つ  
たところによると、政治的な問題から、中国側は  
非常にこれに対して乗り気でなかつた。こういう  
印象を受ける記事が新聞に載っておるのですが、  
いわゆる、はっきり言うと佐藤内閣の政見政策に  
対して、相当中国側はこれに対して反感を持っ  
ておる、こういう点が新聞紙上報じられておるの  
です、実際問題ね。だから大臣が言われる商業  
ベースによる取引上の都合で日本は米は入れない  
のだ。またその他の問題についても、実は商業  
上、取引上の問題で落ちたという印象をばくは受

けておらないのですが、もしそうだとされるな  
らば、私は、新聞に対して、佐藤内閣として、そ  
れだけのはっきりとした意思表示を国民に与える  
べきだ。いまの新聞の報道によると、中国側の  
政治上の問題で、いまの佐藤内閣に対して相当強  
い反対の意見を持つておる、そういうことが非常  
に問題があつたので、共同声明についても実はい  
ろいろ問題があつたようであります。そういう問  
題はないのだということを、明らかに佐藤内閣は  
言えるのですか。

○国務大臣(大平正芳君) それは、先ほどお答え  
申し上げましたように、交渉の経緯を当事者から  
詳細に聞かないとわからぬのでございますが、い  
まお米等の需給関係を反映したと思われるものを  
見ても、相当の金額にのぼりますので、数字から  
判断いたしました、覚え書き貿易の規模が縮小を  
するのは、商業ベースの上で考えても、ある程度  
やむを得なかつたという判断はいたしております  
す。しかし、政治的な都合がいろいろ程度  
という形であつたのかという点は、私もつまびら  
かにしてないののでございます。

○山本伊三郎君 日工展の問題にいたしまして  
も、大臣はそういういろいろ弁明的答弁をされま  
すけれども、やはりいままでのような、高崎さん  
が向こうで初めてL.T貿易を始めた当時——四、  
五年前ですか、から見ると、私は非常に日中関係  
というものは、いわゆる政経分離というものは堅  
持されておるから、これは変わりないのだが、や  
はり何かそこにはみぞが深まりつつあるのでは  
ないかという印象を、これは国民全部が持つて  
おると思うのです。こういう点が私は、非常に  
原因があるのじゃないかという見方をしておるの  
ですが、それは間違ひですか。

○国務大臣(大平正芳君) それはいまも申し上げ  
ますように……

○山本伊三郎君 全然ない。

○国務大臣(大平正芳君) 全然あるかないか、ど  
の程度あるのか、それはやはり当事者がお帰りに

ただいて、よく経緯を、内容を伺つてみたいとわ  
からぬのでございます。

○山本伊三郎君 時期が悪かつたでして、もう  
ちょっと古井さんが帰つてからやればよかつた。  
そう逃げられたら、これはしようがないからね。  
新聞の報じたことだけ聞いて、帰つてきてから事  
情を聞きましよう、しかし大平さん、そう言つて  
おられるけれども、腹の中では、ある程度私の言  
うことについては否定しないような顔をしており  
ますけれども、これは……

そこで、そういうことで、私の主張としては、  
いろいろ外交上の問題がある。それは中国との間  
の交易は、非常にいま問題がありますが、特に食  
肉についても相当大きな問題がありますね。だか  
らやはり私は、中国はどういう意味においてか知  
りませんが、相当日本には交易上においても好意  
を持つておらない、こういう点をわれわれは察し  
られる。したがって、これら食肉についても相  
当、なんでしょう、向こうは拒否したんでしょ  
う。この点どうなんですか。

○国務大臣(大平正芳君) 報道を通じて伺つてお  
るところでは、商談が成立しなかつたんだという  
ことは聞いております。ただ、これが非常に政治  
的なもの、中国側の受け取り方が、日本政府側  
で口蹄疫の問題を今後取り上げて、政治的にタツ  
ルしたのではないかと御印象がありとすれ  
ば、私はそうではないかと思つておる。日本側  
は、少なくとも口蹄疫の問題の技術的なクリアラ  
ンスができたから輸入しようということ、精一ぱ  
い努力したわけですね。私どもは、輸入政策の担  
省といたしましてですね、いまの物価政策の見地  
からも当然のことでございますので、やつたので  
ございますが、どうしても家畜衛生上の安全保障  
という壁がたいへん厚かつたので、それではこれ  
はこういう方法でも細々ながらともかく道を開  
こうじゃないかということ、まあ船上加工とい  
うような共通の道を提示して、農林省もよろしか  
らうということになりまして、向こうにオファ  
ーしたわけですね。しかしそれは成立を見なかつた

れども、私どもの誠意はある程度くみ取っていた  
だけののではないかと思つて居るんですがね。

○山本伊三郎君 これは古井さんが帰られたら一  
べん聞いてみて下さい。これは相当向こうで古  
井さんも苦境に立ったという新聞報道もされてお  
りますが、これは私は、何かそこに感情だけな  
い問題があると思うのです。これは社会党と自民  
党とは外交政策が違うのですから、外交政策では  
並行線ですね、すれ違いになるから、私はここで  
論議しないのですがね。しかし七億の民を持つ中  
国としては、もちろん政治的な問題もあるけれど  
も、やはり隣国との交易ということに相当私は頭  
を悩まして居ると思うのです。これは私は向こう  
に行かないけれどもわかると思うのです。だから  
そういう点から考えて、政経分離は分離してい  
けれども、これは中国七億の国民も、日本の一億  
の国民も、やはり世界に生きて居る人類です。そ  
れ、やはり生活だけは、お互いに交易をしてやろ  
うじゃないかという、この趣旨だけは、まあ日本政  
府は守るべきだと思ふ。国際外交というものはむ  
ずかしいものだから、一がいにおれれ言うほど  
にはいきませんけれども、その大きい観点に立つ  
て、初めて私は平和的なものがあると思ふ。こ  
この点はひとつ十分考えてもらいたいと思ふので  
すが、いま言われたものの裏づけとして、しから  
ば覚え書き貿易はそんなだが、友好貿易はいま  
一体どうなんでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) これは全体としては貿易は伸びているんです。一九六五年以降、ソ連がそれまで第一位の貿易国で、中国にとりまして、一九六五年から日本が王座を占めて、それからずっと第一位の貿易国になって居るんです。そこで、一昨年か去年にかけて、ずっと貿易がスロー・ダウンしましたので、心配をしておりましたが、しかしこれは、ヨーロッパ側から中国に対する輸出も減ってきておったんです。おそれなく中国側にいろいろ事情があったと思うのです。去年の下半期から非常に回復しまして、輸出も三割方、前年同期に比べて伸びております。そ

して去年の下半期は、おそらく空前の輸出記録です。これはいま仰せの、友好貿易の取引量がずっとふえてきたという結果であると思ふ。友好貿易は、覚え書き貿易みだりに取引品目が限定されていませんで、非常に多様でございます。比較的順調に推移いたしておりました。一昨年が四億ドルでございましたが、昨年は四億四千万ドル程度となっております。比重がだんだんと友好貿易のほうに移りつつあることは事実でございます。

○山本伊三郎君 友好貿易は相当ふえつつあるという事は、これは新聞紙上でも発表して居ますが、友好貿易がふえていくという、私が先ほど言ったことのお互いの証明にもなるんですがね。

いかに両国が交易を希望して居るかということ、これでわかると思う。覚え書き貿易は要するに上から下へ、もちろん昨年より落ちて居る。しかし友好貿易のほうはふえて居る、これは実情ですよ。いかに政治的にさくをしようとも、両国における交易というものは、やらざるを得ないという一つの証左なんです。この実態というものを政府は深く踏まえて、私は中国貿易に対してもう少し熱意を持つべきではないか、政治的なききをおり多く高くするがために、やはりそこに大きい問題があると思ふ。私は国交回復とか何とか、なかなかいろいろむずかしい問題があるが、そういうものを積み上げた後に、両国民のい

わゆる調和といふか、理解が出てくると思ふ。向こうの国民が日本の製品を使うときには日本が存在を認める、中国の商品を日本が使うときには中国の実態を認識する、そこに私は交易の必要性があると思ふ。政治的には、何と云いますか、国交回復してないのだというけれども、この面では、もうすでに友好関係を持っているのです。そういう点をひとつ政府も十分考へてもらって、今後の中国貿易に対して熱意を持って私は進んでもらいたいと思ふのです。

それは私は最近中国へ行つたことはございませぬ。行ってませぬから、はたしていまの新しい、文化革命の後の政権についてどう日本を見て居るかということも、直接私は知りませぬ。知りませぬが、大体私想像したところでは、やはり誤解がお互いにあると思う。そういう誤解を解くのは、私はもう今日貿易以外にないと思ふ。日中間係においては、そういう点をどう踏まえて居るかということ、これを予算委員会でも追及したのだが、なかなか総理はうまいこと答弁してくれません。どう言っているか、さっぱり判断できないような答弁をして居る。議事録を見るとまともな答弁になって居るが、聞いてみるとわからない。うまいことを言っている。それは台湾政府との関係があるから非常にむずかしいでしょう、それはわかりませぬ。これはわが党が政権をとっても、直ちにこれをどうしようというのには非常にむずかしい問題を含んでいることは知つて居ますが、しかし貿易の面にそんなに大きいさくをつくる必要はない。お互いに譲るべきものは譲つてやれば、私はこの問題は解決するといふ一応私判断をしております。この点について、これは大平通産大臣に聞く問題でないか知れませんが、貿易の当面の担当省として、そういう点についてどう考えるかということをお聞きして、私の質問これで一応終わります。

○国務大臣(大平正芳君) 大体において私は山本先生と同感でございます。私どもの立場は、貿易の拡大ということをいわずにいって居るわけでございます。それです。貿易という事実の関連を通じて平和につながることであると思ふ。いろいろな感情、経緯を抜きにいたしまして、できるだけ拡大の方向に力をつけて、重ねてまいらなければならぬ。日展の出品問題でもいろいろ経緯がございまして、相当腹に据えかねることもありますけれども、私どもといたしましては、感情を殺しまして、どうしても拡大の道の糸を切つちやいかぬし、それで精一ぱいの努力をして居るつもりでございます。それで、私もあなたと同じように、ある意味で貿易の伸びるということにつきましては楽観的で、いろいろな

ことがございませぬけれども、相互の必要が必ず貿易の拡大の結果であるという信念のもとに立ちまして、与えられたいろいろな制約がございませぬけれども、ともかくその間いろいろな努力を積み重ね、局面の打開をしながら、鋭意拡大をはかつていこうということに変わりはないわけでございます。

○委員長(八田一朗君) 速記をとめて。  
〔速記中止〕  
○委員長(八田一朗君) 速記を起して。  
○北村暢君 まず、今度の設置法の改正について、きょうは時間がはなばなになるようですから、大体基本的なことをちよつとお伺いいたしますが、この設置法の改正は、通産産業研究所の新設、これを法律で規定をしようとする、こういう簡単な設置法の改正です。ところが、昨年は設置法の改正が通産省はなかつたようですが、一昨年の設置法の改正を見ても、ごく簡単な設置法の改正にとどまっております。

そこで、基本的な問題としてお伺いしたいのは、行政改革の計画案というものが出され、各省とも、臨時行政調査会の答申を受けた以後、行政改革について検討が進められて居るのであります。通産省においては、これに対する取り組み方を見ると、現在までの設置法の改正を見る限りにおいては、熱心な取り組みがされて居るというふうには受け取れないように思ふ。したがって、ここで大臣に、行政改革に対する通産省の基本的な考え方、それから従来検討されたとするならば、一体どういふような点について検討され、どういふ問題点があったのか、こういう点についてまずお伺いをいたしたいと思います。

○国務大臣(大平正芳君) 昭和三十三年の九月、臨時行政調査会の御答申がございました。そのうち、通産省に關係いたします事項の実施状況を申し上げます。

第一は、行政機構の統廃合に関する部分でございます。答申は、原局関係から申しますと、重工業局、軽工業局及び繊維局の機構を整理する



ともに、これらを再編成いたしましたして、重工業局、軽工業局及び化学工業局とすること、こういう答申でございます。私どもとしては、答申の趣旨を体しまして、四十一年度に軽工業局と繊維局を化学工業局及び繊維雑貨局に再編成いたしましたのでございます。

それから統廃合の第二の問題として、エネルギー問題処理体制でございますが、エネルギー源に關しまして総合的な施策の企画・実施が行なわれるよう関係部局の体制の整備、その再編成を行なえというのが答申でございました。通産省としては、既存の官房参事官に総合エネルギー政策に關する事務を行なわせることといたしましたとともに、新たに四十年度には総合エネルギー調査会を、四十一年度には総合エネルギー政策課を設置いたしましたして、総合エネルギー関係機関の整備をはかったのでございます。

それから統廃合の第三の問題として輸出検査担当機関関係でございます。答申は、工業品の検査所、それから繊維製品の検査所及び繊維局繊維検査課を将来改組する方向でそのあり方を検討せよということでございます。これに沿いました、通産省としては、業務量から見ても、現段階で改組することは困難でございますけれども、今後の行政需要の消長を勘案して検討していろいろという態度でございます。

それから統廃合の第四の問題として、通産局商工部及び公益事業部の関係でございます。答申は、認許可の整理、都道府県への権限委譲を行ない、通産局の商工部及び公益事業部を縮小せよということでございます。これに對しまして、商工部は中小企業振興、公害防止、流通近代化、消費者保護等、近來著しく増加しておる行政事務をかかえておる状況でございます。また公益事業部においても、電気用品の取り締まり、原子力発電、ガス事業関係の保安事務等が増加する傾向にございます。したがって、こうした新しい行政需要に對処するためにはこれらの機構の縮小は適當でないと考えております。

それから統廃合の第五として、特許行政機関関係でございます。特許行政機構を拡充せよということでございます。で、御答申の趣旨に沿いまして、機構、定員の拡充を逐年行なうてきております。

それから六番目の国土関係、試験研究機関でございます。答申は、各省庁の試験研究機関のうち、基礎的・一般的な部門を統合して科学技術庁に置く方向で検討せよということでございます。これに對しまして、当省関係では地質調査所が想定されておりますが、当調査所の仕事は、そのほとんどが新規鉱床の探査等の資源行政、工業用水の地質学的な調査、つまり用水行政、それから工場立地の適正条件の調査、いわゆる立地行政等、通産省の行政と密接な関係を有するので、科学技術庁に移管するのは望ましくないと考えております。

それから二番目の共管競争事務の改革に關する意見でございます。第一は、経済外交に關する改善策でございますが、答申では、市場調査、クレームの処理、貿易取引のあっせん等、外交問題として扱うに必要のない事項については、経済省庁から直接在外公館に連絡指示することができるようになる。この問題はわれわれもそういう方向を希望いたしておりますけれども、外務省との調整がまだ整いませんので実施には至っておりません。

それから第二の経済協力行政に關する改善策でございますが、経済協力行政の統合調整を外務省に行なわせるとともに、海外経済協力基金を外務省に移管するというのが答申の趣旨でございます。これも外務省との意見調整がまだついていないで実施に至っておりません。

それから第三の行政事務の配分及び認許可等の整理でございます。答申は個別的な具体的事項について権限委任の拡大、認許可等の整理をはかるといふことでございます。これにつきましては大部分は実施済みでございます。残されたものにつきましても、可能な限り実施する方針でございます。

以上が臨調の答申に對照してとられた措置でございます。実施いたしましたものと、まだ実施に踏み切れないものがあるわけでございます。私といたしましては、所管行政の勉強をもう少しさせていただきまして、臨調の御答申というものをもう一度吟味直してみたいと考えておりますが、就任以来日が浅くて、まだそこまで検討が進んでいないのでございます。今後なお検討を続けてみたいと思っております。

○北村暢君 いま概略御説明がございましたが、一部内局において整備が行なわれたということでございますが、これによって極端に人員が少なくなつたわけでも何でもない。また地方自治体に對する権限委譲の問題等も出ておりますけれども、これには賛成できないという意見であり、経済協力等においてもまだ意見が調整できない。おおむね報告を承りますというところ、この行政改革をやつて合理化を進めるといふこととありますが、通産省としては、基本的には事務量、行政需要というものが非常にふえてきておる。行政の簡素化をやるよりは、かえつてこの業務量がふえてきているというように受け取れる報告のようでございます。實際臨調で指摘されているような、首切りはやらないということにはなっておりませんけれども、方向としてはどうなんでしょう。通産省はやはりとも——臨調だの何だの言っているような改革だの、簡素化だの何だの言っていることは、可能なような状態にあるのかないのかと、それどころでなしに、行政需要に應ずるためには、かえつて定員等も拡大していかなければならぬ。それでなければ、サービス行政においてかえつて欠陥が出てくる。こういうふうにも受け取れるので、いまま問題の検討中ということでございます。すけれども、どのように考えておられるのか。臨調の言うように合理化し、簡素化ができるかと考えておられるのか、どうなのか。それよりも逆に行政需要の増大ということについて、若干でもこれは縮小ということも考えられない。こういう状態にあるのか、どうなのか、この点はひとつ基本的な考え方を伺いしておきたい。

○國務大臣(大平正芳君) 三十九年の答申でございまして、率直に申しまして、それから経済社会の変動というのが、相当振幅が激しいものがある。私は思うのです。たとえば私どもの省でも、公害問題などというものが、単なる厚生省の公害行政を援助するというようなものよりもっと進みまして、工場立地から考えなければならぬし、いろいろな公害防止技術の開発をやらなければならぬ、その投資を確保せねばいかぬし、税制上も整備せねばならぬ、いろいろの問題が、公害行政というものが通産行政の中で大きいすに腰かけるようになってきたわけです。

それから流通行政、これも旧態依然たるもので、いま物価問題がやかましくいわれておりますけれども、工場の生産性は幾ら上がりましたが、工場渡しの値段は比較的低位なんですけれども、流通過程をくぐつてくるとべらぼうに高くなる、その流通、これはまあ非常に長い歴史のある分野で、非常に多種多様で、手がつけられない分野でございますけれども、しかし流通機構にメスを入れたいと、ほんとうの意味の経済の近代化というふうなことはできつこないわけでございます。

それからさらには、最近コンピュータの進歩、実用化で、情報産業行政というものがそろそろ私どもの行政の日程にのぼりつつあるわけでございます。したがって、臨調の御答申は御答申として、それは尊重せぬなりませんけれども、しかしその後の経済社会の変動に應ずるだけの措置は、行政の責任者としてやらなければいかぬわけでございます。したがって、私が検討してみたいと申し上げた意味は、そういう流動的な変動期にございまして、そういう面にはできるだけ有能な人物、人間を配して、与えられた定員をふやしてくれなさいということはいまどき言えぬ義理でもございせんので、できるだけ与えられた人員の配置に工夫をしなければならぬし、その資質を向上して、変化に對應するだけの

能力を持ってもらわなければいかぬという意味で、研修所のことをお願いしておるわけでございませうけれども、そういう意味で検討していただきたい、そういう趣旨なんでしょう。大きく事務量がふえたから人間をふやしていただきたいというふうなことは、資質の向上と配置にもつとまいていふ方がないものかというふうな点が配慮の中心になっておるといふ意味でございませう。

○北村暢君 まあ、大体の方針はお伺いいたしましたが、大体現在の定員の範囲内でやっています、こういう御趣旨のようでございませうが、ところが、定員は五〇削減をするという閣議決定が行なわれておるわけです。したがって、五〇削減という問題が各省一律に出てくるわけですが、五〇削減はしてもらっちゃ困るといふ結果になるのではないかと思われまして、今後の定員の方針についてどんな計画を持っておられるのか。五〇は五〇として、通産省割り当てがあるわけですか、それは減らさなければならぬ。それに対応して、減らすだけではなくて、ふやすということもあり得るわけですか、五〇は全部割り当てを消化しなければならぬが、新規の問題として、ふやすということがあり得るわけですか、いまの大蔵省の定員管理の問題と関連して、どういふふうにお考えおられるのか、どういふ計画になっておられるのか、この点をもう少し詳細に御説明願いたい。

○国務大臣(大平正芳君) それは数字にわたりますから、官房長から説明させます。

○政府委員(岡角良彦君) 通産省が閣議決定によりまして削減をいたすべき五〇相当の人員は四百三十一名というところになっております。これを三年間で定員削減をいたしたいというわけでございませうが、このうち、さしあたり昭和四十四年度におきましては四百四十三名という定員の削減を行なう予定でございます。これら定員削減は、現在生じておられますの欠員をこれに充てるというふうな処置をいたしますもので、実際上人員の削減というところは、現実問題としては起こってまいらな

いかと思ひます。ただし、将来におきます業務の繁閑に依りまして、これら削減の問題については、このワクの中で具体的に措置をまいりたいと、かように考えております。

○北村暢君 通産省割り当ての四百三十一名、今後三年間で四百三十一名ですね。そのうち四十四年度が百四十三名ですか、ということで一応の計画があるわけですが、それは欠員を補充しないという形で消化していく、こういう説明ですが、通産省は総計で四百六十五名ですね。四百六十五名というのには、五〇が平均ですけれども、ほかの省から見ればこれは五〇になっておられない。少ないわけですね。したがって、行政管理庁も、通産省は五〇というけれども、これは五〇でなしに、三〇ぐらいしか減らさないと考えておられるようですね。そういう意味で、五〇削減はする、各省平均で五〇削減はするけれども、新規の人員増というものは、ことしもあるわけですよ、四十四年度もね。したがって、削減をする、削減をするという頭でおられるのですから、大臣はそういうことで答弁されておられるのかと思うのですけれども、五〇削減する。二万六千二百六十一名ですか、全官庁でこれだけ減らすわけですけれども、その減らしたものは、平均に減らすわけじゃないのですよ。その範囲内において、行政需要の多いところは定員増ということが当然新規事業で起こってくる。そういう場合には、この範囲内において定員をふやすことはあり得るわけですね。まあ総定員法との関係も出てきますけれども、総定員法も最高の限度の定員をきめておられるだけで、その範囲内においては運用できるわけで、結局私の聞きたいのは、農林省のように、五〇というけれども、八〇ぐらいもう削られておられるところもある。そういう点からいって、私は通産省という役所は、この産業経済の発展からいって、今後行政需要は、農林省のようには減る役所もあるが、ふえる役所も出てくるわけですよ。そういう意味において、通産省はふえるほうに入るのじゃないかと思うのですが、どうなんでしょうかということをお聞いしておるのです。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおりでございます。新規の絶対必要なものは、定員はちょうどいいなければならぬわけで、現にことしも特許の関係が非常に滞留しておりますので、百一名増員をお願いしておるわけでございませう。それは仰せのとおり、新規の増員を私が遠慮するという意味では決まらないうございませう。総定員法が成立したあと、政府全体としてどのようになるか、まだ検討してみなければいけませんけれども、いまのところは、仰せのように、削減は削減として受けて、新規の要員の絶対必要なものは、ちようだいということをやっております。

○北村暢君 どうも最初の答弁とだんだん違っておるようで、あなた、私の言ったのに対して、最初の答弁であるという、今後定員をふやさないといいふうに受け取れますからね。お困りになるのじゃないかと思つて親切に質問しておるわけなんです。これは私は、やはり無制限にふやすということはもちろん言っていないので、私どもとしては政府の考え方も知っております。無制限にふえていくのを押えるために総定員法を出しておるのですから、その点はまあわかるわけですがね。それでなおかつ行政需要がふえてサービスが悪くなったのでは、これは意味ない話でありますから、そういう基本的な考え方でひとつ、私は通産省というのは今後は行政需要が非常に多くなるんじゃないかと、こう思っております。まあ公害行政、流通行政、さらに消費者行政というものが非常にやかましく言われてまいりましたので、いままでは通産省はまあ企業優先主義で、消費者を無視したというような行政が行なわれておったという事実であります、そういう面における消費者行政なんでしょう、そういう面における消費者行政がこまかくなつてまいります、これは非常に行政がこまかくなつてまいります、それから、もう一面では消費者行政と密接な関係を持つてくる通産省ですから、そういうことでは行政機構が簡素化したくてもできない面というものが出てくる。簡素化する一面、ふえる部分、新たにふえる面というものが、時代の進展に従つて出てくるわけですから、そういうふうな受け取れる所である、こういうふうな思つておるんです。ですから、ひとつそういう感覚で自由に答弁願つたほうがいいんじゃないかと思うんです。

そこで、ひとついま出ました公害行政、流通行政等出ましたが、その中で公害に関する問題が、公害防止の技術開発が非常に進んだということが、公害の新聞に報道されております。そこで、この公害というのは、やはり通産省は企業側に常に立って、公害に対する企業の責任というものを、これについてどうも通産省は甘いのではないかと、いふふうにいわれておるわけです。まあ公害といえども企業採算というものが、どうしても企業家は企業採算というものを優先して考えますから、そういう結果にならざるを得ないと思つて、したがって公害防止のために、その方法等について技術開発がなされておるわけなんです、工業技術院等において、その技術開発がどの程度進んでおり、そしてそれが実際に企業に取り入れられるのは、一体どの程度まで進んでおられるか、また見直し等についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(矢島嗣郎君) 先生御指摘のとおり、公害に対する防止技術開発というのは、非常に重要なこととございまして、公害対策基本法第十五条にも明記されておるとおりでございます。そういうことで、通産省といたしましては、工業技術院の傘下の各試験所を中心といたしまして、毎年十億円から十数億円の金額を予算に計上いたしまして、種々の公害防止技術の開発に積極的に取り組んでおるわけでございませう。

それで、たとえば水質汚濁の関係につきましても、通産省の発酵研究所というのがございまして、これがだいたい前に活性汚泥法、パケテリアに排水の中のきたないものを食わせるというふうな技術を相当前に開発をいたしまして、そしてこの活性汚泥法という技術を各企業に設置させるようになつておりました、現に相当多数これを設置しております、水質汚濁、特に排水中の油を処理す

るに非常に効果を持っているわけでありませう。

これが水の関係の例でございますが、あるいは大気汚染の關係につきましても、先般も公害対策基本法に基づきまして、環境基準、亜硫酸ガスの環境基準ができました。このためには、何と申しましても硫酸分を取ることが一番でございまして、そのためには、簡単に申しまして、煙突の中から取る排煙脱硫、それから重油の中から直接硫酸分を取る重油脱硫と二つございまして、それにつきましても工業技術院の予算の中にも、一番大きい、いわゆる大型プロジェクトという中で取り上げまして、大きく開発しております。前の排煙脱硫につきましても、来年度でおおむね終了いたしますし、重油脱硫については、四十六年度で終了するわけでありまして、こういうものが研究開発終了した段階におきましては、これは積極的に各企業に設置させるように努力してまいりたいと思ひます。なおその段階におきましては、開銀融資あるいは税制上の優遇措置というものを講じまして、企業を誘導していくという措置もあわせて考えるようにいたしております。

○北村暢君　そこで私も工業技術院全部視察して、いまの活性汚泥法から排煙における活性炭法、活性酸化マンガン法ですか、こういったような施設、研究やっているのを実際見てきたことあるのですが、これはもう二、三年前行つて見てきたのですが、大体研究も終了段階にきているわけですが、したがつてこの研究が、実際に活性汚泥法でもニッケでですね、ニッケで取り入れられている施設なんか見せてもらつてきましたが、もうこれは研究の段階を越えているのではないかと私は思ふのですがね。したがつてすでに企業にほとんど取り入れられてしまつてはどうかと思ふのですが、まだこれ研究の段階なんですか、どうかという事。それから、水質汚濁にしても、いまあちこちで問題起つてきているわけなんです、この活性汚泥法なら活性汚泥法が実用段階にきたという事になれば、ほとんど企業に取り入れられていいのではないかと思ふのですが、この進み方は

一体どんなふうになつてゐるのか。それからもう一つ、自動車の排気ガスの試験もやつておられたのですがね。これはこの装置が若干高いとか高くないとかで、企業化ができるできないの問題があつたようですが、これは一体どんな程度になつてゐるのか。取り入れられるような段階になつてゐるのかどうか、この点ひとつお伺ひしたいと思います。

○政府委員(矢島嗣郎君)　先生御質問の活性汚泥法でございますが、私先ほど答弁申し上げましたように、活性汚泥法につきましては、すでに研究開発はすつかり済みまして、企業に逐次取り入れられつつあるわけでございます。具体的に申し上げますと、石油精製会社は、油を出すわけでございますから、石油精製会社の幾つかにつきましては、この活性汚泥法をすでに取り入れられておりまして、現にそれを稼働中でございます。それからさらに、たとえば四日市におきましては、たぐさんの企業が油を出してゐるわけですが、そういう企業を四社か五社としまして、共同でもつてこの活性汚泥法を中心とする排水処理施設をつつておりました、近くこれが完成する運びになつておるわけでございます。活性汚泥法につきましては、まさにもう実用化段階に十分入つてゐるわけでございます。

し、それから、もっと非常に長期的な問題でございますけれども、自動車の排気ガスの問題は、電気自動車の問題につながるんで、そういう点の問題につきましても、燃料電池の問題その他を研究してゐるわけでございます。

○政府委員(矢島嗣郎君)　この電気自動車の問題は非常に先の問題でございます。いろいろ技術的な問題もございまして、ここ数年で実用化するといふのは、非常に先の問題でございます。まず、やはり自動車の排気ガス問題を解決する一つの方法としては、いろいろの点を研究しなければならぬといふことで、燃料電池の問題等も含めまして研究してゐるわけでございます。ちよつと問題としては少し先の問題になると思ひます。

が、電力会社は、当然電力需要拡大の観点から電気自動車の研究もやつてゐると思ひますが、通産省の、先ほど申しました自動車安全公署センターですね。ここにおいてもいろいろな研究をやつてゐるわけでございます。その一環としてやはり電池の研究、これがやはり基本になりますから、特に電池の問題に取り組んで研究いたしておるわけでございます。これは私が申し上げたいのは、二、三年でもつてすぐ研究の成果があるとはなかなかまいらないといふことでございます。

○北村暢君　いまの自動車の排気ガスの脱硫について、技術的にはたいしてむずかしくないといふので、装置も私見してきたのですが、都会における――都会ばかりではない。これだけ自動車が多くなるといふと、自動車の排気ガスというのはたいへんな大気汚染につながる問題でありますから、これは装置は技術的に可能なんだけれども、装置の費用がかさむために企業化しないのか。そこら辺のところはどうなつてゐるのか、どういふところにネックがあるのか、ちよつと。

それから、第二の御質問の自動車の排気ガスの關係でございますが、これにつきましても、同じく重点を置かしまして、三年前から、自動車安全公署センターといふふうな看板を掲げまして、通産省の各試験所、資源試験所あるいは機械試験所とございまして、そういうものを、自動車の公害防止、安全保持という観点からこれを一つの組織にまとめまして、そこでもつて鋭意いろいろな方法を研究しておるわけでございます。たとえばスモッグ・チェインバという、これは一つの自動車の風洞実験でございますが、そういうところでそういうチェインバをつくりまして、そこでいろいろな種類の排気ガスを出して、その大気汚染に対する影響といふものを研究いたしております。

○山本伊三郎君　外国雑誌見ますと、電気バッテリーの開発がだいぶ進んでゐるに聞かれています。けれども、これは通産省ではないと思ひますが、各自動車メーカーでやつてゐると思ふのですが、日本のそういう企業で電気自動車の開発の研究をしてゐるといふ実績といふものはあるのですか。

○委員(八田一朗君)　ただいまから内閣委員会を再開いたします。午後二時二十五分開会。建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。  
○佐藤隆君 最初に行政改革についてちょっとお尋ねをしたいと思いますが、臨調の答申に関して建設省としてはどんな考え方を持っておられるか、この際ひとつ明らかにしていただきたいと思

伴わない場合には、その計画自身がやや浮き上がった存在になるおそれがあるのではな

関連して、相当激しい対立と混乱が起るのでは

国土開発省に統合してしまうというのではなく、基幹的な部門につきまして各省のお話し合いのつくものを取り入れるということにいたしま

○政府委員(志村清一君) 臨時行政調査会の御答申でございますが、これはたいへん多方面にわたっておりまして、そのうちおまなもものについて申し上げたいと存じますが、まず答申といたしまして、「広域行政の改革に関する意見」といたしまして、総合開発庁という案と国土開発省、この二つの案の御提示がございました。こういつた広域行政につ

きまして、私も非常に関心を寄せているところでございますが、総合開発庁の案は御承知のように、内閣に経済企画庁の総合開発局、最近なくなりまして、当時ございました水資源局、それから北海道開発庁、首都圏整備委員会、近畿圏整備本部といったような開発計画及び調整部門を統合して総合開発庁を設置するという考え方でござ

います。このほかまだ臨調の御意見といたしましては多数ございますが、おもなものを二、三につきま

して申し上げます。○佐藤隆君 先ほど官房長からちょっと話が出ておりました、抽象的な表現の中にありましたが、臨調答申にある許可事項の整理統合、このことについて一休いままでもどんな措置をとって

第二の国土開発省案と申しますのは、ただいま申し上げました総合開発庁といった案に盛り込まれております諸機関を統合し、さらに基幹となる事業の実施部門もこの国土開発省に包含せしめるというふうな案でございまして、これらにつきま

しては計画と実施を一元的に行なっていくというたてまえをとっておるわけでございます。

○政府委員(志村清一君) 国土開発省につきま

しては、臨調の中の御意見を見ましても、計画調

○政府委員(志村清一君) 国土開発省につきま

しては、臨調の中の御意見を見ましても、計画調

○政府委員(志村清一君) 国土開発省につきま

しては、臨調の中の御意見を見ましても、計画調

○政府委員(志村清一君) 国土開発省につきま

しては、臨調の中の御意見を見ましても、計画調

○政府委員(志村清一君) 国土開発省につきま

しては、臨調の中の御意見を見ましても、計画調

○政府委員(志村清一君) 国土開発省につきま

しては、臨調の中の御意見を見ましても、計画調

○政府委員(志村清一君) 国土開発省につきま

しては、臨調の中の御意見を見ましても、計画調

設計変更の承認につきましては、大臣承認を要しない設計変更の範囲を拡大することによって事務の簡素化をはかるべきであるという御指摘がございました。これにつきましては、昭和四十年の三月に、公共土木施設災害復旧事業法の事務取り扱い要綱というのがございますが、それを改正いたしました。大臣の承認を必要としない設計変更の範囲を広げることとしておりました。また、建設業法の中に総合工事業者の登録という制度がございますが、現在の総合工事業者登録制度は実効性が乏しいので、全面的に再検討すべきであるという御指摘がございました。これにつきましては、ただいま衆議院に改正案を御提出申し上げておられます建設業法の一部改正の中において、総合工事業者の登録制度を廃止いたしまして、特定工事業者の許可というふうな新しい方面の制度の確立をいたすべく御審議をわづらわしているわけでございます。そのほかいろいろの案件があるわけでございますが、ただいま申し上げましたように、行政措置で処置いたしました件が二件、法律を改正せねばできませんものうち三件につきまして、現在すでに処置を済ましたり、あるいは法の改正の御提案を申し上げておられますが、残りの部分につきましては、御趣旨に沿うように、これからの法改正の場合にはこの法改正に盛り込むように検討を進め、今後ともその実施のための努力をいたすつもりでおる次第でございます。

○佐藤隆君 いま臨調の答申を受けて、そして手をつけた事柄についての説明ですが、これはお役所仕事と言ふと恐縮でございますが、臨調の答申を待つまでもなく、やはりこの複雑化している許可認可の問題について、答申に盛り込まれていることではなく、やはり常時そうしたことについて配慮をしていく必要があると思ふでございます。すなわち、いまの話は答申を受けて、こうやっておりますが、ああやっております、こうやりましたということですが、それ以外のこと、何と言いますか、建設省が自主的にやっているとどういふことはあります。あればそれも具体的にちよつと教え

てくれませんか。○政府委員(志村清一君) 臨調の答申をいただいたもの以外につきましては、佐藤先生御指摘のように、私もといたしましては、行政の簡素化をはかっていくという意味で一段と努力をせねばならぬという心がけでおるわけでございますが、これらにつきましては行政管理局が中心になっておるわけでございます。これは昨年、四十三年の十月に閣議で御決定をいただいたのが第一次計画としてございまして、その中におきまして、私どもといたしましてもできる限り許可認可等の整理、あるいはいろいろな報告が下部機構であります地方建設局とか、あるいは府県等からも報告をたくさん聴取いたしておりますが、その報告の整理統合、あるいは廃止ということとか、あるいはさらには事務の委譲というようなことにつきましても、いろいろ検討いたしまして、先ほど申し上げました行政改革の三カ年計画の中に盛り込んでいただいたわけでございます。許可認可等の整理につきましては、たとえば二級河川の指定変更、またたは廃止の承認を廃止したらどうか、あるいは路上の駐車場の設置計画の承認を廃止したらどうかというふうな問題等、合わせて九十三件を考へております。許可可事項が約七百件ほど建設省にございまして、その一三・四割に当たります九十三件くらいを四十二年、四十三年、四十四年、四十五年と、この三カ年にわたりまして整理をいたしたい、かように計画をいたしまして、四十三年は三十九件を整理をするという予定にいたしておりますが、ただいま私正確な数字を覚えておりませんが、大体予定をいたしました三十九件、ほぼ全面的に整理できたと思つております。次に、報告の整理でございますが、準用河川を指定いたしました場合に、これを報告する制度がございまして、これにつきましても廃止をしたかどうか、それから日本住宅公団の用地取得等の報告をそのつどいたしておりますが、これも廃止いたしました一括報告せしめたらどうかというふうな

こと等、報告につきまして六十七件を四十三年度から四十五年度の間に整理いたすつもりで計画いたしました。報告は、大体二百五十八件ほどの報告事項が建設省としてはあるわけでございますが、そのうちの二十六件でございますので、約二〇〇程度と、かように考えております。次に、事務の委任でございますが、防災建築街区造成組合の設立の認可権を委任するというようなこと等を考えてまいりたい。これは政令改正でございまして、四十二年ほど事務の委任につきましては考えてまいりたいと思っております。以上、第一次計画では、許可可報告事務の委任等を考えたわけでございますが、さらにその後検討いたしました。許可可なり、報告につきましてもっとよけいできないかということ、まあいざ先ほど第一次案が閣議で決定になったと申しました後、その後におきましても、許可可事項につきましては二十二件追加をいたして廃止するようにつきましては二十二年追加をいたして廃止するようにつきましても思っております。この分につきましては、四十三、四十四、四十五の三カ年間で終わりたい、かように思っております。細かい補助金の整理ということにつきましても、二、三の補助金を定めて、その具体化につとめております。さらには官庁管轄につきましても各省各庁が管轄関係の仕事を受け持つおるわけでございまして、これを一つまとめてやるということによりまして能率もあがりますし、よりよい仕事ができるのではないかと。いわゆる官庁管轄を原則として一元化するということにつきましても、さらに行管の御援助をいたしまして検討を進めたいと、かように考えておる次第でございます。○佐藤隆君 非常にじみちな仕事であろうと思はれるけれども、実効のあるようにひとつせつてか推進していただきたいと思ひます。そこで、いま提案になっております建設省設置法の一部を改正する法律案、このことについて質問をさせていただきます。最初、このたびの改正は企画室を企画部にいわば昇格をさせるというか、そういうことであります。そのほか昭和三十六年度からですか、各地方建設局に用地課があったのを用地部とした。そして用地の確保、道路、河川事業の推進、そういうことに積極的に取り組むということでも始められたわけですが、私の承知しているところは、昭和三十六年度においては関東と近畿、この二つの地方建設局に用地部が設置された。こういうふうな承知をいたしております。その後八年間たっておりますが、北陸地方建設局、これは私が北陸一新潟だから言うわけがございませんが、北陸と四国はなぜ用地部がないのか。私はもうこのことについてはかねてその原因、そのよつてきたところをひとつただしたい、こう思っております。たまたまこのたび企画部というものをつくろうということ、これが提案されたので、この法律案を認める前に、やはり用地部の問題を十分承知した上でなければ、これは私はちよつと納得いたしかねる、こういう私の気持ちでございます。したがって、今日までの間、三十六年度以降いろいろのことがあったと思ひますが、その間のいきさつ、私はざつと見たところ、議事録全部読むわけにはとてまいりませんが、ざつと見たところ、このことについて過去において国会審議の場で議論をされたということが見当たらないわけでございます。あるいはあったかもしれないけれども、私は見受けなかつた。そこで、きょうはこのことについてひとつじっくりここで議論をいたします。ひとつそのつもりで政務次官からも官房庁からも、あるいは行管からも答えていただきたいと思ひます。最初、きわめて事務的なことでございまして、けれども、三十六年度以降、ということとは三十七年度、三十八年度、三十九年度、それからずっと四十三年度までの間に、今日までの間に毎年度一体どういふ形で九州がつけ足され、あるいは東北がつけ足され、そうしてこうなってきたか、そのて



らまつ。さらにそれに加えて、各地方建設局に逐次用地部に昇格させてきて、それなりの実効があるだろうというところでそうされたんでしょうから、用地部にしたために実効があがっている、効用が出ているということも当然説明できるはずで、ですから、そのことを年を追ってひとつ説明を願いたいと思う。

○政府委員(志村清一君) 先生御指摘のとおり、各地方建設局に用地部が置かれたのは昭和三十六年度からでございます。御承知のとおり、従来、各地方建設局におきましては総務部に用地課というのがございますが、そこで用地事務を処理してまいりました。先生御指摘の通り、知のようにほとんどふえてまいりますが、また、ふえてまいるだけでございまして、その中身も非常に複雑になっておりますし、諸制度の改革に伴ってまいりました。そういう意味におきまして、用地事務の量及び質、両面から考えまして、それらの困難の著しい地方建設局を順次用地課を用地部に格上げをいたしまして、用地部に二課を設置いたしましたような次第でございます。先生御指摘の通りに、昭和三十六年には関東地方建設局と近畿地方建設局、二地建にそれぞれ用地部を設置いたしました次第でございます。それから翌三十七年には東北地方建設局並びに九州地方建設局に用地部を設置いたしました。四地建の設置が終わったわけでございますが、その後も残りの四地建につきましては、私も、私どもといたしましてはぜひ用地部を設置したい、かように考えておったのでございまして、率直に申し上げまして、当時におきまして用地事務の量といったようなことから、しばらく用地部の設置が控えられて、昭和四十年に至りまして、中部地方建設局、これは名古屋にございまして、そこに用地部が設置をされて五地建になったわけでございます。次いで、四十一年は用地部の設置ができませんで、昭和四十二年に至りまして中国地建に用地部の設けを認められた次第でございます。これによりまして八地建のう

ち六地方建設局に用地部が設置されました。残りの北陸地方建設局並びに四国地方建設局につきましては、いまだ用地部の設置が認められていない状況でございます。先生御指摘のように、しからば長年にわたって用地部をどのようにつくってまいりましたが、その効果はいかなる効果があったか、六地建についてどうであったかという御質問でございます。先ほど申し上げましたように、逐次六地建に用地部を置きまして、その部長のもとに二課を設置いたし、それぞれに土地取用の事務とか、あるいはたぐさんの訴訟関係がございまして、訴訟事務あるいは損失補償基準の実施に關する事務、あるいは用地職員を研修してまいらなければならないので、研修事務といったような企画事務と、それから各工事事務所で用地を買収する事務、あるいは、そういった工事事務所で具体的な補償事務をやっておりますが、その指導に關する事務といったような二つに大別いたしました。用地補償事務の指導監督体制の強化をはかったわけでございます。その結果といたしまして、最近法律上のいろいろな手続への円滑な移行によりまして、ごね得の防止とか、あるいは研修の強化による用地職員の養成とか、あるいは、こういった用地事務につきましては、単に建設省だけではないに用地事務を円滑にやっていくといたしまして、用地事務を円滑にやっていくといたしまして、まわりの役所の方々とばらばらではなかなかうまくいぬものがございますので、他の公共事業の施行者との連絡調整、これは用地対策連絡会議——用対連と称しておりますが、そういったものを各地方建設局に、各地方建設局がいわば幹事役になりましてつくっておりますが、そういった他の公共事業施行者との連絡調整による用地交渉の円滑化というふうな、いろいろな問題につきましまして私どもは相当の改善がはかられたというふうに考えております。総務部から用地部が独立いたしましたことによつて、用地部自身がそのようなメリットがあったと考えられるわけでありまして、同時に、総務部自体におきましても、総務部長がプロパーの総務の仕事と、複雑多岐な非常に

やっかいでございます。用地事務と両方かねておつた、それによりまして事務の停滞というものも専任の用地部長ができることによつて総務部自身も改善されるというような状態になった、かように考えております。 しかれば、北陸、四国両地建にぜひ用地部がでないのかという問題になるわけでございます。これらにつきましても、先ほど申上げましたように、逐次、用地部は当然私は北陸地建、四国地建にできてまいり、私、具体的に申し上げますと、四十三年度では北陸地建の用地事務の金額が四十億をこえております。四国地方建設局におきましても二十八億をこえておりますので、逐次その額が年々累増してまいっておりますので、用地部の設置は今後とも必要かと考えておりますが、さしあたりといたしましては、行政管理庁とも話し合いをいたしまして、用地関係の課一課でございましての二課に分けて、事務処理に關するの能率があるように措置すると同時に、総務部の中にそういった用地を担当する参事官を置きまして各般の処理に当らせるといふことで、用地部が理想案でございますが、ほぼその目的に沿うような措置をとらしていただいております。四十四年度から北陸、四国両地建で発足をいたしましたというような次第でございます。

○佐藤隆君 これは三十六年からそれだけの用地部をつくつて効果のあるものを八年間、しかもいま聞けば、翌年の三十七年には東北、九州をひとつやろうということ、それができたわけですね。三十八年、三十九年は、じゃ、何もしなかったのか、四十年は今度中部ができたわけですね。四十年はまた何もしない。四十二年は中国ができた。四十三年度においても何も手をつけなかったというところなんです。私がここで聞きたいのは、この三十六年度以降、三十六年度に用地部というものをつくろうという考えを固められたら、これは、いまその効用についておっしゃったように、それを想定して積極的に取り組む上から提案されたこの法律改正ができたんだらうと思ふんです。

その当時の考えとしてはよもや八年間たつても、まだ北陸と四国にはできないだらうというように考えていなかったらうと思ふんです。当時の責任者がここにおられるわけじゃないから、ここでとやかく言いたくないですけれども、常識的に考えて三十六年度につくつて、それは逐次やつて、一べんにできないというその理由も気持ちもある程度わかります。わかりませんが、その当時は少なくとも八年たつても北陸と四国はできないのだなという考えはおそらくなかったらうと思ふんです。とすれば、おそらく今日までの経過の中に何か大きな壁があつて、建設省が当初ほんとうに純粹に考えた用地部の設置の目的は踏みにじられるような大きな壁もあつたのじゃないか、これは、お役所仕事については一つの役所で自分のところの使命だけを自分のところの判断によつて果たせば済むものはないというところは従来私は主張しておるところです。各省のつながりというのを前提にして自分のところの主張を続けるべきです。それだけ各省間において理解がなければいけません。ところが理解がなかったのじゃないかと私は思ふんです。また、あわせて、私は建設省にも当初意気込んだ迫力がだんだん欠けてきた、これは私はこれからじっくりやりますが、きょうの結論を政務次官よく聞いておってください、あとで大臣が来られたら大臣にも最終的に聞きたいと思ふんです。もう四十五年度にどうするかというところでは、つきり言わなければ、この企画部の設置なんというところは認められないこととです。やるべきことはやつてもらわなければいけません。結論は必ずそこへ行くのですから、あらかじめ申し上げておきます。 そこで、三十八年、三十九年は一体どういふことがあつたのか、こういう考え方で行管ともこんな打ち合わせをした、大蔵省ともこんな打ち合わせをした、しかし、こういう理由でこうなつた、具体的にそれをひとつ教えてください。どんな壁があつたのか、その壁の厚さによつては私はここであきらめてもいいですわ。しかし、あきらめられ



ないような壁があるはずで、私は今度あきらめることのできない壁を持って居るお役所に対して申し上げなければいかぬ。非常に言いにくいと思いますが、言ってください。

○政府委員(志村清一君) 三十八年、三十九年はいわば中だるみのかっこうになったわけでございます。それにつきましても、いかなる理由によつてさようなことになったかという御質問でございますが、実は私、当時、設置法と申しますか、こういふ機構の関係を直接担当しておらなかつたのでございしますが、私の承知しておるところでは、たとえば北陸について申し上げますと、三十八年、三十九年に用地費の事業量がおの十三億ないし十四億でございまして、中国につきましても二十二億ないし二十一億、四国は六億ないし九億というやうな、すでに部の設置が行なわれました各局と比べますと相当事業量が隔たりがございまして。たとえて申しますと三十九年度では東北の用地費は約四十二億、関東は五十七億、近畿が約四十八億、九州が五十億をこえておる、こういふバランスから見まして、もうしばらく部の設置を待たらどうか、ただ中部地方建設局に關しましては三十九年にすでに四十億をこえまして、四十年には六十三億という巨額な金額になっておりますので、中部地方建設局は三十九年度に審議をいただきまして四十年から用地部を發足せしめるといふやうな形になったように承知いたしております。しかし、先ほど申し上げましたやうに北陸、四国ともに、その後、逐次用地業務がふえてきております。その意味におきまして、北陸、四国につきましても、近い将来に部というものの設置が必要ではなからうか、かように考えておる次第でございまして。

○佐藤隆君 私の聞いていることは、どうなんですか、三十八年、三十九年とずっとやはり毎年建設省は建設省として、建設省の自主性ということいろいろな計画を立てられて、引き続きやらねばならぬことは、やはり要求の形なり交渉の形で關係各省と折衝してこられたらどう、初めはやはり

り八つにつくることだったのですよ。しかし、とりあえず三十六年度には関東と近畿ということに始められたんですよ。それはわかるのです。それが八年もたつても二つ残っているから、その間にいかにむずかしい交渉過程なり、關係各省との交渉なり要求とか、そういう話し合ひでむずかしいことがあつたんだらう。そのむずかしさをここでひとつ説明してもらいたい。あわせて、そういうむずかしさに建設省は手をこまねいて、それに甘んじてきたのではない。非常に言い方は悪いですが、けれども、まあしよがない、そのうちに何とかやるだらうというやうなことで、長いものでは巻かれないで、北陸や四国の人に教えたなら——知つて居る人はあまりないと思うのですよ、こんな経過を。これは北陸、四国には政治家はいないということになる。ほんとうです。いないということになる。しかも、北陸と四国といふは後進地域です。経済第一主義をとつて、そしてそこに投資をして、公共事業を起す、そしてその効果があらわれる。その効果があらわれにくい後進地域にという考え方で、これはまたあとで申し上げますが、いま策定されつつある新全総計画、これにも関連してくるのです。拠点開発方式、これがやはり一〇〇兆成功したとは言えない。過密、過疎の問題が出てきていく。そうした新全総計画の考え方を四十三年度当初からすでに御承知のほうですよ。均衡発展ということ。そういう考え方でおるならば、当然、まああまり古いことを言つてもしよがないですけれども、少なくとも四十三年度には、四十四年度からはこうしてくれという要求が建設省から出されてしかるべきではなかつたか。あわせて企画部をつくることについても法律案の改正がなされてしかるべきではなかつたか、こういうことなんです。もう少し聞かしてください、そのむずかしさを、むずかしさを十分聞かなければ、とにかく納得できるまでひとつ聞かしてください。むずかしいことがあるはずですよ。むずかしいことがな

かつたというならば、もう建設省は何にもやつてなかつたということになる。天下に向かつてそんなことは言えないと思う。いや、ほんとうは北陸、四国までもむずかしいことだ、この年はこうやってきた、あの年はこうやってきたけれども、こうだったということをもう少し聞かしてください。○政府委員(志村清一君) 先生御指摘のやうに、私もどなたも言つても、北陸並びに四国につきましては用地部をかねて設置をすべきである、かように考へてまいつたことは事実でございます。四十三年度の予算要求の段階におきましても企画部と並んでそういう要求はいたしました。しかしながら、先ほど来申し上げておりますやうに、逐次、北陸、四国の用地費の額、絶対量もふえてきておられますし、事務の複雑な点もむずかしくなつてきておられますので、私も用地部を設置する時期ではないかと存じたのでございしますが、率直に申し上げます、やはり他の地方建設局に比べまして、北陸、四国の事務量は質等に関しましては若干の差がございまして。それと同時に、行政の簡素化というたてまえが内閣の強い方針として打ち出されてまいつてきておりました、それらも両方勘案いたしまして、大蔵省、行政管理庁というところとも十分相談をいたしましたわけでございますが、現在の時点におきましては、北陸、四国の一応用地部の設置は希望いたしました方が、やむを得ない事情がこれであろうということであきらめた次第でございしますが、先ほど申し上げましたやうに、総務部にございします用地課を二課にふやしまして、そうしてその用地を総括担当するための参事官を総務部に置くということによりまして、用地部はできませんでしたが、実質的には用地部にある程度かわり得るやうな体制を整えさせていたいただいて、今後さらに用地部への昇格を考へてまいりたい、かように決心いたしました次第でございまして。

なお、企画部に關しましては、御承知のやうに建設省の設置法の中におきまして、地方建設局の中に企画室というのが明文で出ておられて、八地

建ともに企画室はあるわけでございます。その名称変更でございまして、まあ行政の簡素化という趣旨から申しまして、室を部と名称変更することについては比較的抵抗がないわけでございますが、従来、用地部のなかつた局面に新しく用地部を設けるということになりますと、行政簡素化の趣旨に若干抵觸する面もあるのではないかと、御意見を考へあわせて、私も内心におきまして、これらを考へあわせて、私ども内心におきましては、佐藤先生の御意見とはほぼ同じやうに感じておりますが、実態に即しまして、先ほど来申し上げておりますやうな四十四年度の措置で当面過すということに決心をいたしましたやうな次第でございまして。

○佐藤隆君 そう結論をすぐ、いや用地部をつくればつくれといふことを私が言うから、四十四年度は一つ課をふやして、二課になつて、実質的に用地部と同じやうな仕事をやり得るやうになつた。その結論はいいです。なぜ私がしつこく言うかといふと、いまつくり得るであらうこの企画部そのものも、これは後進地域にはできないのです。それはもう企画室のままなんです。そういうことになつていまして、今度の改正は、また用地部と同じ轍を踏むのです、これ。これから八年といふと昭和五十二年ですが、昭和五十二年くらいになると、北陸地方建設局と四国地方建設局には企画部というのはいらないのです。これは冗談で言うわけじゃないですけれども、大げさな言い方ですけれども、へたな心がまえではそんなことにならんかかねないですよといふことです。いま官房長も、大蔵省なり行管とも話し合つてきたといふことをおっしゃいました、私もそれは知つて居るのです。官房長は、いつになつたら行管といふことばと大蔵省といふことばを出されるか待つていたのですけれども、行管はどうなんですか。いままで相談を受けられてきて、この用地部の問題についてはどう建設省の要求あるいは話し合ひ、それに対処してこられたか、用地部の問題について、ここ二年間、それをお聞かせ願ひたい。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。

ただいまの御質問のうち、過去八年間につきまして、用地部の要求に對しましてどういう態度をとったかということにつきましては、実は私その間の事情を存じておりませんので、正確にお答え申し上げる立場ではないと思いますが、おそらく本年度予算の際にとりましては、四十四年度予算の査定であつたと思つたので、四十四年度予算の査定の際に考えましたことを申し上げます。

四十四年度予算につきましては、建設省から用地部の北陸、四國につきましての新設の御要求がございました。いろいろ御説明は十分に伺いました。事務量の問題、その重要性、ただいま佐藤先生のおっしゃるような、その重要性につきましても十分御説明をいただきました。ただ、昭和四十四年度の機構、定員の査定につきましては、と申しますよりは、予算編成基本方針につきましては、閣議決定によりまして、政府の部局の新設は厳に抑制するという非常にきびしい御命令を受けておりまして、その御命令のもとに、私どもは各省庁の部局の新設につきまして審査をいたしましたわけでございます。その結果、四十四年度につきましては法律改正を要する部局の新設につきましては、一つの例外を除きまして、他はすべて振りかえ

がございませぬ限りは、各省庁には新設をがまんしていただくという結論を出しております。その一つの例外と申しますのは、外務省の儀典長職でございます。実はこれも私も当然原則から申しても同じ扱いにすべきものと思つておりましたが、やはり高い見地から、国際的な相互主義でございますかと、対外関係から申しまして、これは何ともしも外国に對してみてもないといふことで、特に格の高い方が儀典長に補職できま

すように、従来、省令で儀典長職がございましたが、その規定を法律で定めようということにいたしました。その政府の部局内の法律職の新設につきましてははそれだけでございまして、それ以外は一切現状のままでございまして、建設省からの非常な御熱心な御説明をいただきましたけれども、

四十四年度につきましては、これは部の新設は認めませんが、そのかわりと申しましてはあれでございまして、實際上行政の遂行にできるだけの部の新設に近いような運営ができますように、ただいま建設省官房長から御説明のございました用地部参事官によりまして、総務部にこれを置きまして、そこで総務部から独立と申すことはいけ

ないかもしませんが、一つまとまった仕事として参事官に処理していただく、あるいは従来、課が一つでございまして二課にして処理していただくという体制で、行政上の運営ができるだけ支障の少ないようにということで、建設省に御了承いただいた次第でございます。

○佐藤隆君 あかね、ことを返すようでございますが、いままでの内閣で、これはもう来年度はどんだんつくりにございまして、内閣はあまりないですよ。やっぱりあまりつくっちゃいかぬ、そういうことなんですよ。それはあたりまえのことなんです。その方針は、私はそれを別に云々しようとは思わないんです。ただ常識で考えてみない、あまりにも、これは八年間たつてなおかつできない。しかし、ここに理屈をつけるとするなら、さつきも言ったように、従来は、三十六年、七年ごろは高度成長を続けているなかでござい

ます。経済主義、これを第一義として進めてまいりましたから、投資効果のすぐ上がるような、そういうところにどんだん開発が進められてきた、そして拠点開発方式ということでもどんだん進められてきた。それによつて地域格差というものが、むしろ過疎過密の問題というものがむしろ大きくなつてきた、開きが、それで均衡発展という考え方で、これは私も自民党でも新全総計画の第四次案をいま検討中でありまして、近き第五次案が出されることになっておりますが、そうした基本的な考え方を、今度は経済第一主義というだけではない、土地の利用、生活環境の整備とか、それから経済の成長発展、この三つの柱をもとにしてやらねばならぬということ、新しい均衡発展の精神が盛られているわけですよ。これ

は四十三年度当初から議論されてきていることなんです。各省庁にも企画庁からみんな相談かけているはずですよ。こうした基本方針にはみんな納得して、この作業が進められておるんですよ。そうしたときに、考えてみれば、これはもうどうしてこういうことになるのだから、ただ金額の問題だけ、事業量の問題だけで律することはできないのではないかと、むしろ後進地域に對する先行投資、そうしたことが日本全国なべてみた場合の均衡発展ということにつながるとするならば、そうしたことを頭に置いて行管もお考えになつたらどうか、非常におこがましい言い方でございますが、建設省もその辺にひとつアクセントをつけて、もっと強く当たるべきではないかと、こう私は考えるのです。どうなんでしょうかね、一体、まあ減らせ、減らせだけでもこれはおかしんで、行管あたりの議論としては、やはりいま答弁なさつたことくらいしか言えないでしょうか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。ただいまのお話一々もつともな点が多いと思つて、敬服いたしますが、ただ先生のお話もまことにごもつともでございますが、建設省官房長からのお話も、これは所管事務をおあずかりになるお立場から、できるだけ部という組織をもつて責任業務を遂行されるなら仕事がいやといふ面でも御主張いただくこと、それはまことにこれもそのとおりでございまして、ただ政府の立場といたしまして、これは一省庁一局削減に始まりまして、五つの定員削減あるいは行革三年計画というところで順次行政機構の簡素化、行政の簡素化並びに機構の簡素化というものを旗じるにいたしました。一生懸命やっておりますので、そういう際にやはり昭和四十四年度の予算定員、機構定員の査定につきましては、これはともかく少なくともふえるのは防ごう、また行政機構の改革という点から申しまして、できるだけ現在

ございます部局の中でも統合いたしますなり、整理いたしますなりものがあればするわけでございまして、これは行革三年計画の中でござい

けこれから検討していかなくちゃならぬと思つております。しかし、機構定員の査定に際しましては、少なくともできるだけふえるのは防ごうという気持ちで、非常にかたい決意で業務をいたしておりまして、また閣議決定に基づきまして、私どももそういう命令を受けて機構定員の査定をいたしております、そういうことでございますので、これは部を設けますか、これに、ただいま申し上げましたような措置によりまして、業務の運営態勢に支障をできるだけ少なくやっていたら、それで何とかがまんしていただく、またそういうことで済めばできるだけ済むようにいたしますが、政府の財政支出も節減することができると思つて、機構の膨張についてもできるだけ抑制していくことができるというふうに思つております。ともいたしましたら、これはどうしても皆さ

ま方それぞれ所管の方のお立場から申しますと、どうしても機構を大きくしたほうが仕事がいややといふことから膨張しがちでございます。そういう点、いろいろと建設省の御意見も伺いましたが、今回につきましてはそういうことで御処理いただくということをお願いいたしましたわけでございます。

○佐藤隆君 立場が立場だというお話ですが、その立場はわかっているのです。わかっているけれども、このことについてはあまりにもということ、先刻私に質問をしていただいております。じゃ、官房長、建設省はあれですか、企画室というのはいつてきたのですか。

○政府委員(志村清一君) 企画室は昭和三十三年、設置法の改正によりまして、従来、企画部、工務部というものがあつたのを改めまして、工務部を河川部、道路部と分けまして、企画部を企画室というふうにしたのが企画室の始まりでございます。

○佐藤隆君 企画室というのは全部一緒にできたのですか。どうして一緒にできたのですか。

○政府委員(志村清一君) 確かに先生御指摘のように、三十三年に八地建に企画室が誕生したわけ

でございますが、それ以前から企画部というのがございまして、企画部が企画室に名称を変更したという次第でございます。

○佐藤隆君 とにかく私は一番最初には企画部があつて、それが企画室に名称変更になり、その当時は、三十三年以前は少なくとも一つの機構としてつくる場合はわりあい並列的と言いますか、そういう考え方があつたと思うのですよ、それが、それは政府の方針もわかりません。わかりませんが、八年間もこうなつていっていることはどうして解せないですよ。これであつたんだなという事にはならないですね。しかし、そう言えれば行管のお答えじゃないけれども、おっしゃることはわかりますというのでしようが、わかってもただだけでも困るのですけれどもね。ただわかりません。低開発地域ですよ、とにかく北陸、それから四国は、四国の方には失礼な言い方になるかもしれませんが、私は少なくとも北陸は低開発地域だと思ひます。しかも豪雪地域です。そういうことで、中小河川の問題も、先年来いろいろたび重なる災害もありましたし、特に中小河川等の問題については、あるいは防災ダム等多目的ダムの建設だとか、そういうことについてはもっと開発をしなければいかぬ。そういう地帯についてこれはやはり真剣味が足りないのか、それとも真剣味はあるのだけれども、大蔵、行管という壁があつたのだめなのか、一体どうなんでしょうか。たとえば新治水五カ年計画にしても、北陸地帯に用地部をつくらなくて、あるいは企画部をつくらなくて的確に進められるのですか。私はついでだから申し上げておきますけれども、先ほどちょっと出しました新総計画についても非常に問題があると思ひます。大きな欠陥があると思ひます。私も党内でさらに議論は続いていきますから、いまここで言うことは適切でないかもしれませんが、念のために、ひとつ建設省を激励する意味において言うておきますけれども、道路の問題は相当盛られておりますけれども、河川の問題は盛られておりません。河

川の用地買収だつてなかなかたいへんですよ。新治水五カ年計画は二兆五百億です。ことしは第二年度でしょう。いまのままで達成できますか。銭の点においても達成できるかどうかからぬということも言われているときに、少なくとも行政指導として、的確な事業推進のために機構を改めていこうという積極的な姿勢がほしいですね。この点、河川局長来ておられるけれども、どうですか。これは新総計画の第四次案の中で道路の問題は盛られているが、川の問題なんかさっぱり取り上げられていない。その辺から見ると、大体もう、何というかな、低開発地域というか、そういう地帯の事業の必要性、そういうおくれた地帯に対する先行投資、均衡発展という考え方、そういう考え方がどうも乏しいのじゃないでしょうかね。いや、そうじゃないというなら、やはり壁がどこにあるのですか。それで、いままでこういう場においてそういう例はないかもしれせんけれども、行管と議論したかったら、建設省と行管とここで議論してください。大蔵省が来てないのが残念です。ですから、ほんとうにそういう議論を国民の前に見せなければ国民はやはり納得しないですよ。どうしておられるほうだけこうなんだ。いや、内閣がそういう方針だから、行管がやめる、やめろと言ひ、それをちゃんと真に受けたからとか、あるいは金額的に見て多少少ないから、それだけの理由じゃやめられないんです。日本全体を考えた考え方ではどうですかね、ひとつこれは。新総計画は四次案までできています。ちよつとここでこういう意見を出すのは適切でございせんけれども、このついでですから、どう考えておられるか。しかも、そういう基本的な計画は十五年後を目途としておられるのですよ、昭和六十年を目途としておられるのですよ、昭和六十年から十五年たてば二十世紀ですよ。そうした将来にわたつての構想を描こうというときに、ほんとうに積極的な姿勢がほしいですね。私から言わせれば、それがまだ足りないのじゃないか。くだいようですが、壁があ

るなら壁がある。この点こうしたらどうなんだ。建設省から言ひにくいけれども、こうだとか、何から閉じこもつた考え方、意見じゃなくて、日本全国、日本ということを考えてひとつどうですか、河川局長。

○政府委員(坂野重信君) 佐藤先生の御指摘の全問題の問題でございまして、これは窓口は、建設省としては計画局のほうでやつていただいておりますけれども、いろいろな経済企画庁との間で事務的な折衝を進めまして、私もいたしまして、経済企画庁の最初の案に比べて、かなりいいわゆる国土保全問題、あるいは水資源の開発問題も相当取り入れられてまいつたということでございます。内容をよく読んでいただくと、国土保全の問題等につきましてはかなり記載がございまして、ただ、文章の書き方、何といひますか、編成の問題等がございまして、まあおのずから力点が必ずしも国土保全重点という考え方ではないようございまして、この点は私もとしては必ずしも満点の記載が行なわれているとは思ひませんが、まことに考慮が払われているというぐあいに考えております。ただ、細部の点につきましては、まだ経済企画庁等と完全に調整ができたという段階には至つておりませんので、今後ともそういう字句の点等につきましては、さらに事務的な折衝を進めてまいりたいと思ひついででございます。

○佐藤隆君 なぜ私が新全総まで持ち出すかという、新全総のこの案そのものにも北陸軽視という、日本海沿岸軽視という、東海メカゴポリスタか、太平洋メカゴポリスタか、もうそういう考え方がやはりどうもそこにあるようですかからなんです。私も先刻来、日本海沿岸という一つのブロック、それをひとつ策定して、そういう構想を積極的に計画に盛り込むことを主張しているわけですから、これはいまの用地部設置それ自体についても同じくそういうことがその考え方の底流にはあるだろう、こう思うのですから、どうもやつかみ根性で申し上げるよ

うで上げつないかもしれせんし、おまえ、ひがんでいられるのだからと言われれば、私はひがんでますよ、ほんとうに。おそろく四国もひがんでいられるでしょう。こんなことじゃやっぱりおかしいですもんね。どうですか。大臣来られてからまたお聞きしてもいいですが、政務次官にひとつ答えてほしい。先ほどの話では、官房長の話でもちよつと触れられましたが、これは用地部設置の一つの足がかりであるというように聞き取れる御発言がございましたが、そうすると、四十五年度には北陸地方建設局と四国地方建設局には用地部というものができると、こう承知してよろしいですか。

○政府委員(渡辺栄一君) ただいまの佐藤委員の御発言でございまして、われわれも過疎対策というものの重要性は十分認識をしておるつもりでございます。ただいまいろいろ御説明をしておりますが、建設省としましては、昭和四十四年度におきましても、少なくとも北陸あるいは四国の地帯に用地部を設置したい、こういう方針で進んでまいりましたが、結論はたゞいまお聞きをいただいたような結果になつておるわけでありまして、われわれもいたしましては、昭和四十四年度におきましては、参事官の制度あるいは用地課を二課に分離するといふような方途をもちまして、当面の事務処理に滞りないよういたしましたのですけれども、少なくとも昭和四十五年度におきましては、用地部を設置したいという強い意思をもって進んでおりますから、この点を御理解をいただきまして、さらにまた御協力もお願いしたい、かように考えます。

○佐藤隆君 行管ではどうですか。行管は四十五年度について、いま建設省が言うような言い方に対してここで答えられるとは私も思つておりません。しかし、先刻来からこうしていろいろ話し合ひをしておつたそれをお聞きになつて、事ほどさうなものかなというところで認識を新たにされてこれに対処する、少なくともいままでよりは、そ

うで上げつないかもしれせんし、おまえ、ひがんでいられるのだからと言われれば、私はひがんでますよ、ほんとうに。おそろく四国もひがんでいられるでしょう。こんなことじゃやっぱりおかしいですもんね。どうですか。大臣来られてからまたお聞きしてもいいですが、政務次官にひとつ答えてほしい。先ほどの話では、官房長の話でもちよつと触れられましたが、これは用地部設置の一つの足がかりであるというように聞き取れる御発言がございましたが、そうすると、四十五年度には北陸地方建設局と四国地方建設局には用地部というものができると、こう承知してよろしいですか。

ういうことで少なくともいままでよりは認識を新たにしました。これは用地部設置の問題について、過去の議事録を私はさっと見ただけですけれども、こういうふうな議論した経過があまりないんですよ、見当たらないんですよ。むしろいいことは国会審議で詰めて議論をして、そして一つ一つ実っていく。そうであれば国会審議もまたこれは非常に有意義なものである。こういうことになるわけですから、きょうの議論は必ず私は突らせなければいかぬと思うし、建設省も奮いを新たにしておるわけですから、行管におかれては、少なくともいままでよりは、きょうの議論を通じて、私もあまりりっぱなことは言わなかったかもしれないけれども、少なくともいままでよりは一歩前進した形でひとつこれを取り組んで、四十五年度にはどうしてこれと取り組んでいく、取り組みますという答弁は言えるでしょう。どうですか。

○政府委員(河合三良君) 四十五年度の予算、機構、定員の政府としての基本方針が全きまっておりますので、もちろんいま私から確定的なことを申し上げるべき立場ではございませんし、またそれは不可能なことでございます。ただ、従来、建設省からもいろいろ承っておりますが、また本日、佐藤先生からも承りましたこともつけ加えまして十分に検討したいと思っております。

○佐藤隆君 まあその程度でしようがないのかもしれないけれども、しかし、これはほんとうにおかしいのです。ほんとうにちよつと度があはれずしております。度が過ぎております、これでは、そこで、ひとついよいよ本題に入りまして、きょうはみっちりやるので、少し。この企画部設置、このことについて、先ほど、一番最初は企画部というものがあって、それが企画室という名称に変わった。三十三年にまあ企画室というものができ上がった。その後、四十四年度からはこれは関東、近畿、中部、九州、まあこの地域、この四カ所の地域を頭に浮かべると、やはりこれはまた太

平洋メガロポリスじゃないけれども、何かそうしたあの地帯の線、何かそうした構想をやはり腹に置いてのことのようにも思われる。しかし、事業量、予算額、そういうことにおいて、この四地区にとりあえずは企画部というものを設置して総務部の負担も軽くし、あらゆる計画をもっと具体化するために必要なことか。私はいま言ったんが、一体どうなんですか。私のいま言ったとおりですか、それとも東北、北陸、中国、四国、これは黙ってれば——東北だっておこりますよ、これは。おこつたのだ、この間と呼ぶ者あり、笑声)おこつてますよ、ほんとうに。これは与党だとか野党だとかいうのじゃなくて、四国は前川先生いらつしやいますけれども、ほんとうに、笑つてちゃだめですよ。これはいまの用地部の調子でいきますと、八年間もほっぽつておかれて。四十四年になれば九年目になる。この調子でいくと北陸、四国なんというのは五十二年度か五十三年度にならなければ企画部なんというものはできない。企画部をこのたび四地区に設けようとするその意図、これは趣旨説明はここに書いてあるから、これは読んでありますから、ここに書いてある以外のことをちよつと教えてください。

○政府委員(志村清一君) 四地建に限定したわけではございませんが、私どもといたしましては、率直に申し上げて八地建全部に用地部を設置することはできないだろうかとこのうふううに考えたわけでございますが、それらの八地建のうちでも、先生から先ほどお話がございましたように、人口あるいは産業、そういったもの、あるいはこれに伴う地域社会の構造的な変化というものを考えましたり、企画室の持つておきます予算とか、あるいは人員、それらを比較いたしました場合に、たゞいまお話のございました関東、近畿、中部、九州、この四地建は残る他の四地方建設局に比べて格段の差があるわけでございます。金額、人員等に直接関係なく企画部の仕事というのが大事なことは当然でございますが、こういった変革の場

でございますので、さしあたり最も緊急性の高い四地区に限つたわけでございます。九州につきましては、関東、近畿、中部がいわゆる大都市圏でございますが、九州地方は北部に大都市圏域を持つておりますが、同時に、南部に全国有数の過疎地帯をかかえておるわけでございます。なかなか複雑な構造であろうと考えております。こういったものを含めまして、四地建に、さしあたり四十四年度は企画部と名称を変更し、下部組織を充実いたしたい、かように考えた次第でございます。

○佐藤隆君 行管ではどんなお考えを持っておられるのですか、この企画部設置について。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。ただいま四十四年度の関東、中部、近畿、九州の四地建の企画部の新設につきまして官房長からお話がございましたが、そういう官房長からおっしゃいましたとおりの理由で、この四十四年度におきまして、企画室から企画部への振りかえを認めたいわけでございます。

○佐藤隆君 いや、私が聞きたいのは、そんなにすらすらとなつたんですか、何かやっぱりあったのですか。それをなせしつこく言うかという、そういうことを聞いておかないと、東北、北陸、中国、四国はあとでどうなるのかということ、私それを心配するものだから、それを危惧していまお聞きしておきます。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。この四地建における企画部の新設につきましては、形式上は法律事項でございます。企画室から同じ法律事項でございます企画部への、これは何と申しますか、振りかえと申しますか、そういう形でございますので、先ほど来問題になつておりました用地部の新設ということとは、形式上から申しますと程度は違ふと思つております。ただ、やはり室から部になりますことは、実質的には部になりますので、部の中に課が置かれることもございますので、私どもといたしましては、本来の考え方からまいりますれば、これはやはり室でがま

んしていただければいいと思つておりましたけれども、しかし、その実情をいろいろ伺ひまして、またその必要性も十分伺ひまして、建設省の御要求に従ひまして、この四地建の企画部を認めたいわけでございます。

○佐藤隆君 そこで話は用地部に戻りますが、いまお答えになつたように、企画室であつても、企画部であつてもそう変わらぬ。企画室であつても、やはり企画室をそのままにしておいてもらいたいけれどもというあとでの説明がありましたけれども、その前の説明で、企画室であつても、企画部であつても、その実態は変わらないという御発言がありましたですね。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。企画部と企画室とは、法形式の上では、設置法で法律上同じ法律事項になつていふという意味で、これは形式的には変わりはないというふうにお聞き上げました。

○佐藤隆君 そういうことはどうでしょうか。今度、参事官を置いて、北陸と四国に実質的には用地部を置いたと同じようにということ、先ほど建設省の答弁がありました。それと同じように用地部の問題は考えられませんか。どうせ来年でざるならばそれでいいんですけれどもね。

○政府委員(河合三良君) 用地部につきましましては、これは法律上の機構の新設になります点で違ふと思つております。

○佐藤隆君 まあこれ以上やめますわ。やめるけれども、しかし、同じようなものですよ、これは。このいまやつていふ議論を小生に聞かせれば、私の意見に小学生は賛成するでしょう、おそらく。理屈を知つていふ、理屈でものごとを片づけようとする高層、高官は私の意見に反対するでしょう。常識しか知らない子供は私の意見に賛成するでしょう、おそらく。同じですよ。まあいいですよ。来年できることを期待して、まあ、そうなると思は信じています。それはそれでいいです。そこで、東北、北陸、中国、四国をい一つ企画部に今度昇格させる予定なんです

か、建設省。

○政府委員(志村清一君) 先ほど申し上げましたように、残りの四地建につきましても業務の実態等から考えますと、なるべく早い機会に下部組織を整えた用地部に名称を変更するのがしかるべきであろう、かように考えておりますので、これらの地建につきましても事務処理の円滑化をはかるために、四十五年度からは部を設置するというような方向で、各方面とも接触をしてみたいかと、かように考えております。

○佐藤隆君 どうですか、行管におかれては、建設省からそういう接触のされ方をした場合、どうですか。まあいやいややっぱり企画室でできればやってくれ。ことと同じようなことをおっしゃるのか。それとも、これはもう来年はあまりそういう言い方はできないのではないかと私は思いますが、四地建だけにした理由は、先ほど建設省からお話ありましたからあれですけれども、どうでしょうか。来年度はあとの残った東北、北陸、中国、四国、これについて、建設省は来年度ひとつ室から部にするということ、これから関係方面と接触をしようと、こういうことですか。やっぱり接触するということになれば、第一に行管と大蔵省でしょう。接触されたらどうなりますか、どういう考え方でやられますか。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。来年度、昭和四十五年の総定員及び予算の査定の基本方針によると思いますが、率直に申し上げます、現在のままの状態でございますれば、私どもといたしましては、企画室のままでお仕事を処理していただいて支障のないようにお願いしたいというふうな思っておりますが、これは今後の事務量、その他の問題ですので、これからの事情によりまして、現在確言を申すべきものではないと思っております。

○佐藤隆君 行管というところはえらいかたいところですよ。やはりこういう話をいまままで議論をしておいて、そういう答弁しかやはりできない

んでしょうかね。いや、わかりました、やりませ

という答弁を求めているんじゃないですよ。わかりました、これはひとつ検討しましょうとか。それで、来年になって、今年、企画室を企画部にすることに、四地区でやるところやっ来て来年やらなければいかぬことはもうわかっているはずですよ。だから、やりませとまでは言わなくても、何か答えようはないものですかね。来年またそういう接触を受けたら、私はやはり企画室のままです。議論にならないですわ、これは。

○政府委員(河合三良君) どうもおしかりを受けましたが……。

○佐藤隆君 いや、おこつていないですよ。○政府委員(河合三良君) 企画室の予算につきましては、これはただいま佐藤先生から、来年は企画部にする気持ちかというお尋ねがございましたので、どうもそういうふうにお尋ねがございましたけれども、もちろん諸種の事情を勘案いたしまして決定されることになろうと思っております。

○佐藤隆君 さて、そこで話は新全総とのからみ合いにまた戻りますけれども、企画部をつくって、そうしていろいろなことを総合的に企画して実行できることからそれを推進していくのだ、こういうために室ではだめなんだ、ひとつ部に昇格させてやってく、この考え方はいいんです。ところが、なぜ東北、北陸とか、そういうところを落としたんでしょうかね、なぜ。私は新全総計画でも、これはもう豪雪地帯とか、積雪地帯とか、大きく言えば積雪地帯、小さく言っても豪雪地帯、そういうことがほとんど考えられていなかったのです、一次案、二次案くらいでは。こんなばかかなものないじゃないかというところで、三次案、四次案に至りまして、もう豪雪地帯における生活環境の整備とか、そういうことが盛り込まれるようになってきたのです。やっつと四次案に盛り込まれてきたのです。これはまだまだ不満足なことが多いのですけれども、わが党で検討しているから、その内容を主としてここで議論しようとは思いません

んけれども、たとえば北陸地帯における、豪雪地帯におけるこれからの道路、もう道路が一番問題ですわ。豪雪と道路、もちろん河川の問題、融雪の問題ということになれば河川の問題にもなりま

す。融雪災害などというのがあるのですから。そうしたこと、よその地区よりも総合的な計画性を持たなければならぬこの北陸地帯に、そんなこと関係ないということだったのか。一体、東北、北陸を落としたというのはどういう理由なんでしょう。私は先ほど大ざっぱな理由は聞きませんでした。しかし、その中にはそういう特殊性を勘案したという御意見は承りませんでした。考えていなかったらこれから考えてもいいですが、来年はと

いうことで行管を説得するために、たとえば東北にはこういう特殊事情がある、去年言わなかったのはこういう理由がある、北陸にはこういう理由があるという理由の中に、豪雪地帯のことも含めて交渉すべきだ、私はそう思うのです。その辺は一体検討されたんでしょうか。これはもう帰一するところは、私はとにかく後進地域に対するめんどう見が悪いということが腹に据えかねているから、私はこういう御質問をしているのですから、そのことを頭に置いてひとつ答弁願いたい。

○政府委員(志村清一君) 関東、近畿、中部、九州、この四地建にさしあたり企画部を限定いたしましたことにつきましては、先ほど申し上げたとおりでございますが、先生御指摘のとおり、東北、四国、北陸という地建におきましては、中国ももちろん裏側がすぐでございますが、いわゆる過疎地域といたしまして、今後の建設の事業の先行投資の問題、あるいはそれにからむいろいろな調査の問題等が次々と舞臺に乗ってくる地域と存じます。さような意味におきまして、私どももいたしまして、これらの企画関係の機構を充実する必要がありますか、かように存じておりますが、当面、四十四年度におきましては、四つの数に限定されたものでございますから、先ほど申し上げましたような状況も勘案いたしまして、さし

まあ行管は明年度のことをなかなか申し上げにくいようでございますが、私どもとしては四十五年に残りの四地建、二カ年で用地部の設置を終わりたい、かように考えておる次第でございます。

○佐藤隆君 私が聞いたのはこういうことなんです。豪雪地帯とか、積雪地帯とか、狭く言っても豪雪地帯とか、そういう考え方も織り込んで検討されたのですかというのを聞いておるわけですよ。なぜそういうことを聞くかという、これは私も災害対策特別委員会でも、これはもう豪雪地帯の問題はしよっちゅう議論をしておるところです。これは豪雪法そのものもこれから改正して、市町村道の除雪をどうするか、国道はだいぶよくなってきた、県道もまあまあというところまで来た、市町村道をどうするか、あるいは道路の構造自体をどうするか。消雪パイプの問題とか、融雪溝とか、あるいはスノーセットの問題をどうするか。そうしたことはもう雪国ならではのからぬ、そうした悩みから出てくる対策。そうしたことについてしよっちゅう議論をしているのです。だから、そういう特殊性を十分勘案して、数でこられたから落としたという、何かおみくじ引くみたいをやったわけでもないでしようけれども、私の聞いているのは、今後のためにもありますから、行管からもよく聞いておいていただきたいのですが、そうした事情をよく含んでいただいで検討してもらわなければいかぬのだ、こういうことを申し上げておるわけです。したがって、この四地区を選ぶについてはそうした事情も考えなければならず、こういう理由があつてこうなつたという御答弁を聞かなければ承知がたいと、こういうことなんです。

○政府委員(志村清一君) 積雪寒冷地帯、それに対応するいろいろな問題の複雑さにつきまして、私どもも承知いたしております。特に現建設大臣は積雪寒冷地帯の御出身でございます。過疎対策、特に積雪対策には御関心が深いと思っております。そのような意味におきまして、過疎であるいはその中の積寒という問題についても、認識は私ども

として十分持つておるつもりでございますが、これらも勘案いたしましたして、本年はまことに残念ながら企画部に名称変更はできませんでしたが、明年を期しまして、かような点も含めて全地建に企画部の設置をいたしたい、かように考えておるようなわけでございます。

○石原幹市郎君 関連して。私もこの前、企画室と部のことについて、行管局長お見えになつていなかったけれども、部と室というのはどう違うのか。それは何が準拠になつてゐるのか。それから、四つと限定したのは、どうもいままで聞いてゐると、行管局が四つとしたようですが、それは、何かほかを減らせばこれをふやすとかどうとかいうことをこのごろ行管よくやつておられるが、何かそのことと関連して四つという数をきめられたのか。そういうことをもう一べん聞いておきたいと思つて。部と室というのはどう違うのだ、一体。

○政府委員(河合三良君) 部と室の違いにつきましては、これは正直に申しまして不明確な点もございまして、現在私もいたしましては、機能といたしましては、これは機能的の違いではなくて、部にいたしますと部内に課が置けますが、室にいたしておきますと、室内には課が置けないという形というふうに理解いたしております。また、四つにしばりました理由につきましては、建設省と御相談の上、事務量その他につきましては、観点から本年四つを認めるという結論になつております。

○石原幹市郎君 そうすると、どうも四つにしたということについては、建設省も何か四つぐらいがまずいいというふうなふうに聞かえますね。その点どうなんでしょうか。  
○政府委員(河合三良君) ちょっと補足いたしますが、ただいま四つと申したのは、これはむしろ先ほど来申しております行政機構の簡素化、効率化という点から申しまして、できるだけ室から部への、これは名称変更ではございますが、事実上は若干機構の拡大を伴うというふうな思われ

ますものを、できるだけ小規模に食いとめていたいただきたいというふうな建設省にはお願いいたしております。

○石原幹市郎君 私この前申し上げたのは、ある局へ行けば部だ、ある局へ行けば室だとか、そういうわけのわからぬことになつてゐるより、企画なら企画というものはどこへ行つても企画部なり、こういう部なのであり、それから先ほど来、佐藤君が熱心に主張されたように用地部、そういうふうなむしろきちつとしたらどうですか。変な話だけれども、これもこの前は聞いてゐるの、大臣からもお答えを聞きたいと思つたのだが、建設省には砂防部というのがあつて、課が一つしかないようなところがあるじゃないですか。それから企画部で課を一つ置いたらいいじゃないか。そういうことが何かどうも一貫してゐない。建設省の砂防部に、砂防課か何か知らぬが、一課しかないというところについて、行管局長から、この前あなたいなかったから、あわせて聞いておきたい。それからきょうは、この前、政務次官に、よく大臣と相談して、きょう大臣からその答えをまず聞きたいということ、私、質問を残しておるのですけれども、まず行管局長から、そこをちょっと聞いてみたい。

○政府委員(河合三良君) お答えいたします。部と室の問題につきましては御指摘いただきました点は、確かに不明確な点がございますので、これはそういう組織の問題について、十分さらに検討を加えなければならぬ点があると思つて、これは私も十分に検討いたさなければならぬというふうな思つております。また、砂防部砂防課の問題でございますが、これは確かに一部一課と申しますと、非常に奇異な感じを受けることは事実だと思つて。ただ、部長という職を置きまして大臣に対する補佐の責任を強くする、しかしながら、事務的な量から申しますと、他の課で処理する事務だ、こういうふうな理由で、現在一部一課というふうなものも、ごくごく一部分には残つておまして、そういうふうな私ども一応御

説明申し上げております。  
○中尾辰義君 部と室でもめてゐるんだけれども、この企画室という名前つくものは国の行政組織の中に幾種類ぐらいあるのですか。地方建設局の業務の中のこれは企画室ですが、そのほかに企画室という名前のついでるのはたくさんあるのでしょうか。  
○政府委員(河合三良君) ただいまの御質問でございますが、現在資料を持ち合わせておりませんが、的確にお答えは申し上げられませんが、かなりの数はあると思つて。

○中尾辰義君 かなりあるくらいはわかつてゐる。その企画室はどういうふうな違つてゐるのか。またその企画室長というのがあるのでしょうか。それは管理職もあれば管理職でないものもありますね。そういう関係はどうなつてゐるのか。それと今回の企画部とどういふ差があるか、その辺のところをこの次に私はお伺ひしますから、資料出してもらつてもいい。

○政府委員(志村清一君) 建設省に限れば企画室長は管理職でございます。今回、企画部長になりましても同様管理職でございます。  
○石原幹市郎君 くだいようだけれども、砂防部に一課しか認めないというの、これも行政管理局、関与してゐるのですか、この問題にも。二課置いたらいかぬというふうなことを行政管理局が言うのかね。

○政府委員(河合三良君) 課の設置につきまして行管が審査いたしておりますが、砂防部につきましては、課を二課にするという要求はいたされておられません。  
○石原幹市郎君 それはおかしいな。これだけ国土保全、砂防という、まあ農林省と両方に分かれてゐる点もあるけれども、砂防行政を重視しなければならぬというときに、建設省から、砂防部の一課だけで、課の増設も要求してないというの、いまはよくは初めて聞いたんですけれども、どういふことですか。これは砂防行政というものをそれほど軽視するの。

○政府委員(志村清一君) お答えいたします。その前にすでに行管の局長からお答えがございましたが、念のため私から室の問題についても一べんお答えいたしたいと思つたので、ございますが、国家行政組織法の第七條の第六項に、これは本省の機構でございますが、本省の機構といたしまして室という文句が出ております。それは、「庁、官房、局及び部には、課及びこれに準ずる室を置くことができる」ということで、本省につきましては室というの課に準ずるものというふうな国家行政組織法ではなつておるわけでございます。ただ、第九條に地方支分部局の定めがございますが、地方支分部局におきましては、こういう局とか、部とか、課とか、室とかというふうなことが一切書かれておらずに、別の法律に定めるところによることになつておる。その地方支分部局、要するに、建設省で申すれば地方建設局におきまして、室につきましては先ほど行管の局長がお話しになりました、この前の内閣委員会でお話ございましたように、慣習的に部というのどちらかというライン、室というのはスタッフ的でございます。室には課を置かぬ、部には課を置くというふうなふうに承知いたしております。

そこで、砂防部についてでございますが、従来から課の設置を要求しておつたのでございまして、四十四年度予算要求並びに組織要求におきましては、先ほど来お話がございましたように、行政の簡素化という意味で、本省の課というものの設置については遠慮をいたさねばならぬというふうな雰囲気でございますので、先ほど設置法の説明をいたしましたように、砂防部の中に課に準ずる室を設けてくれ、これは地建の室と違ひます課に準ずる室を設けてくれ、急傾斜地対策室を設けてくれというふうなことを要請したような次第でございますが、これらにつきましては、大蔵あるいは行管と相談いたしました結果、昭和四十四年度におきましては、それはあきらめた次第でございます。



○委員長(八田一朗君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(八田一朗君) 速記を起こしてくだ

さい。

○佐藤隆君 大臣お見えになりましたので、ひと

つ締めくくりの意味でお尋ねをいたしたいと思

います。

先刻以来一時間四十分はわたっていろいろ質問

をいたし、答弁もいただきました。事の内容は、

実はこのたび提案されておる設置法の一部改正、

これの前にひとつ用地部の問題、これがどうな

っているのかということについて御質問をしてきた

わけでございます。そこで、用地部の問題につ

いては、昭和三十六年に関東、近畿二地区に用地部

が設置されてから本年に至るまで八年間経過して

いるわけですが、いまだに北陸と四国の建設局に

は用地部というものが設置されてないんです。そ

こで、いろいろ説明を聞きまして、ですけれど

も、あんまり私は納得するような説明は聞かれな

かったわけですね。その間には、いろいろ行管との

話し合いもあつたでしょう。あるいは大蔵省との

話し合いもあつたでしょう。いろいろむずかしい

問題もあつたでしょうけれども、八年間もたつて

なおかつということになると、これは私も納得

できない。いま、企画部を設置するということ

で、法律の改正案が出されておりますけれども、

これを認める前に、用地部は一体どうなんだと、

おそらく三十六年度当初は建設省においては八つ

の地方建設局に全部設けるつもりだつたんでしょ

う。一年でできなくても、二年、三年あるいは四

年後にはつくるつもりだつたんでしょう。ところが、

それがなされてない。そこで、ことし

は——四十四年度には参事官を置くとか、実質的

には用地部を置いたと同じような形でというよう

な妥協的な、そういうことも承りましたけれども、

私も、私どもこれはどうしても納得できない。そこ

で、四十五年度には必ず——このたび参事官を設

けるとか、そういうことの足がかりができたわけ

ですから、どうしても来年度はひとつ北陸地方建

設局と四国地方建設局に用地部は何としても設置

をするというお考えをひとつお答えいただきたい

です。特に私は、先刻以来、非常にひがみっぽい質

問をしていくわけですが、北陸あるいは四

国、そうした後進地域に特別の配慮がなされな

い。しかし、事業量がないじゃないか、予算も少

ないじゃないか、これはわかりません。わかりませ

ないけれども、いま新全総計画で策定されつつあり

ますように、もう拠点開発方式ではなくて、均衡発

展の方式でひとつ日本全土について考えていかね

ばならぬというところは、昨年来企画庁が中心に

なつて進めておることでありますので、その精神

も体してひとつ、北陸、四国にどんどん事業も興

さなけりやいけませんし、用地部も必要であると

いうことになるわけでございます。それが第一

点。

もう一つ、第二点は、企画室を今度企画部にす

ることになりました、その案でございますけれども

も、関東、近畿、中部、九州、この四地区だけだ

と、これにも実は不満がございます。たとえば、

北陸の豪雪地帯に企画なんということになつた

ら、これはたいへんなことです。いま新全総にも

豪雪地帯のことがいろいろ盛られるようになって

まいりました。特に日本海沿岸圏という一つの構

想で従来考えられておつた東北圏、首都圏、中部

圏、あるいはいま考えられておるそうした七つの

プロットの上に、太平洋偏重の考え方を直すため

に、日本海沿岸圏というダブった網をそこに張つ

て、そして将来の構想を、計画を盛るべきである

ということを強く打ち出しているときなんです。

そうしたときに、北陸地方に、あるいは東北地方

に、あるいは中国、四国地方に企画部がなくて

いいのかわるか、それはそういうことにならぬと思

います。しかし、まあここで多くは申し上げませ

んが、これまた、四十五年度にはどうしてもこの

残された四地区については、ひとつ企画室を企画

部に格上げいたしますか、させて、そしてその目

的を果たしていくんだという心がまえをひとつ御

答弁いただきたい、こう思うわけでございます。

○國務大臣(坪川信三君) ただいま御要望、御指

摘になりました二点の問題点につきまして、私の

考えをお答え申し上げたいと思つて、

御質問の第一点に關しましては、私は建設大臣

に就任いたしました以来、基本方針といたしまし

ては、あくまでも均衡のある国土開発、均衡のあ

る国土建設、格差のない国土の建設というのを私

は基本方針に打ち立てておるような次第でありま

す。したがって、私は今度の御指摘になりまし

た二つの問題点の基本的な私の気持ちを申し上げ

ますならば、そうした格差のある地域に対しま

しては、私はなお一そう政治の重点を配慮せなけ

ればならぬと、こういうような気持ちを持ってお

ることを表明申し上げたいと思つて、したが

りまして、ことにいま御指摘になりました第一の用

地部の問題につきまして、土地問題あるいは宅

地問題、あるいは用地の取得、地価対策の問題、

非常に重要な、都市開発、あるいはあらゆる住宅

問題、過密過疎の問題に優先する重要な問題でござ

いますので、私は、来年の機構編成にあたりま

しては、ぜひとも北陸並びに四国になつた用地部

の設置をお願いしたい、こういう所存であ

り、御期待に沿うよう努力をいたしますことを表

明申し上げておきたいと思つて、

次の二番目の問題でございますが、これにつき

まして、私は先ほども申し上げましたごとく、

その事業量、あるいはその土地環境、あるいはそ

の他あらゆる客観的諸条件を比重にかけて、そし

て格差をつけて配慮をいたした気持ちでございます

ません。私は、残された四地帯に對しまして

も、ぜひともいま御審議を願つております方向に

向けてのいわゆる行政の機構をひとつ整備いたし

たい、こういうような気持ちを持っておるような

わけでございまして、本年度御審議を願つてお

るこの機構に關しましては、基本的に私は、その土

地の比重を考えてでなくして、一つの手段とし

て、第一の段階として、きょうお願いいたしてお

る御審議の方向でぜひ御議決をいただきまして、

来年はさらに四地区に對しまして機構の整備をい

たすためにまた御審議をわすらわしいという計

画であることを表明申し上げるのであります。御

了承をいただきたいと思つて、

○石原幹市郎君 私この前政務次官にお尋ねしま

した一点だけがあつたんですが、例の砂防部とい

うところに一課しかないんですね。これだけ国土

保全で砂防行政を重視しているおりに、長年にわ

たつて砂防部の一課、これはどうしても私ども考

えられないことなんです、行管に聞いてみる

らというふうな話もあつたりして、これも、いま

用地部、企画部について非常な御答弁をいた

だしましたが、砂防部の一課というのは何として

も全国大会等でもみんな理解しないんです。これ

はどういうお考えを持っておられるか、大臣の決

意のほどを伺いたい。

○國務大臣(坪川信三君) いま石原委員の御指摘

になりました点につきまして、先日来政務次官

からも、また官房長からも、御趣旨のほどを十分

承つておるような次第でございます。私の考え方

といたしましては、昭和四十四年度の予算配慮と

いいますか、予算配分をいたしてありますとき

に、各部各課に關連する重要な問題点について

いろいろと心を配つておつた。その作業中につくづ

く思いますことは、いま御指摘になりました砂防

部の問題はもちろんございまして、それらに關連

いたしました、もう少し建設省としてこの社会資

本の立ちおくれを直し、均衡のある国土開発を

いたす意味においては、現在の体制においてまだ私

は不備なような気持ちの点を非常に痛感いたして

おります。その一環といたしまして、いま石原委

員の御指摘になりました砂防部の問題について

も、私は同様な気持ちを持つたようなわけでござ

います。ことに、私が申し上げるまでもございま

せんけれども、いわゆる災害対策の上からも、あ

るいは人命尊重の上からも、その他あらゆる過疎

対策の問題からいいますと、私は、地すべりの

問題、あるいはこれによるところのくずれの問

に重要な問題点を多く含んでおることを考えますときに、いまの一部一課制によって事業の推進遂行がはかり得ないということも、私は全く同感でございますので、この点につきましては、来年度の予算編成並びに来年度におけるところのこうした法案の考え等につきまして、十分御期待に沿うよう、私自身も配慮いたしまして、御期待に沿うよう努力いたしたいと考えてございます。

○石原幹市郎君 大臣の御答弁、まことに、あまり過ぎるぐらいい過ぎますけれども、ひとつぜひ来年必ず——あなたはかつて福井市長として、全国下水道の会長として下水道計画をこままで伸ばされた実績者、実力者でありますので、砂防をひとつ大いにやってく下さい、お願いを申し上げます。

○委員長(八田一朗君) 本件に対する本日の審査はこの程度にいたします。

○委員(八田一朗君) 速記を起して。通商産業省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。  
○北村暢君 午前中に引き続き質問をいたしますが、まず、機構の問題と関連して綱紀肅正の問題が非常にやかましく取り上げられているわけですが、特に通産省は最近の職員の汚職の問題で騒がれているのでありますが、この問題について、一体通産省として、大臣としてどういう処置をとられたのか、お伺いしたいのですけれども、堀田さんのこの汚職の問題は、ひとり堀田さんの問題ではない。通産省では特に業者関係とのつながりが多くて、氷山の一角だ、こう言われているわけです。そういう点からして、この問題について、ただ単に綱紀肅正の問題ばかりでなしに、通産省の機構上の問題、あるいは機構を運営する上において人事の管理の問題、こういうような問題が、特に通産省という役所は民間企業と直接関係のつながりを持った役所でありまして、他にもござい

ますが、私はそう思うわけです。そういう点で、許認可、あるいは関税関係、こういうようなもので業者の利益とも密接不可分な関係にあるので、特にそういうところに携わる職員については、人事管理の面からも、何かしらやはり特別な配慮があつてしかるべきだと思つております。ところが、この堀田さんの問題一つ見ても、これは一度や二度ではなくして、非常に何年も続いているわけであるという点からして、何か欠陥があるのじゃないかという感じがするのです。この問題はもういま始まったことじゃないのですが、最近特に通産省、農林省、厚生省、この三つの汚職が非常に似通つた性格を持つておるわけですね。そういう点からして、一体どういふ対策を講じられているのか。

○國務大臣(大平正芳君) 私は、就任の当日、二つのことを省員の諸君にお願いをしたのですが、一つは役所全体を明るくのものにしてもらいたいということでございます。執務する雰囲気は明朗であるということが一番大事なことでございます。それから第二は、できるだけ業界の秩序は業界自身に第一義的に責任を持つてもらふ、政府が介入するというのはよくよくの場合に限る、そういう姿勢でやろうじゃないかということでございます。統制経済時代ということになりますと、いろんな面で政府が過剰な介入をやることによつていろんな問題が起つたことは御存じのとおりでございます。いま、できるだけ業界の自律的な秩序の確立という点に、業界自身に責任を持つてもらふよう行政は馴致していかねばならない、そう考へておるのでございます。ところが、そのやさき堀田君の事件が起きました、がく然としたわけでございますが、これは考へてみると、一人の人が長く同じ仕事をやるということに伴う弊害を考へ、ため直さなければならぬという問題が一つございまして、この場合は、ずいぶん長く同じポストに同じ人がおつたということでございますから、これはさつそく直そうじゃないかということ考へたわけでございます。そういう方針で人事の

管理をやろう。すなわち、一定の年限が来たら原則として配転をやつて空気を一新しよう、起りがちな情実というふうなもの根を断とうじゃないかということでございます。それから第二点としては、ある決断をする場合に、やはり一人の判断によるということに伴う危険が当然あると思つて、したがつて、この種の問題については、合議制によつて最終の決断をする、一人の判断が決定的であるというふうなシステムはよくないといふことで、そういう方針で人事当局に人事管理のやり方を変えるようにという指示を指示いたしておる次第でございます。全体といたしまして、私がお見るところ、たいへん明るく仕事をやつてくれおると思いますが、大かたの方が与えられた処遇で懸命に仕事をしていたらおるわけでございます。こういう事件が起きて省員全員がたいへん迷惑をいたしておるわけでございますが、十分今後人事管理上そういう点にくふうをこらしまして、こういった事件の再発を防止するようにいたしたいと思つております。

○北村暢君 私は、この堀田さんの問題について、いま申されたような、同じポストに長期間おつたとか、一人の人の判断をチェックする方法はなかつたかとか、いろいろいふ言われたようなこともあつたかと思ふんです。がしかし、私は一つはやっぱり通産省の幹部の心がけというものが大きく左右するんじゃないかということを考へております。監督不行き届きという問題ではなくして、たとえば、一つの問題について許認可、あるいは輸入割当で、そういう問題について普通の基準なり何なりからいけばどういふ該当しないよくなものが、幹部の声一つでもつて、その事務担当者がいかにこれは不当だと思つても、幹部から言われればそれが通つてしまふ。まあ業者も、おまえみたいな担当官はそういう理屈を言つたつて、大臣なり局長なりから一発食らえばおまえはどうにもならないのだぞ、こういうふうなことで、事実問題はそういうふうにして仕事が進められておるといふことは私はないと言えないと思

う。そういうことが、幹部からして政治的にそういうことをやるものだから、下部の職員は正しいことをやろうとしても、上から押つけられて正しいことができない。それなら、がんばつてやるよりも、業者の言うことでも聞いて、そうして自分だけでもごちそうにでもなつたほうがいい、こういう感じにならないとは言えない、そういうことが言われているんですよ。だから、その事務担当者、許認可だとか何だとか、事務担当者が長くとかなんとかというのではなくて、ベテランの人ですよ、しかもこういう人は、そのベテランの人がそういうことをするすきを私は幹部がみずから与えておるといふふうにも思ふんです。そういう点からして、私は管理監督をする者がまず姿勢を正さないとこの汚職問題はなくなるのではないかとこの点に思ふんです。どうですか大臣、そういう点について、犯したその人は、これはいまでも刑事問題になつていふので、当然法によつて処断されるでしょうけれども、ただ単に管理監督の者が監督するといふだけではない、幹部の姿勢が私は大切じゃないか、こう思つていふんですが、そういう点について反省されていふのかどうか、ひとつ大臣にこの点お伺いしておきたい。

○國務大臣(大平正芳君) 仰せのとおりでありまして、幹部に対する不信というか、そういう事態が起つたらたいへんだと思つてございまして、したがつて、私としては末端までなかなか目及びませんから、次官あるいは局長級まではぜひ私が掌握しなければと行政の責任は負えないと思つて、同時に局長は局長として自分の掌握できる限度までは責任を持つていたかなければならぬ。不当な勢力によつて左右されるようなことがあつては、仰せのとおり行政の筋が立つものではないと思つて、そのように十分戒めてかからなければならぬと心得ております。人事も政治勢力によつて左右されるといふようなことになりまして、根本から行政の筋が曲がつてしまふ。その点は、仰せのとおりでございます。

して、極力警戒していかなければならないと思  
います。せんだって某新聞に私のほうの汚職に  
らんで記事がでて、幹部の介入で審査がねじ  
曲げられたというような表現がございまして、  
それで、そういったことは私もほうでござい  
ませんと、その新聞社に記事の訂正を申し入  
れた経緯もあるんでございまして、局長なり  
幹部が、仰せのように不当な外部からの介入  
によって行政の筋を曲げるというようなこと  
がございまして、そういうことはま  
あまあ私はないと確信をいたしておりますが、  
今後十分警戒していかなければならない一  
番大事なことであらうと私は考えています。

○北村暢君 この問題は、特に各省というより  
も、通産省は、私はいろいろ、この問題ばかり  
でございまして、どういふことがあったとい  
うことを知り  
ております。やはり業者の非常な力のある  
ものというか、どちらかといえば紳士的  
な力のあるものではなくて、政治的な力  
を使って通産省へどちらかとい  
えばがなり飛ばして乗り込んでくるとい  
うようなことをやっているものがあるとい  
うことを、私も知っております。そういう  
点からいって、どうも政治家が介入し  
たり、ボスが介入したりして、  
局長、課長あたり言うことを聞かざる  
を得なくて下僚に押しつけるという場  
合もあるようです。そういうこと  
からいって、この問題は私はやはり非  
常に根が深いんだと思うんです。で  
すから、具体的な例を申し上げ  
させないけれども、そういう点  
からいって、やはり通産省という  
役所はそういう関係のあるものが  
非常に多いんですよ。だから、  
非常にきつたる態度をとって  
いけないと、そういう問題が  
ちよちよちよち起る。私はいま  
ここに資料を持っておりませ  
んけれども、通産省関係の関  
連する問題で、どちらかとい  
うと半分脅迫的なことで乗り  
込んで来て、役人ががなり飛ば  
されてしまっているという話を  
私も知っております。そういう  
ようなことがやはり業界との腐  
れ縁としてある。それがやはり  
事務担当者としては耐えられ  
ない、良心的に仕事をやら

うとしてもできないという環境  
すらある、私はこれはもう否定  
できないんじゃないかと思  
うんです。したがって、これら  
の問題については、もう中堅  
の職員の中には、ほんとうに  
堀田さんという人がやった行  
為が許されないことは事実だ  
ろうけれども、全職員の中に  
何人それでは、私はもう正  
しく職務に忠実な公僕とし  
てやっている、そう言える者  
があるだろうかということ  
を、通産省の中の職員が言  
っているというところが、新  
聞記事において、今日役所  
の下級職員の中にまで、正  
しいことに対する情熱とい  
うものが麻痺するとか、情  
熱を失っているというよう  
な、こういう事態ではないか  
と思ふ。そういうことが伝  
えられております。だから、  
通り一べんの、この堀田  
さんの問題について大臣は  
どういふ処置をとられたか  
、いまお伺いした程度のこと  
では、私は簡単にこの汚  
職というものではなくなら  
ないのではないか、このよ  
うに思ふのです。そういう  
点について、やはりもう少  
し真剣にこの原因究明、管  
理監督体制の不備、職員  
がほんとうに情熱を持って  
正しい仕事ができるよ  
うな環境というものをま  
ずつくらない限り、私は  
この汚職はなくなるな  
らぬ、こう思ふのです。そ  
ういふ点について、も  
っと私は、通り一べんの  
国会答弁でなしに、真剣  
に取り組んでもらう必要  
がある、こう思ふので  
ございまして、どう  
でしょう。

○國務大臣(大平正芳君) 北村さん  
がおっしゃる通り、問題の  
核心はそこにあると思  
うのでございまして。し  
たがって、ポリシーの  
問題より何より、私  
どもの任務は、その筋  
を堅持して、不当な  
圧力に屈しないだけの  
体制を固めていかな  
ければならぬ、あなた  
が御指摘になられる  
ほど、そんなに不当な  
圧力の跳梁を許して  
おるとは思いません。  
思いまされども、し  
かし気をゆるめたら  
そういう結果になら  
ないという保証はど  
こにもないわけ  
でございまして、一  
段とその点に注  
意を始終払って  
まいらる所

存でござい  
ます。で、二、三日前にも、ある  
アジアの友邦から来た要人が訪  
ねてきて、日本の財産は清潔  
な公務員を持つておること  
でございまして、うらやましい  
という言葉を言われ、それで  
これがあなた方の国の財産  
ですよ、切々とそういうお  
話がございましてござい  
ます。私は、まさにその点  
が、国の行政の倫理が確立  
している、ということが一番  
大事だと思ふのでござい  
まして、仰せの趣旨に従  
いまして、通り一べんじ  
ゃなく、最大限の注意をそ  
こに傾注して行政に当  
たりたいと考えます。た  
だ、私どもの仕事は業界  
との接触が仕事でござ  
いまして、私も就任にあ  
たりて省員諸君に申し上げ  
たのは、業者との間、業者  
の持っている知識、経験  
というものは十分吸収し  
なければならぬ、したが  
って業者との交際を回避  
せよというやばなことは  
言わぬ、ただその節度とい  
うものは十分心得て  
もらわなければ困  
る、公務員としての品位  
、威厳、信頼度、そ  
ういったものを十分  
保持してやってもら  
いたい、ということ  
を、終始機会あるごと  
にお願をしておるわ  
けでございまして、  
みんなよくわかって  
いただいで、誤りなく  
やってくれていると思  
いますけれども、ちよ  
っとした弛緩があり  
ますと、仰せのよ  
うなとめどか  
かるつもりでござ  
いまして。

○北村暢君 もうあまりくどく  
やってもあれです  
から、この問題は  
終わりたいと思  
います。いまお  
っしゃったように、  
業者と非常につ  
ながりが深い  
もの、しかも長  
期にわたって補  
助金の道  
のベテランで、  
しかも長期に  
わたって補助  
金の習癖す  
わね、ある  
のです。だから、  
この補助金  
なんかも、零  
細補助金でも、  
そういう役  
人が握るとな  
かなか放さ  
ない、そうい  
う役人とい  
うのは一般  
的に癖を持  
つております  
よ。したが  
って、人事  
の面で配慮  
するのいい  
でしょうし、  
あれですが、  
実際に業者  
が多いので  
すから、つ  
き合い程度  
というものは、  
私もよく知  
っておる人

で、こういうことを  
やっているのかなと思  
ってふだん見  
ていた人が、一年  
じゅうと言  
っていろいろ  
自分の家  
ではめし  
を食べない、  
業者が多  
いからね。一  
軒一軒こ  
うやってい  
くと、三百  
六十五日埋  
まっちゃう  
のですよ。だ  
から、一人  
に対しては  
たいしたこ  
とはない、  
めし一緒に  
食べた程度  
です。そう  
いうのが三  
百六十五日  
埋まるよう  
にできてお  
るのですよ。  
私の家の近  
くに、奥さん  
がそういう  
ことを言う  
のだけれど、  
そういう人  
がおる。奥  
さんはまだ  
得々として  
それをしゃ  
べってお  
る。そうい  
うのが実  
際公務員  
の中にお  
るのですよ。  
私の近所  
にも事実  
おつた。業  
者一軒一  
軒ずつ行  
けば三百  
六十五日  
でも余る  
というの  
です。そ  
ういふ事  
態ですから  
——それは  
全部とは  
言いません  
よ、非常に  
特定な限  
られた人  
です。そ  
ういふよ  
うな立場  
におる人  
です。そ  
ういふよ  
うな部下  
を全部信  
頼できない  
ようでは、  
これはま  
あお話に  
ならない  
わけです  
けれども、  
もちろん  
管理監督  
し、部下  
を信頼し  
てやって  
いかな  
ければな  
らないの  
であります  
けれども、  
通産省  
という役  
所は、ま  
あとにかく、  
パノコン  
問題あり、  
なかなか  
これ忙し  
い役所な  
んです。だ  
から、特  
に私はこ  
ういふ面  
について  
異常な措  
置をとら  
ない、こ  
ういふ汚  
職という  
ものは続  
くのでは  
ないかと  
心配しま  
す。これは  
また、や  
はり公務  
員の不信  
の問題は  
も、特に  
そういう  
意味にお  
いて、こ  
の機会に  
注意を喚  
起してお  
きたいと思  
います。

次に、法案の問題  
について質問  
いたしますが、  
この研修所は、  
先ほど質問  
がございました  
が、研修所  
というものが  
今度付属機  
関として新  
たに法律で  
定めること  
なんでしょう  
か、先ほど  
も、法律で  
定めるのと  
訓令で定め  
るのとどう  
違うのかと  
いうような  
ことがござ  
いまして、  
付属機関と  
して相当数  
の通産省  
はあるわけ  
です。先ほ  
ど行政機  
構改革に  
対する根本  
の問題とし  
て内部部  
局の問題  
その他聞き  
ました。通  
産省関係  
の審議会も、こ

れもまたずいぶんたくさんあるのですよ。付属機関にしても、その他の付属機関、研究所その他も相当あります。そこで、付属機関というものは今度また一つこれでふる結果になるわけですね。行政簡素化をいわれておる時期にこの付属機関がふるという点について、大体においてふることは認めない、何かほかのものを少なくすることによって新しいものを認める、こういうようなことで行管は対処しておるようでございますがね、今回の場合、通産省は研究所を付属機関として一つふやすということになっておるのだが、この減るものはどういうふうにかえておるのか、整理ということをどういうふうにかえておるのか、検討されておるかどうかということについてまずお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) この研究所は、私から言わすと、少しおそぎに失したと思ひます。各省のほうはざっと早くやりました、私のほうはざっとおかれておったと思ひます。これは従来研修事務はやっていなかっただかという、やっておったわけではございまして、これをもう少しシステムティックな形で、組織的な形でやるということでございます。付属機関が一つふえるという御指摘の概念とは少し事情が違ふのじゃないかと思ひます。研究所をつくったからそれと引きかえに一つの機関を減らすというふうな考え方でなくて、いままでやっておりました研修事務をちゃんと制度的なものにして充実させていこうという種類のものではないかと。したがって、行政機構の根本に於いてその改廃をどうするかという性質のものとは若干性質を異にするのじゃないかというようにばくは考えております。

○北村暢君 たとえば、付属機関というのは、審議会相当多数ありますね。そのうち何か最近で通産省関係で整理したのは一つか二つあるようですが、なおかつ相当の付属機関として審議会がある。それから教習所、研修所、講習所というのですか、こういうものもたくさんほかにもあるわけ

です。ですからまあ、これも訓令で設けていたようなものを法律にするという、付属機関として充実させるのだというところは、一応提案理由でもわかるわけなんです。根本はやはり、いまの政府の方針からいえば、付属機関であろうと何だろいうと、整理をするという方向でしょう。それは第一次行政改革の三カ年計画——これは四十三年、昨年の決定ですよ、その中の各省の行政改革計画案作成要領という中に、行政機構の簡素化のために付属機関の整理、再編成ということが出ておる。それから審議会、研究機関、こういうものの再編成をやらねばならないと各省に指示がなされておるのですよ。したがって、これはもう昨年閣議決定をされて、そういう方向でもって各省が検討することになっております。だから、整理再編成という形ではなしに、訓令でやっていたものをひとつ充実するという意味においてふるわけでしょう。付属機関というのとはつきり表の中に入れてくるわけですね。ですから、これは整理ではなくて、ふるという結果になっておる、これはもう間違いないところですよ。だから、政府の行政改革の方針とは逆の方向に行っていることは、もう間違いないのです。それは、大臣が言われたように、この種の研究所としては通産省はおくられておったということは事実で、各省にこれに類する研究所はたくさんある。それが法律で付属機関になつておるものもたくさんある。したがって、おくれおったのだからこれはふえたらうに入らないのだといえればそれまでなんです。政府の方針としては一貫してないのじゃないかという疑問を持つのです。そういうことでお伺いしているの、どうなんでしょうか。

○政府委員(西角良彦君) ただいま御指摘をいただきました、いわゆる行政改革の三カ年計画でございますが、通産省といいたしましては、昭和四十三年二月の閣議決定を受けて、当省の所管行政の行政改革というものにつきまして計画書を行政府本部に提出をいたしております。その趣旨は、行政事務の整理簡素化をはかりますととも

に、機構、定員等についても、真に必要なを得ないもの以外はこれを整理圧縮をいたすという方針を出しておる次第でございます。したがって、本省機構あるいは地方機構、あるいは審議会といったようなものにつきましては、これを増設増加をいたすというようなことは一切行なつておらないのでございますが、当研究所は、確かに付属機関ではございますけれども、その必要性が、ただいま大臣から申し上げましたように、真にやむを得ないものと考へております。また、付属機関自体の設置につきまして、審議会もしくは本省機構といったものほどの厳密な計算もいたされておらない情勢も考へまして、あえて本件の設置をお願いを申し上げまして、行政管理庁の御承認をいただいた次第でございます。

○北村暢君 ところで、これはもう何ば言つても、せつかく出してきたのですから、あれでしようから、今後の問題としてお伺いしておきますがね。研究所は四十三年度で完成してございます。もうあしたからでも店開きできるようになつておるのでしょうか。この法律が通らないという店開きができないというところへきておるわけですね。どうも最近、予算が優先するの、法律が優先するの、既定事実をつくつてしまつて、建物ができてしまつて、研究所、これでございます。設置法改正、法律改正と、こうなつて出てきておる。この問題は、法律が通らなければ、研究所はいままでどおり訓令でやるという形で行うのでしよう。これはいまだあるからいいようなもので、訓令でやっていくのかもしれないけれども、研究所にしても何にしても——農林省の農業者大学校もそうなんです。建物はもう昨年できてしまつて、法律が通らないうちにもう研修を始められている、農林省のごときは昨年九月から、これは法律無視ですよ。だから、そういうことを、平気で行政官庁としてこういうことをやっていると。まことにけしからぬことだと思ひます。ね。もっと設置法を先に出して、今後二カ年後にひとつ建設をいたしますといたつたほうがもっと常

識的すわね。これは法律が通つてから予算を取ればいい。そのために二年前に法律を出せばいいわけですよ。これは二カ年計画でもつてこの研究所をつくつておられますけれども、建物ができてから無理やり設置法を通せというのと同じじゃないですか。強要しているようなことではないですか。これはどうも予算優先主義、法律があつた形があらわれない。これはまことに私は法律を無視するやり方ではないかと思ひます。この点について、これは今後の問題もあるのですが、ひとつこれは政府全体として意思統一をやつてもらわなければならぬ問題だと思ひますが、ひとつこれに対する所見をお伺いしておきたい。

○政府委員(西角良彦君) ただいま御指摘をいただきましたこと、まことにございまして存じます。が、当省の事情を御説明申し上げますと、すでに戦後二十年以上、当省といつたしましては研修業務というものを続けてまいつてきておる次第でございます。その間漸次入省者も増加してまいりまして、また研修対象者もふえてまいりまして、ジェトロの施設を借りるとか、あるいは他の官庁の施設を借りるとかいうことをいたしまして、たいへん無理をして研修を継続してまいつてきた次第でございます。したがって、これらの研修施設をいたしまして、当省が自由に使える施設をお願いをいたしたいという趣旨で、四十二年度及び四十三年度の予算をお認めをいただいた次第でございます。たまたま全体の体制を考へまして、この際総合的な研修体制を確立をいたしたいということ、施設の完成も含めまして、研究所という正式な形態をとらせていただきたい、こういうお願いを申し上げておる次第でございます。

○北村暢君 まことにございまして、お伺いしたところ、初めからこの予算をとるときに研修所をつくるという考へ方ではなかったんですか。これは先ほど出した農林省の例なんかでも、農業者大学校ということでもう建物はできちゃつておる。設置法が通らないために、大学校ではないんですけれども、農民を集めてもう実

際に研修が行なわれているわけですよ。ああいうのは、こゝにまた通らなければ、卒業生の卒業証書はどうなるのですか、仮免許で出ていくんだと思うのですけれども、そういうことが行なわれているのですよ。まあいま大学仮免許がはやっていけるからいいようなものですが、役所の大学校までが文部省の大学のまねをする必要はないと思うのですが、そういうような事態になりかねないのですよ。

だから、今後の問題もあるわけなんですけれども、特にこの建物はもう四十二年度と四十三年度で建設したことはもう明らかです。今度設置法が通らないとすれば、これは一年間遊ばせなければならぬことになる。訓令に基づくものしかできないことになる。そういうことなんです。この問題は政府全体の問題として――私は、もう何でも大蔵省優先、予算優先で、予算さえ取ってしまえばいいんで、あとから法律をつくらばいいんだ、こういうやり方は、これはどうも法律というものを軽視しているあらわれが出てくるのじゃないかと思うのです。この点については御答弁があまりして、通産省の場合、訓令でやるつもりだったのだが、体裁を整えるために、今度付属機関にするのだ、こういうことで逃げられましたけれども、大体はそうではないし、今後の問題もあると思うのです。これはこういう意味で、通産大臣は閣僚の一人でありまして、政府全体の問題としてひとつ御検討願って、行管長官にも私はずいぶん言うつもりでございますけれども、ひとつそういうことで肝に銘じておいてもらいたいと思うのです。

それからさらに、こうやって研修所になりましたが、これを大学校にするという意図はないのですか。

○政府委員(両角良彦君) 持っておりません。

○北村暢君 ここに資料をいただいておられますが、建設大学校、自治大学校、これはいま通産省が行なおうとする研修所の教科内容と非常に似たものです。農業者大学校のように、農林省内部の

職員でなしに、農民をやるといふものもあるわけですが、この自治大学校、建設大学校というのは、大体内部の職員の研修をやっておるというのと、これと性格は同じなんでしょう。したがって、研修所と大学校との区別をどういうふうか考へておられるか。研修所の卒業生よりも大学校の卒業生の方が、役所にとっていいのじゃないですか、なかなか権威を重んずる役所ですからね。どうなんですか。

○政府委員(両角良彦君) 当省といたしましては、職員の資質の向上という本来の研修の成果を高めることが目的でございます。名称につきましても、特別な定見をこの際持ちまして、大学校に出世いたすという意図は現在持っておりません。第でございませぬ。

○委員長(八田一朗君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(八田一朗君) 速記をつけて。

○岩間正男君 ちょっとお伺いしますがね。この研修内容というのを見ますと、いただいた資料の中で、経済、技術、為替、金融、それから企業分析、コンピューター、システム分析及び生産管理研修、こういうものなんです。そのほか調査統計職員とか、それから火災取り締まり担当とか、高圧ガス保安管理者、こういうようなものの研修にこれは充てるというようにここに書いてありますね。私はここで問題にしなければならぬと思うのは、実は火災取り締まりとか高圧ガス、これについてはあるようだが、これは古い。いままであったものです。しかし、最近非常にこれは産業公害が累積しているわけですね。そういう中でせつかく研修をやるのだというなら、これは公害についての内容はほとんど見当たらない。こういうことになるのですが、これは非常に重大だと思ふのです、どうなんですか。

○政府委員(矢島嗣郎君) ここに書いてあるのは一応の予定として書いてあるものでございませぬ。

て、先生御指摘の公害に関する研修は、非常に重要でございますので、具体的に現に私のほうで考へておりました、五月には公害に関する職員の研修を現にやる計画があるわけでございます。そういう意味において、この表には載ってないと思ひますけれども、公害に関する研修はおろそかにしているわけでは毛頭ございませぬ。

○岩間正男君 これは研修所の内容としてあるのですか。何であんな、こんな重大な問題を、せつかく公害対策というものが要求されているときに、なぜ書かないのですか。これは研修所じゃないのでしょうか、別にやるというのでしょうか。どうなんですか。研修所の内容として、こういう公害に対する対策の科目があるのですか。いまだどういふようなものがあるのか……。

○政府委員(両角良彦君) 研修所におきます研修の内容は、ただいま申しましたように、公害の研修を開始いたす予定でございます。これは研修所の中におきます研修として取り上げる方針でございます。

○岩間正男君 その内容を明らかにしてほしい。計画を、うたい文句だけじゃ困る、内容を……。

○政府委員(矢島嗣郎君) 私が先ほど申し上げました五月からやる研修というのは、すでに具体化した五月からやる研修というのは、すでに具体化しております。通産省におきましては、いろいろ公害行政がございしますが、その中で重要視しております。産業公害事前調査というのがございしますが、この産業公害事前調査につきまして、毎年調査件数がふえてきておりますし、現に需要がたくさんあるのです。来年度におきましては、本年度よりも件数がふえておるわけですね。ただいま、従来本省の職員が中心になってやっておったわけでございますが、地方通産局の職員も大いに動員してやらなければならぬということ、五月から地方通産局の職員に、いま申し上げました産業公害事前調査、この関係について研修を十分にやりました、四十四年度における産業公害事前調査に遺憾なきを期したいと思つて

おります。

○岩間正男君 あなたたち出した資料にありますが、そんなもの。それはまあこの研修所でやるということじゃなくて、一般的なそういう研修の中でのやるということと違うのです、ありますか、あなたたち出した資料がここにある、この資料の中には、通産省設置法のこの中に……。そしてこれは研修所研修内容と、これを見たってないじゃないですか、どこにある。そんなないものを、あなたそんな説明をして、ここを通れますか。

○政府委員(両角良彦君) ただいまお手元にご覧の資料は、本年の二月につくりました当時の資料でございます。その当時、この中で公害研修を考へておりましたのは、職員研修並びに技術研修の内容として考へておった次第でございます。しかしながら、ただいま御指摘がございまして、昨今におきます公害問題につきましては、非常に技術研修の要請も高まっておりますので、ただいま立地部長からお答えいたしましたように、特に公害のための研修コースというものを新たに設置する方針をきめまして、地方通産局の職員のための公害研修というところを行なうことになつた次第でございます。

○岩間正男君 なぜ資料を出しえない、四月です。二月につくったこんな古い資料でわれわれに審議させるのですか、それが一つ。

それから計画出しなさいよ。そんならいま言った計画出しなさい、ちゃんと。何日やるのだ、何時間やるのだ、どういう問題でやるのか、講師はだれなのか、これ出しなさいよ。単に申しわけない、これ、これでは通れることじゃない。な、な、な、これ、これを私言っているのか、という、なぜそういうことを私言っているのか、という、あなたたちの出したこれを見て下さい。審査資料というのをもらいました。私、これさっきからつくづく見ていてびっくりしている。こう言っているでしよう。設置の理由、その設置の理由の中には、「最近における経済活動の国際化」、それから「技術革新及びその他の新しい時代の要請に」

「じ」こういうことをうたっているのですから、私は公害問題に対する対決というのは、非常に重大なる関心を持っておられるのですが、これにどれだけウエイトをかけているかという事は、この法案の性格を決定する重大な課題ですよ、そうでしよう。何のための研修かということをお私たちが問題にしたい。技術革新の問題あるでしょう。高度経済成長政策に即応する体制、そういう問題あるでしょう。同時に、しかし、そのことによってどれだけの一体産業公害が発生しておるか、これに對する対策というのは、これは並行してやらなければならない、絶対に産業そのもののこれは前進にもならぬでしょう。何よりもこれによって民衆がもつていられる被害を受けているのだ。これは私はよくどこで言う必要もないのだ。したがって、これをあんなたちは、一つの産業計画の中で、通産省として監督官庁として、この問題にどう対決するかという姿勢の問題です。政治姿勢の問題として、私はこれは明らかにしたいと思つて質問をしているわけですよ。だから、いまちょっとやろうというふうな、申しわけのないものでは、これはまかり通らない。どういうことでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) 岩間委員がおっしゃるとおりでございます。公害講習につきましては、計画を資料として提出いたします。

○岩間正男君 資料をもらつてからな御詳しくやりますけれども、とにかく私は、昨年の阿賀野川の水俣病が発生しました新潟の地元から、たくさんの方がきました。科学技術庁と厚生省と、通産省一緒に回つたでしょう。ところが、何と云つても公害問題で最も対策がだめ、そうして方針もない。それからほんとうに、これは何と云つても企業から圧力を受けているのだと思ひますけれども、その結果、わざわざ通産省でつくつた調査団の報告書、その結果がはつきりこれはあれでしょう、原因というものは昭和電工であるということをはつきり何したわけでしょう、それを認めないのだ。通産大臣もうやむや言つておられるし、それから全く課長まで、説明しましたけれども、ほとんど認めない。そういう態度ですから、私は通産省の公害に対する対策という点について、非常にこれは重大な問題だと考へておられるわけですよ。したがって、研修所の設置ということで、その中身はどうかということをお、私はこの点を明らかにしなければならぬと思ふんですけれども、どうなんですか。それで、大体公害に対する通産省内部における機構はどうなつておられます。どんな一部があるか、そしてそれに対する人員の配置はどうなつておられるのか。それに対する予算の措置はどうなつておられるのか、この点を明らかにしてもらいたい。

○政府委員(矢島嗣郎君) 通産省におきましては、企業局の中に立地公害部というのがございます。立地公害部は一昨年の六月からできたわけでございますが、その立地公害部の中に公害第一課、公害第二課と、課が二つございます。それから定員は、公害第一課が九名と公害第二課が八名、合計十七名と相なつておられます。なお、地方の通産局におきましても、八通産局に、名前はいろいろの名前がついておられますけれども、要するに公害関係処理する課がそれぞれございまして、定員は三十六名でございます。

次に予算でございますが、四十四年度の予算は約十二億一千万円でございますが、そのほかにはこれは通産省プロパーの予算でございますが、それ以外に厚生省と共管でやっております公害防止事業団というのがございます。この公害防止事業団の予算が出資一億円、政府交付金二億四千五百万円。それから、これは一般予算でございますけれども、財政投融资百五億円というふうなことになつております。

○岩間正男君 大臣にお聞きします。そんなもので、いま頻発している、そして全く正常でない、社会問題になつておられる公害問題の対策がとれるとお考えですか。

○国務大臣(大平正芳君) 岩間さんに御了解を前もつてお願いしておきたいのは、いま公害問題として出ておられる原因でございますが、これは

は現に稼働中の工場が排出するものから起きておるものと、それから、ずっと昔から流出しておりましたものの堆積が結果したものの、二つあるわけでございます。現在稼働中の工場、事業所、そういうところに対しては、私どもは非常に嚴重な監督をしております。ほとんど問題がないところまで、水質におきまして、あるいは排出につきまして、支障がないところまで出ておりますが、ただ問題は、前々から堆積していたもの、いわば既往症みたいなもの、そういうものは一体だれの原因であつて、どこまで責任を持たなければならぬものかという点がある、いまから公害問題に對して究明をしていかなければならぬ非常にむずかしい問題であると思つておられるわけでございます。

仰せのように、いまのわれわれの公害に對した姿勢、機構あるいは予算というふうなもの、決して十分と思つておりません。思つておりませんけれども、与えられた人員で、予算で、最大の努力を傾けておるところでございます。これからは漸次増加、増額をいたしまして、対処していかなければならぬと思つております。したがって、御了解願ひたいのは、現に操業中のそこから非常に有害物が出て、いろいろの問題が出ておるというふうなところ、もう大きく言えば太古の昔から、いろいろカドミウムならカドミウムというものがあつたわけでございます。それが汚水で流されてつとつと、またそれが堆積されていろいろの結果が出てきておる。それに対してどのようにならなければならないか、どう責任をとるか、政府が公益の保護者として、どう責任をとるか、そういうような問題を究明していつておるの、いまの段階でございます。つまり環境基準といつても、最近できたことでございます。いろいろ有害物が何であるか、それを検出する知識もなければ機器もなかったというふうな時期に、いろいろ有害物があつたわけでございます。それ

をいまわれわれ問題にいたしておるわけでございますから、いま急にそういう原因で起つておるという性質のものではないという事は、重々御存じだろつと思ひますけれども、そこは御了解いたしておかないといけません。

○岩間正男君 それは大臣は、阿賀野川に昭和電工の水銀が流れておる。あるいは神通川の三井神岡鉱業、それが稼働を始めてからイタイイタイ病が起つておることは、これは現地を調査されればすぐわかることですよ。太古から累積したというものはありません。そうしてこの原因というのは明確にされておるのです。現地のたとえは萩野博士の証言を見てござんない。胸が痛くなるような問題です。そうして一方では、ほんとうに、たとえは萩野博士に会つたときにこう言つておるのです。とにかく三井神岡鉱業は、年間の売り上げが七百五十億、そうしてそのために長年り出ておるわけですよ。これに對して、たとえは訴訟を起しておるのですが、死者が五百万円、重症者が四百万円、これにかりに二百人に四百万円ずつ払つても八億にすぎないじゃないか。七百五十億も売り上げがある三井神岡鉱業が、なかなかこれに應じない。こういう実態は、ほとんど現地に行つてみれば、だれでも知つておることですよ。その原因というやつは、たとえは阿賀野川なんか見たらはつきりしておる。上流では起つていない。全部昭和電工の下だけですよ。だから昭和電工が原因だということは明らかなんです。だからそういうことでは、いまの説明では、実態の認識把握が非常に不十分だ。

それは四日市をこらんなればわかるのですが、これは最近の川崎の工業地帯から名古屋、また京神、京阪の多いところを見たら、もうほんとにどくどく私は申し上げる必要はないわけですよ。だからそういう点で、やはりこの実態をほんとうに科学的に調査して、そうして企業の責任というものを明確にするというのが、通産省が通産行政を進

めをいまして、公害問題に對しては、非常にこれは重大な問題だと考へておられるわけですよ。したがって、研修所の設置ということで、その中身はどうかということをお、私はこの点を明らかにしなければならぬと思ふんですけれども、どうなんですか。それで、大体公害に対する通産省内部における機構はどうなつておられます。どんな一部があるか、そしてそれに対する人員の配置はどうなつておられるのか。それに対する予算の措置はどうなつておられるのか、この点を明らかにしてもらいたい。

○岩間正男君 大臣にお聞きします。そんなもので、いま頻発している、そして全く正常でない、社会問題になつておられる公害問題の対策がとれるとお考えですか。



める上において——一体この立場に立つのか、結局立場の問題ですよ。企業の立場に立つのか、ほんとうにこれは国民の側に立つのか、こういう問題で当然これは決定されることだと思ふんです。だから聞いておるので、まあ非常に社会問題になってやましくなつたから、何とかそういう部課を設けて、そうしてなげなしの予算をとつて対策をやつておるんだ。

しかしその行政の実態に私たち触れているわけだ。実際に切実な病人をまじえた代表者たちと会つて、椎名大臣のときでありましたけれども、これは会つていない。それから係の課長にも会いましたが、課長の態度というものは、ほんとうにやっぱり企業擁護みたいな立場を捨て切れないうでいるわけですよ。こういうことでは、私はこの問題は解決しないし、この結果は、やはり日本の企業の発展のために非常に有害なものを残すことは明らかなんです。こういう点のやはり通産行政のあり方というものを明確にする、政治姿勢の問題として、この点は私は明確にしなければならぬと思つておるわけです。

しかし、そういう点から考えますと、どうでしょう。私聞きたいんですが、どうしてもこれは通産大臣、ここで明らかにしなくちゃならない問題があると思ふんですが、企業が膨大な利潤をあげているわけですね。これも資料として出してほしいんですが、たとえば四十二年の金融、それから保険を除いた法人企業ですが、これの純利益が公表されたのを見ても、三兆五千六百九十六億円になつておる。これは今年度になつたらもっともつとふえておるわけですよ。四兆をこえておるでしょう。こういう実態です。そうすると、これは企業の純利益ですから、売り上げはもっともつと多いわけですが、この中の一体何割ぐらいが、当然この公害対策費として支出すべきものか、こういうものを、私はもうやはり国家的に明確にする必要があるらうと思ふ。これは通産大臣のやはり責任だと思ふ。こ

れは大蔵省あたりと協力をして、こういうものを明確にしなくちゃならぬと思ふんですけれども、どうでしょう。現在一体企業がどれだけのそういう公害に対する対策費、公害をなくすためのそういう努力、あるいは公害にかつた人に対する補償、こういうものを含めてあります。このも、一体どういう支出をしておるんですか。この実態が一体通産省によつて把握されておるんですか、そういうデータがございませうか。

○国務大臣(大平正芳君) たいへん大きな問題ですが、つまりその通産行政の姿勢でございませうが、これはよくわれわれは企業側に立つて、企業の利益擁護に狂奔しておるというようにとられるんです。たいへん迷惑な話なんです、われわれは政府なんですから、政府の立場において公正に考えておるつもりなんです。その点は、通産省だから企業側に立つておるという先入主がもしあなたにあるとすれば、それはひとつ改めていただきたいと思ふ。

それから第二点でございますが、公害の責任問題というのは、現行法で、あなたは企業側にあると非常に自信を持たれて断定されますけれども、そこがまさに問題なんです。いま裁判所のイタイイタイ病等におきまして、問題の判断を求めておる段階でございませうから、したがつて、私どもとしては、その責任の所在と限界というふうなものは、公正な裁判所の判断を求めたい立場にいまおるわけでございます。軽々に断定的なことは、政府の立場では言えないと思ふ。

それから第三の問題として、しかしながら、あなたのおっしゃるとおり、政府は公害防止について、公益擁護者として最大限の注意を払わなければならぬ、これは当然のことでございます。したがつて、まず第一に、私どもが気をつけなければならぬのは、公害防止技術の開発の問題であると思ふ。何をしておいてもすぐれた技術の開発を促進する、これは企業側だけに期待するわけにまいりませんで、政府が大型プロジェクトの中にまで

入れまして、開発に精進いたしておりますことは、御案内のとおりでございます。その成果は企業側に十分吸収させる決意で当たつております。それから、会社側のそういう公害防止技術の開発も助長してまいらなければなりません。それからあなたの言われる、会社側が公害防止の施設、それに対する投資を十分行なつてもらわなければならない。

それで現に公害型の企業、鉄鋼であるとか、あるいは電力であるとか、あるいは石油精製とかいうような産業につきましては、もういまや企業家は公害というものは与件として受けとめて、おぎなりの対処をするなんというふうなうちょうな考えではなくて、経営の本体になつてきているわけでございます。公害対策を講じなければ経営が成り立たぬくらいに決意で当たつております。全体の装置産業ですから、たいへんな設備投資を要するわけでございますけれども、そのうち、私ども見るところ、少なくとも六〇程度は公害投資をやつておるわけでございます。で、政府のほうも黙つて見ておれませんで、開銀を通してそのファイナンスをやる、それもできたら特利にして助長したい。それからそういう非常に高い煙突をつくる、その他公害防止施設をした場合の割増し償却制度を考へるといふようなことを一方においてやりながら、企業側の公害防止努力を助長いたしてきておるわけでございます。私は、いまの企業家は、公害に対して真剣に取り組んでおると思ふんです。こいねがわくは国会のほうでもそういう理解を持つていただいで、うんとこれを激励していただきたいと思ふんです。おまえさんたちはもう、もうけることばかりにきゅうきゅうとして、公害防止にマインデッドでないじゃないかとおきめつけにならぬように、せつかくやつておる努力でございませうから、どうぞひとつ激励してやる、おまえは劣等生なんだ、劣等生なんだと言われておつたら、その学生は劣等生になつてしまひますから、そんなことのないように、せつかくひとつあつたかい気持ちで助長して、激励し

てやるというふうなお気持ちで御指導が望ましいと考へます。

○岩間正男君 まあこれは通産大臣、実際あなたは現地をどれほど見られたか。見られても企業の立場で見られたのじゃ、私は絶対にわからないと思ふのです。阿賀野川、水俣病見たつて、もう厚生省は、まあこれは調査で原因が昭和電工にあるというところはもう認めておるわけですよ。その上立つておるわけですよ。しかしこれは通産省は、なかなかそういう事態に対して、いまのようなところが残つておるわけですよ。だからなかなかこれは厚生省と通産省でいづれでも食い違ふのです。だから大気汚染の問題だつてそういうことが出てきているわけですよ。そういう点から言いますと、これは私たち何も企業の味方ばかりしてゐるなどと言つておるわけじゃないけれども、事実がそんなんです。その上立つてこれは言つておるわけですよ。だから実際その点は明確にする必要があつたと思ふ。第一阿賀野川の問題一つ検討したつてはつきりそうなんです。そういう点について第一番。

その次に、調査団なんかも、こういうものも企業とか、それから政府側の任命した調査団だけじゃまずいんだと。これはやっぱり、ほんとうに民主的な団体とか、それから学識経験者だとか、一般労働者の代表だとか、それから国民の代表とか、こういうところを入れて、もう少し公平な調査の機関をつくらなくちゃならないです。そして、その結果については、ほんとうにこれはもつと尊重されなくちゃならぬということを考へるわけですよ。私、いま六〇というふうな、こういうことを聞きまして、これはまあちよつと古いですが、四十年の資料を見ますという、そういうことになつておる。電力九社の大体公害対策施設費というのを見ますという、総設備投資に對しまして——総設備投資に對してですか、これは一・七〇、鉄鋼十社が一・四〇、石油精製十社が二・五〇、化学十六社が一・三〇、ガス三社



請願者 福岡県遠賀郡岡垣町大字山田一ノ二七四 叶光雄外四名

紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一八二八号 昭和四十四年三月二十四日受理  
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(五通)

請願者 福岡市大字浜男一八〇ノ四 永留 末義外四名

紹介議員 石原幹市郎君  
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一九八五号 昭和四十四年三月二十五日受理  
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願

請願者 岡山県笠岡市富岡 杉山清太郎外一名

紹介議員 平島 敏夫君  
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二〇五三三号 昭和四十四年三月二十六日受理  
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(四通)

請願者 佐賀県神埼郡三田川町萩原 八谷 信外三名

紹介議員 柴田 栄君  
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第二〇八七号 昭和四十四年三月二十六日受理  
元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済年金通算等に関する請願(五通)

請願者 福岡県三井郡大刀洗町高樋 黒木 敏春外四名

紹介議員 安井 謙君  
この請願の趣旨は、第一五号と同じである。

第一七九八号 昭和四十四年三月二十四日受理  
総定員法制定反対に関する請願

請願者 茨城県水戸市元仲の町二七〇ノ一 大場静江外二百二十四名

紹介議員 森 元治郎君  
総定員法を制定しないようにされたい。

理由  
一、国家公務員の定員について、政府は昨年八月三十日、人初の決定とあわせ、定員五パーセントの三箇年計画―農林省は八・二パーセント―による削減を閣議決定し、今日まで欠員の凍結と今後退職者の欠員不補充という措置を講じている。

また、今国会に政府は公務員労働者の首切り法案ともいえる総定員法を上程、制定を強行しようとしている。

二、総定員法の制定により、公務員労働者の労働強化、首切り、不当な配置転換等は明らかであるから、生活の向上、身分の安定および権利を守る立場から、これが制定は絶対容認できない。

第一九四〇号 昭和四十四年三月二十五日受理  
金し勲章受章者に関する請願

請願者 茨城県結城郡石下町茨城県金鶏会 内 浅野鹿之助

紹介議員 中村喜四郎君  
この請願の趣旨は、第一一八号と同じである。

第一九五三三号 昭和四十四年三月二十五日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願(三通)

請願者 香川県善通寺市生野町一、六一一 織田よしみ外三百三十名

紹介議員 前川 且君  
定年制に反対するとともに、老後のため、つぎのとりの保障を確立されたい。

一、生活の保障―独立した子供たちと別居して生活できる経済的保障  
二、医療の保障―老後のいろいろな病気についての治療と保護の保障

三、住宅の保障―子供たちと別居して生活できる住宅の保障  
四、仕事の保障―高齢者各自の気力と体力に見合った仕事の保障

理由  
一、日本の高齢人口がふえているのに、政府は公務員の定年制を立法化し高齢者を職場から締め出そうとし、また職場では、毎年退職勧奨がくりかえされているが、退職後の保障は明確でない。

二、国立病院、同療養所において長年にわたり、低賃金と労働強化のなかで老後のたくわえもできず黙々と働いているが、退職金や共済組合の年金や一時金の内容はきわめて貧弱で、老後の生活は保障されていない。

第二〇〇二号 昭和四十四年三月二十六日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願

請願者 広島県賀茂郡西条町 山下イサノ 外七十九名

紹介議員 松本 賢一君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇〇三三号 昭和四十四年三月二十六日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願

請願者 岡山県邑久郡邑久町虫明六、二五三 山田一夫外二百六十名

紹介議員 矢山 有作君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇〇四号 昭和四十四年三月二十六日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願(二通)

請願者 北海道亀田郡七飯町本町六八三ノ一 久田清久外二百三十一名

紹介議員 大矢 正君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇〇五号 昭和四十四年三月二十六日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願

請願者 新潟県三島郡寺泊町松沢町 山田 功外二百四十八名

紹介議員 松井 誠君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇三六号 昭和四十四年三月二十六日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願

請願者 東京都新宿区戸塚町二ノ一、〇四二 山田実外五十九名

紹介議員 木村晴八郎君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇三七号 昭和四十四年三月二十六日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願

請願者 石川県江沼郡山中町全医労山中支部内 中尾義成外五十一名

紹介議員 杉原 一雄君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇三八号 昭和四十四年三月二十六日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願

請願者 福島県いわき市綴町沼尻三全労災 福島支部内 福田朝子外二百二十四名

紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇三九号 昭和四十四年三月二十六日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願

請願者 兵庫県多紀郡篠山町山内町七五全 医労篠山支部内 上林ふさ江外八名

紹介議員 佐野 芳雄君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇四〇号 昭和四十四年三月二十六日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願

請願者 兵庫県多紀郡篠山町山内町七五全 医労篠山支部内 上林ふさ江外八名

紹介議員 佐野 芳雄君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇四〇号 昭和四十四年三月二十六日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願

請願者 兵庫県多紀郡篠山町山内町七五全 医労篠山支部内 上林ふさ江外八名

紹介議員 佐野 芳雄君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

請願者 兵庫縣三田市新町三七〇ノ二全医  
紹介議員 松澤 兼人君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇四一号 昭和四十四年三月二十六日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願  
請願者 兵庫縣明石市大久保町八木七四三  
ノ三三全医労働支部内 長野ノ  
ブコ外六十九名  
紹介議員 中沢伊登子君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇四二号 昭和四十四年三月二十六日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願  
請願者 岩手県花巻市湯本大畑三ノ八〇  
菊池富男外二百八十八名  
紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二〇四三号 昭和四十四年三月二十六日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願（四  
通）  
請願者 東京都新宿区四谷四ノ一〇全医労  
東京地区協議会内 下出久雄外千  
百七十三名  
紹介議員 藤原 道子君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二一四二号 昭和四十四年三月二十七日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願  
請願者 広島県佐伯郡五日市町 渡辺秀子  
外五十名  
紹介議員 藤原 道子君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二二〇五号 昭和四十四年三月二十七日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願  
請願者 東京都立川市砂川町六八九ノ一〇

八 山中武外六十二名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第二二三三号 昭和四十四年三月二十七日受理  
定年制反対及び老後保障の確立に関する請願  
請願者 福井県鯖江市島羽町一ノ八 中西  
幸子外二百二十名  
紹介議員 木村禧八郎君  
この請願の趣旨は、第一九五三号と同じである。

第一九五四号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動  
的機構改革反対に関する請願  
請願者 東京都小平市仲町一五一 岡村洋  
昭外九十九名  
紹介議員 前川 且君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九五五号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動  
的機構改革反対に関する請願  
請願者 大阪市東住吉区爪破西之町七〇ノ  
二 喜多明外百五十名  
紹介議員 北村 暢君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九五六号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動  
的機構改革反対に関する請願  
請願者 宮崎県都城市前田町一四ノ二〇  
木原トク外二百五十名  
紹介議員 竹田 四郎君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九五七号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動  
的機構改革反対に関する請願  
請願者 東京都新宿区本塩町二二 富沢三

郎外九十九名  
紹介議員 林 虎雄君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九五八号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動  
的機構改革反対に関する請願  
請願者 東京都千代田区霞が関三ノ二大蔵  
ビル内全税関労働組合内 栗山彦  
七郎外二百八十八名  
紹介議員 和田 静夫君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九五九号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動  
的機構改革反対に関する請願  
請願者 広島市古江新町一五ノ二六 井上  
弘外七十五名  
紹介議員 山崎 昇君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九六〇号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動  
的機構改革反対に関する請願  
請願者 埼玉県草加市西新田西町一六九  
川出千鶴外九十九名  
紹介議員 山本伊三郎君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九六一号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動  
的機構改革反対に関する請願  
請願者 東京都世田谷区下馬三ノ二九ノ一  
〇 尾沢孝司外九十九名  
紹介議員 村田 秀三君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九六二号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動

的機構改革反対に関する請願  
請願者 東京都国分寺市戸倉一ノ一五ノ七  
細川正弘外九十九名  
紹介議員 松澤 兼人君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九六三号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動  
的機構改革反対に関する請願  
請願者 広島市白島九軒町七ノ九 筒井松  
夫外三百五十九名  
紹介議員 千葉千代世君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九六四号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動  
的機構改革反対に関する請願  
請願者 長野市大字上野四七七 高橋正昭  
外四十五名  
紹介議員 羽生 三七君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九六九号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動  
的機構改革反対に関する請願  
請願者 愛知県知多郡大府町ガンジ山 木  
下太三外六十名  
紹介議員 近藤 信一君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九七〇号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動  
的機構改革反対に関する請願  
請願者 名古屋市中区東区富士塚町二ノ八 夏  
目勇外三百十五名  
紹介議員 野坂 参三君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九七一号 昭和四十四年三月二十五日受理

「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 大阪府枚方市伊賀本町九ノ六 河村敏長外百二名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九七二号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 東京都世田谷区烏山町二、二六二 有泉みち子外四百九名  
紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九七三号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 和歌山市湊六七一ノ八 野村左内 外六十名  
紹介議員 春日 正一君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九七四号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 大阪府阿倍野区旭町一ノ五ノ七 大宮幸子外百四十五名  
紹介議員 小笠原貞子君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九七五号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 札幌市琴似八軒五条西三丁目 竹本一進外三百九十九名  
紹介議員 河田 賢治君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第一九七六号 昭和四十四年三月二十五日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 長野市松代町東寺尾三、八八〇 池田真外三百九十九名  
紹介議員 渡辺 武君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二〇〇六号 昭和四十四年三月二十六日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 岐阜県恵那市大井町 交告千保子 外六十四名  
紹介議員 松永 忠二君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二〇〇七号 昭和四十四年三月二十六日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 大阪府貝塚市名越 坂口キミ子外七十四名  
紹介議員 村尾 重雄君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二〇〇八号 昭和四十四年三月二十六日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 大阪府貝塚市橋本一、五八七 西川等外七十四名  
紹介議員 亀田 得治君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二〇〇九号 昭和四十四年三月二十六日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 岡山県都窪郡早島町四、〇六六 全日本国立医療労働組合岡山療養所支部内 板野集吉外百三十六名  
紹介議員 矢山 有作君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。  
第二〇一〇号 昭和四十四年三月二十六日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願(二通)  
請願者 新潟市関屋浜松町三一 中原忠一 外百五十五名  
紹介議員 松井 誠君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二〇四四号 昭和四十四年三月二十六日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 岩手県花巻市諏訪三九四全医労花巻支部内 高橋タカ外四十名  
紹介議員 沢田 政治君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二〇四五号 昭和四十四年三月二十六日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 富山県東砺波郡城端町信末 若瀬美喜子外五十名  
紹介議員 杉原 一雄君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二〇四六号 昭和四十四年三月二十六日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願(二通)  
請願者 愛知県知多郡大府町森岡 飯田武 外百十一名  
紹介議員 藤原 道子君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二〇四七号 昭和四十四年三月二十六日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 滋賀県大津市松原町一七ノ六 林良和外六十八名

紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。  
第二〇八六号 昭和四十四年三月二十六日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 大阪市住吉区我孫子町一四二ノ七 花崎千代外四十五名  
紹介議員 田中寿美子君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二一四一号 昭和四十四年三月二十七日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 長野県松本市蟻ヶ崎二、一三八 萱野道行外四十五名  
紹介議員 林 虎雄君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二二〇一号 昭和四十四年三月二十七日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 三重県員弁郡大安町大井田 藤田正昭外百六十八名  
紹介議員 須藤 五郎君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二二〇二号 昭和四十四年三月二十七日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 大阪府吹田市泉町三ノ八ノ一一 寺田晃外二百六十四名  
紹介議員 岩間 正男君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二二〇三号 昭和四十四年三月二十七日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願  
請願者 宮城県仙台市旭ヶ丘一ノ二三ノ二

四 生亀良三外千二百名  
紹介議員 戸田 菊雄君

この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

第二二〇四号 昭和四十四年三月二十七日受理  
「総定員法」制定、定員五パーセント削減及び反動的機構改革反対に関する請願

請願者 石川県金沢市弥生一ノ三二ノ二五  
松本茂外千二百名

紹介議員 杉原 一雄君  
この請願の趣旨は、第一三三九号と同じである。

四月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、中小企業省設置法案(衆)

中小企業省設置法案

中小企業省設置法

第一章 総則(第一条 第四条)

第二章 本省

第一節 内部部局(第五条 第十一条)

第二節 地方支分部局(第十二条 第十五条)

第三章 外局(第十六条・第十七条)

第四章 職員(第十八条・第十九条)

附則

第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、中小企業省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第二項の規定に基づいて、中小企業省を設置する。

2 中小企業省の長は、中小企業大臣とする。

(中小企業省の任務)

第三条 中小企業省は、次に掲げる国の行政事務

を一体的に遂行する責任を負う行政機関とする。

一 中小企業者(中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)第五条に規定する中小企業者をいう。以下同じ)の事業の育成及び発展を図るための基本となる方策の樹立に関する事務

二 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関する事務

三 中小企業者の組織に関する事務

四 中小企業者の事業経営の近代化に関する事務

五 前各号に掲げるもののほか、中小企業者の事業の助成及び振興に関する事務

(中小企業省の権限)

第四条 中小企業省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、次に掲げる権限を有する。

ただし、その権限の行使は、法律(これに基づく命令を含む)に従つてなされなければならない。

一 予算の範囲内で所掌事務の遂行に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務の遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、及び管理すること。

四 所掌事務の遂行に直接必要な業務用資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行ない、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設を設置し、及び管理すること。

八 職員に貸与する宿舍を設置し、及び管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を作成し、頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行ない、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行なうこと。

十二 中小企業省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に係る公益法人その他の団体につき、許可若しくは認可を与え、又はその許可若しくは認可を取り消すこと。

十四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行なうこと。

十五 中小企業者の事業の育成及び発展を図るための基本となる方策を企画立案すること。

十六 中小企業者の事業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。

十七 中小企業者に対する金融制度、税制その他中小企業者に関する経済問題に関し調査研究すること。

十八 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関すること。

十九 中小企業者に対する資金の融通をあつせんとすること。

二十 中小企業者及びその従業員並びに中小企業団体の組織に関する法律第三条の中小企業団体及び中小企業団体中央会(以下「中小企業団体等」という。)並びに環境衛生協同組合の職員の福利厚生に関すること。

二十一 中小企業者が海外において行なう経済協力その他の事業活動についての指導及び助成を行なうこと。

二十二 中小企業者の事業分野の確保に関すること。

二十三 中小企業者に対する官公需の確保に関すること。

二十四 中小企業信用保険に関すること。

二十五 中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第六十号)による中小企業退職金共済事業に関すること。

二十六 小規模企業共済法(昭和四十年法律第二百二号)による小規模企業共済事業に関すること。

二十七 商工会の組織等に関する法律(昭和三十五年法律第八十九号)の施行に関すること。

二十八 商工組合中央金庫に関すること。

二十九 国民金融公庫に関すること。

三十 中小企業金融公庫に関すること。

三十一 中小企業信用保険公庫に関すること。

三十二 信用保証協会に関すること。

三十三 中小企業投資育成株式会社に関すること。

三十四 中小企業者の組織化についての指導及び助成を行なうこと。

三十五 中小企業者の組織活動の指導者の養成及びこれに対する助成を行なうこと。

三十六 中小企業団体等及び環境衛生協同組合の職員の指導訓練に関すること。

三十七 中小企業団体の組織に関する法律及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の施行に関すること。

三十八 環境衛生協同組合に関すること。

三十九 中小企業者の事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な助成をすること。

四十 中小企業者の事業に有益な技術及び経営方法の奨励及び指導を行なうこと。

四十一 中小企業の近代化の促進に関すること。

四十二 中小企業者の事業の設備の近代化のための助成を行なうこと。

四十三 中小企業振興事業団に関すること。

四十四 中小企業者の生産に係る製品又はその製法等の展示会を開くこと。

四十五 中小企業者の科学技術の向上に寄与する試験研究機関に対し、助成を行ない、及び協力を求めること。

四十六 中小企業者の生産に係る特産品の向上発展のための指導及び助成を行なうこと。

四十七 中小企業者の生産に係る商品の輸出の奨励及び指導を行なうこと。

四十八 中小企業者が生産した商品の輸出の増大を図るための海外市場調査、市場開拓及び普及宣伝の指導及び助成を行なうこと。



四十九 製造業者又は卸売業者と小売業を行なう中小企業者との間の事業分野の調整に関すること。

五十 小売業を行なう中小企業者相互間の競争の調整に関すること。

五十一 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）の施行に関すること。

五十二 商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百四十一号）の施行に関すること。

五十三 中小企業者と大規模の事業者等との間に生じた紛争につき、あつせんし、調停し、又は裁定すること。

五十四 前各号に掲げるもののほか、法律（これに基づく命令を含む。）に基づき中小企業者に属せられた権限。

2 中小企業者は、中小企業者の事業に関係がある事項に関し、関係行政機関に対し報告又は資料の提出その他必要な協力を求め、かつ、関係行政機関に対し意見を述べることが出来る。

第二章 本省

第一節 内部部局

第五節 内部部局

第五條 本省に、大臣官房及び次の四局を置く。

振興局  
組合同局  
経営指導局  
商業局

2 大臣官房に、調査統計部を置く。  
（特別な職）

第六條 大臣官房に、官房長を置く。

2 官房長は、命を受けて大臣官房の事務を掌理する。

（大臣官房の事務）

第七條 大臣官房においては、中小企業者の所掌事務に関し、次の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。  
二 職員職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。  
三 大臣の官印及び省印を管掌すること。

四 公文書類を接受し、発送し、編集し、及び保存すること。

五 経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 広報に関すること。

九 行政の審査を行なうこと。

十 法令案の審査その他総合調整及び企画に関すること。

十一 調査一般に関すること。

十二 図書及び資料の収集、保管、編集及び刊行を行なうこと（第十三号に掲げるものを除く）。

十三 中小企業者の事業に関する統計につき、企画、普及、資料の収集、保管、製表、解析及び編集を行なうこと。

十四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関すること。

十五 中小企業者の事業に関する事項に關し他の行政機関に協力を求め、及び意見を述べること。

十六 中小企業政策審議会の庶務に関すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、中小企業者の所掌事務で他局及び他の機関の所掌に属しない事務に関すること。

2 調査統計部においては、前項第十三号に掲げる事務をつかさどる。

（振興局の事務）

第八條 振興局においては、次の事務（商業局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 中小企業者の事業の育成及び発展を図るための基本となる方策の企画立案に関すること。  
二 中小企業者の事業の育成及び発展並びにその経営の向上に必要な事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。  
三 中小企業者に対する金融制度及び税制に關し調査研究すること。

四 中小企業者に関する経済問題に關し調査研究すること。

五 中小企業者の事業の産業別及び業種別の振興に関すること。

六 中小企業者に対する資金の融通をあつせんすること。

七 中小企業者及びその従業員並びに中小企業団体等及び環境衛生協同組合の職員の福利厚生に関すること。

八 中小企業者が海外において行なう経済協力その他の事業活動についての指導及び助成に關すること。

九 中小企業者の事業分野の確保に關すること。

十 中小企業者に対する官公需の確保に關すること。

十一 中小企業信用保険に関すること。

十二 中小企業退職金共済法による中小企業退職金共済事業に関すること。

十三 小規模企業共済法による小規模企業共済事業に関すること。

十四 商工会の組織等に関する法律の施行に關すること。

十五 商工組合中央金庫に関すること。

十六 国民金融公庫に関すること。

十七 中小企業金融公庫に関すること。

十八 中小企業信用保険公庫に関すること。

十九 信用保証協会に関すること。

二十 中小企業投資育成株式会社に関すること。

（組合同局の事務）

第九條 組合同局においては、次の事務をつかさどる。

一 中小企業者の組織化についての指導及び助成に関すること。  
二 中小企業者の組織活動の指導者の養成及びこれに対する助成に関すること。  
三 中小企業団体等及び環境衛生協同組合の職員の指導訓練に關すること。

四 中小企業団体等及び環境衛生協同組合の設立の認可に關すること。

五 中小企業団体の組織に関する法律の規定による調整規程、組合規約及び特殊契約の認可に關すること。

六 中小企業団体の組織に関する法律の規定による加入命令及び事業活動の規制に関する命令に關すること。

七 第四号から前号までに掲げるもののほか、中小企業団体の組織に関する法律及び中小企業等協同組合法の施行に關すること。

（経営指導局の事務）

第十條 経営指導局においては、次の事務（商業局の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 中小企業者の事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な勧告に關すること。

二 中小企業者の事業に有益な技術の奨励及び指導に關すること。

三 中小企業者の事業に有益な経営方法の奨励及び指導に關すること。

四 中小企業者の近代化の促進に關すること。

五 中小企業者の事業の設備の近代化のための助成に關すること。

六 中小企業振興事業団に関すること。

七 中小企業者の生産に係る製品又はその製法等の展示紹介に關すること。

八 中小企業者の事業に有益な技術の向上発展のための試験研究に關すること。

九 中小企業者の生産に係る特産品の向上発展のための指導及び助成に關すること。

（商業局の事務）

第十一條 商業局においては、次の事務をつかさどる。

一 中小企業者の行なう商業及びサービスの育成及び発展を図るための基本となる方策の企画立案に關すること。  
二 中小企業者の行なう商業及びサービスの育成及び発展並びにその経営の向上に必要な

事項についての情報を収集し、分析し、及び提供すること。

三 中小企業者の行なう商業及びサービス業に關係がある経済問題に関し調査研究すること。

四 商業及びサービス業を行なう中小企業者に對する資金の融通をあつせんすること。

五 中小企業者の行なう商業及びサービス業の事業の経営状況の調査及び診断並びにこれらに基づく必要な勧告に關すること。

六 中小企業者の行なう商業及びサービス業の事業に有益な経営方法及び技術の奨励及び指導に關すること。

七 中小企業者の行なう商業及びサービス業の近代化の促進に關すること。

八 中小企業者の行なう商業及びサービス業の設備の近代化のための助成に關すること。

九 中小企業者の生産に係る商品の輸出の奨励及び指導に關すること。

十 中小企業者が生産した商品の輸出の増大を圖るための海外市場調査、市場開拓及び普及

十一 宣伝の指導及び助成に關すること。

十二 製造業者又は卸売業者と小売業を行なう中小企業者との間の事業分野の調整に關すること。

十三 小売業を行なう中小企業者相互間の競争の調整に關すること。

十四 割賦販売法の施行に關すること。

十五 商店街振興組合法の施行に關すること。

十六 前各号に掲げるもののほか、商業及びサービス業を行なう中小企業者の指導及び助成に關すること。

第二節 地方支分部局  
(中小企業局)  
第十二条 本省に、地方支分部局として、中小企業局を置く。  
(所掌事務)  
第十三条 中小企業局は、本省の所掌事務の一部を分掌する。  
(名称、位置及び管轄区域)  
第十四条 中小企業局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌中小企業局	札幌市	北海道
仙台中小企業局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
東京中小企業局	東京都	東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県
名古屋中小企業局	名古屋市	岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県、福井県
大阪中小企業局	大阪市	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
広島中小企業局	広島市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国中小企業局	高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
福岡中小企業局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(内部部局)  
第十五条 中小企業局に、次の四部を置く。ただし、必要に応じて中小企業大臣の定めるところにより、部の数を減ずることができる。

振興部  
組合部  
経営指導部  
商業部

2 前項に定めるもののほか、中小企業局の内部部局の組織の細目は、中小企業省令で定める。

第三章 外局  
(外局の設置)  
第十六条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、中小企業省の外局として、中央中小企業調整委員会を置く。  
(中央中小企業調整委員会)  
第十七条 中央中小企業調整委員会の組織、所掌事務及び権限は、別に法律の定めるところによる。

第四章 職員  
(職員)  
第十八条 中小企業省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に關する事項については、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)の定めるところによる。  
(定員)  
第十九条 中小企業省の国家行政組織法第十九条第一項の定員は、中小企業大臣、政務次官及び秘書官の定員を除き、次のとおりとする。

区 分	定 員
本省	七〇〇人
中央中小企業調整委員会	五〇人
合 計	七五〇人

附 則  
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
2 この法律の施行に關し必要な事項及び關係法律の整理は、別に法律で定める。  
本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百五十億円の見込みである。